

**第3期 中山町
子ども・子育て支援事業計画
【令和7～11年度】**

（案）

**令和7年2月
中山町**

目 次

第1章 計画の策定趣旨	1
1 計画策定の経緯	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
4 持続可能な開発目標（SDGs）について	2
5 計画の策定体制	2
第2章 こども・子育てを取り巻く現状と課題	4
1 中山町の状況	4
2 第3期子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査からみえる課題	19
3 中学生調査からみえる課題	55
4 施策の進捗評価	58
5 こども・子育て家庭を取り巻く課題	60
第3章 計画の基本的な考え方	62
1 目指すべき姿（基本理念）	62
2 基本目標	62
3 施策体系	63
第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	64
1 教育・保育事業の提供区域	64
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計	65
3 教育・保育事業の「量の見込み」	67
4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」	77
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について	88
6 教育・保育の一体的提供の推進	88
第5章 こども・子育て支援施策の展開	90
基本目標1 こどもの健康の保持増進	91
基本目標2 地域ぐるみの子育て支援	94
基本目標3 教育環境の整備	100
基本目標4 仕事と家庭の両立支援	103
基本目標5 安全・安心な環境づくり	105
基本目標6 困難を有するこどもやその家庭への支援	108
第6章 計画の推進体制	110

【こどもと子ども表記について】

「こども」の表記は、こども基本法にならい、原則として「子ども」ではなく、「こども」を用いています。ただし、子ども・子育て支援法における「子ども」など法令に根拠がある語を用いる場合や、既存の予算事業名や組織名などの固有名詞として用いる場合は「子ども」を用いています。

第1章 計画の策定趣旨

1 計画策定の経緯

町では、子ども・子育て支援法（第61条）に基づき、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする「中山町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期中山町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、各種こども・子育て支援事業を推進してきました。

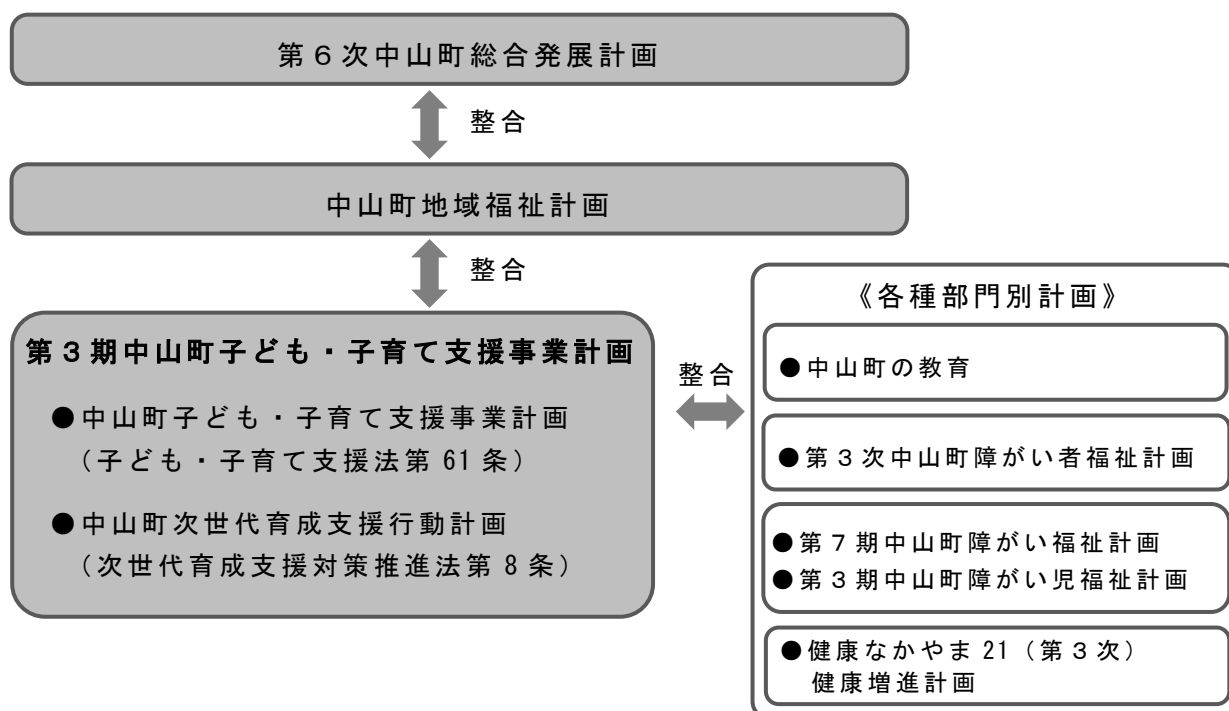
第2期計画の計画期間が満了となるため、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期中山町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第3期計画」という。）を策定し、引き続き、こどもと子育て家庭の目線に立ち、こどもの育ちを重視する本町の実情に即した環境整備を図ることを目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、第2期計画と同様、子ども・子育て支援法（第61条）に基づく計画であると同時に、こども・子育て支援に係るさまざまな分野の施策を総合的に定めるため、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「地域行動計画」と一体的な計画として策定するものです。

また、町が策定する他計画との関係においては、「第6次中山町総合発展計画」及び「中山町地域福祉計画」を上位計画とし、「中山町の教育」等の関連する町の各種部門別計画との整合性を図ります。

◆計画の位置づけイメージ◆



3 計画期間

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき5年を一期とします。第3期計画は、令和7年度から令和11年度までの計画期間とします。

◆計画期間◆

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
中山町総合計画	第5次計画 (平成23年度～令和2年度)					第6次計画 (令和3～12年度)									
中山町地域福祉計画	第1期計画 (平成28年度～令和2年度)					第2期計画 (令和3～7年度)					第3期計画 (令和8～12年度)				
子ども・子育て支援事業計画	第1期計画 (平成27年度～令和元年度)					第2期計画 (令和2～6年度)					第3期計画 (令和7～11年度)				

4 持続可能な開発目標（SDGs）について

第6次中山町総合発展計画では、各施策を関連する目標に配慮しながら着実に推進することでSDGsの達成を目指しています。SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」ことを理念とした持続可能な開発目標の略称です。国連加盟国193箇国が2030年までに達成する目標として掲げたもので、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

第3期中山町子ども・子育て支援事業計画に関連するSDGsの目標は以下のとおりです。



5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子育て世代の保護者や学識経験者、幼稚園・保育施設・学校関係者等で構成される「中山町子ども・子育て会議」において、基本理念や基本目標の設定、量の見込みとその確保方策の内容について審議を行いました。

また、当町が置かれている現状を把握し、子育て家庭が求めていることを把握するため、各種アンケート調査等を実施しました。調査結果から得られた子育ての現

状や、今後の子育て支援に係る意向は、サービスの供給確保方策の目標値を設定するための基礎資料として活用しました。計画素案ができた段階でパブリック・コメントを行い、町民の意見の反映に努めました。

◆計画策定にあたり実施した各種アンケート調査：子育て家庭対象ニーズ調査◆

調査目的	本調査は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画である「中山町第3期子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料とすることを目的として、実施しました。			
調査地域	中山町全域			
標本抽出	住民基本台帳から対象年齢の就学前児童及び小学生の保護者を対象に無作為抽出			
調査方法	●保育園、幼稚園、こども園、小学校に依頼してのアンケートの配付・回収 ●就学前児童等で通園していない児童保護者には郵送で調査票を配付・回収 ●調査票の回答は次のとおり。 ・就学前児童が2人以上の世帯：年齢の一番低いこども1人を対象に回答。 ・小学生が2人以上の世帯：年齢の一番低いこども1人を対象に回答。 ・就学前児童と小学生とで2人以上いる世帯…年齢の一番低いこどもそれぞれ1人を対象に合計2人分のみ回答。 ●インターネットでの回答も受け付け回収票に算入 ●回答はすべて無記名による調査法			
調査期間	令和6年2月14日（水）～2月29日（木）			
調査対象と回収率	調査対象者	調査数	回収数	回収率
	町内在住の就学前児童をもつ保護者	278票	213票	76.6%
	町内在住の小学生児童をもつ保護者	377票	268票	71.0%

◆計画策定にあたり実施した各種アンケート調査：中学生対象アンケート調査◆

調査目的	次代の子育て世代となる中学生を対象に、中学生自身の意見や希望を聴取し、こどもたちに求められている子育て環境の方向性や施策を明確化する。		
対象者	中山町立中山中学校第2学年に在籍する生徒		
調査方法	質問紙を用いたアンケート調査		
調査期間	令和6年7月2日（火）～7月9日（火）		
配付・回収方法	学校経由で配付・回収		
配付数・回収率	調査数	回収数	回収率
	68票	65票	95.6%

第2章 こども・子育てを取り巻く現状と課題

1 中山町の状況

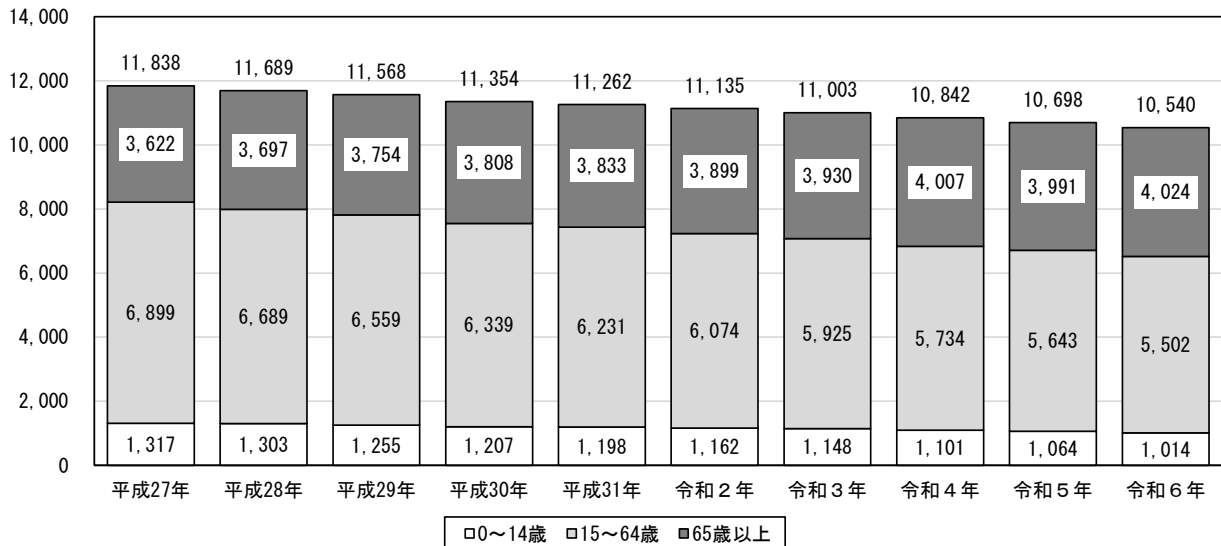
(1) 人口動向

① 人口

令和6年3月末の人口は、10,540人となっており、平成27年以降、緩やかに減少しています。

3区分別人口においては、令和6年と平成27年を比較すると、0～14歳（年少人口）は303人減少、15～64歳（生産年齢人口）は1,397人減少しています。65歳以上（高齢者人口）は402人増加しています。15～64歳（生産年齢人口）の減少が著しくなっています。

(人) ◆年齢階層（3区分）別人口の推移◆

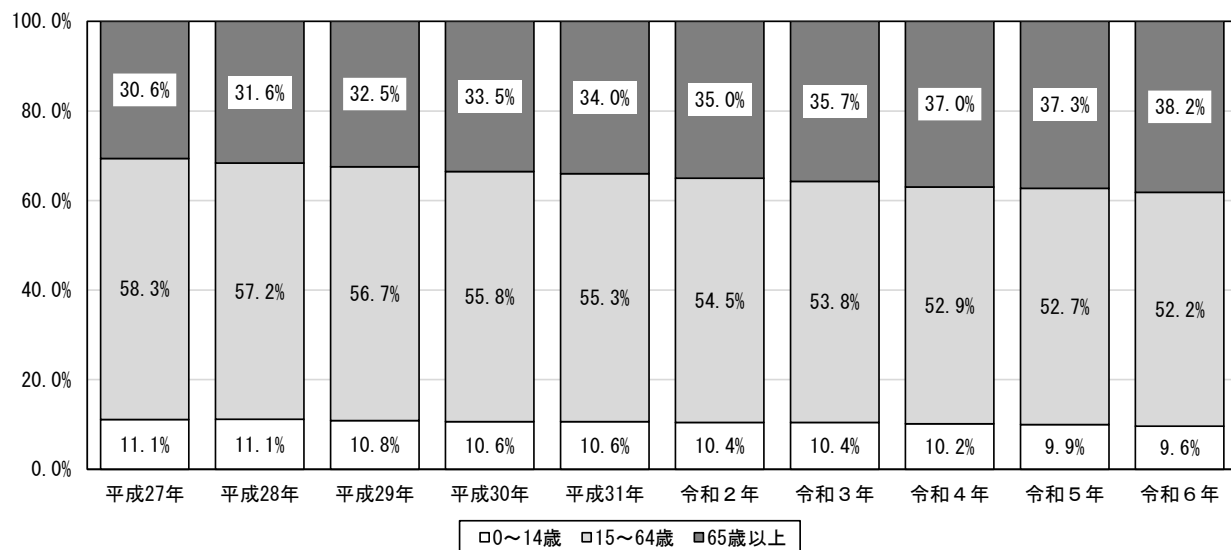


〔住民基本台帳 各年3月31日現在〕

② 人口構造

令和6年の人口構造では、0～14歳（年少人口）が9.6%、15～64歳（生産年齢人口）が52.2%、65歳以上（高齢者人口）は38.2%となっています。町の総人口に占める年少人口の割合は、ほぼ横ばいの傾向を示していますが、高齢者人口の割合は増加傾向にあり、全国的な傾向同様に高齢化が進展しています。

◆年齢階層（3区分）別人口構造の推移◆



〔住民基本台帳 各年3月31日現在〕

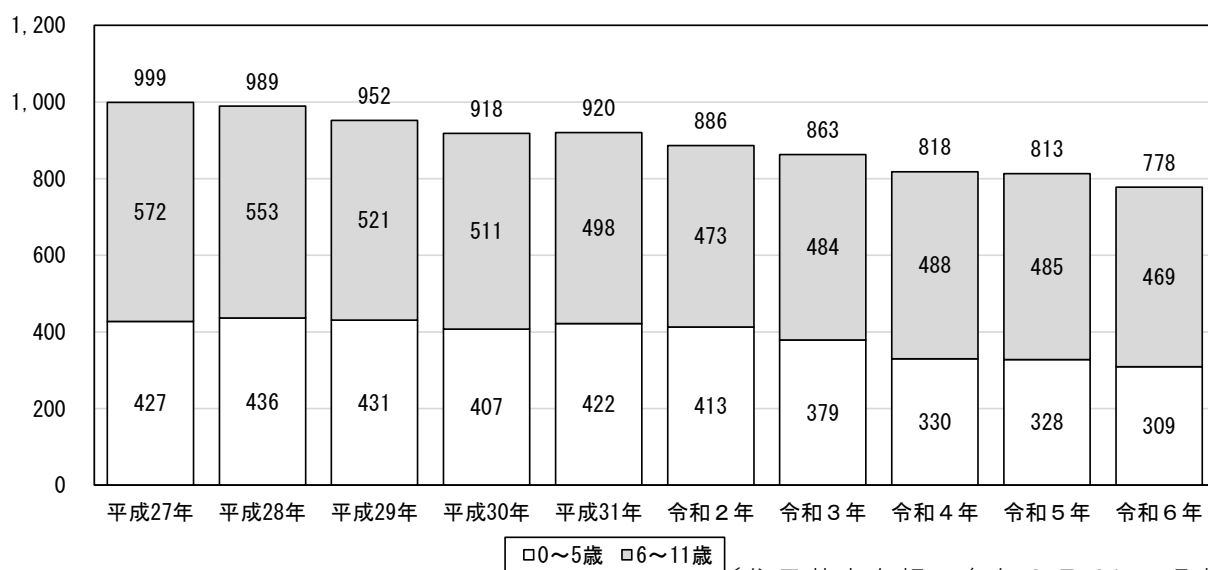
③ こども人口

令和6年のこども人口（就学前児童及び小学校児童）は、0～5歳は309人、6～11歳は469人、合計で778人となっています。平成27年以降、0～5歳・6～11歳ともに増減はありますがおおむね減少傾向で推移しています。

町全体としては生産年齢人口が減少していることから、今後も、緩やかにこども人口の減少が続くと予想されます。

◆こども人口の推移◆

(人)

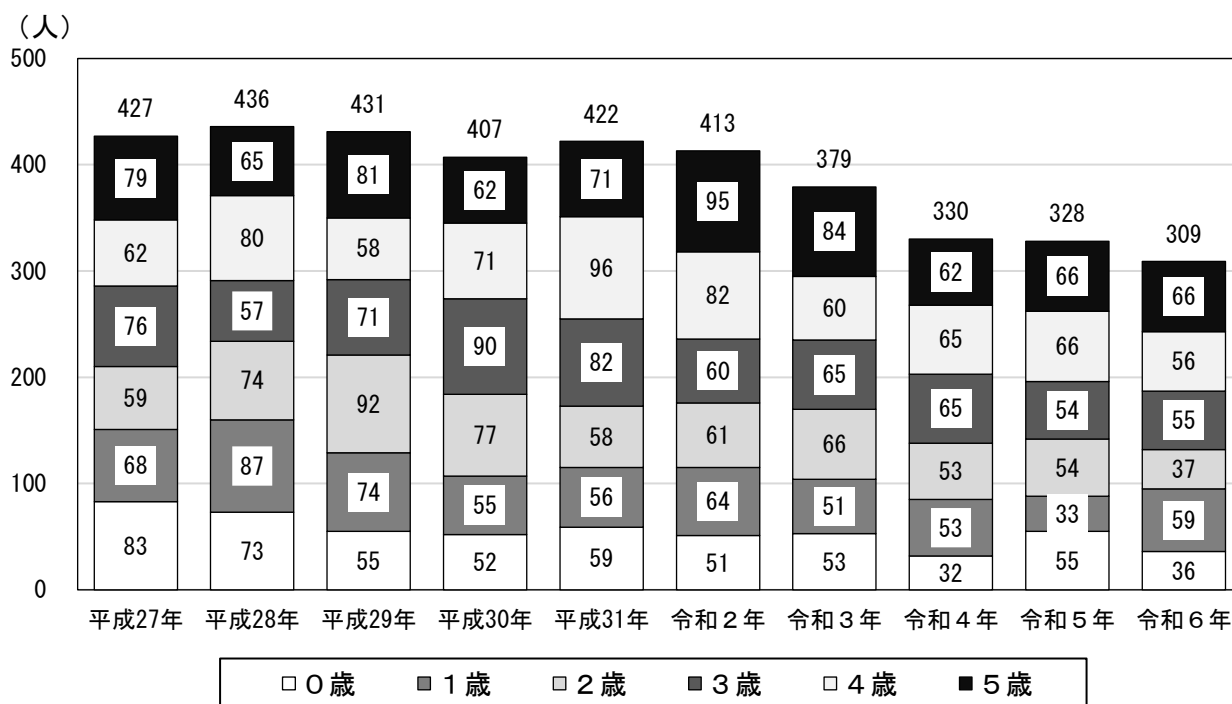


〔住民基本台帳 各年3月31日現在〕

④ 就学前児童の年齢別人口推移

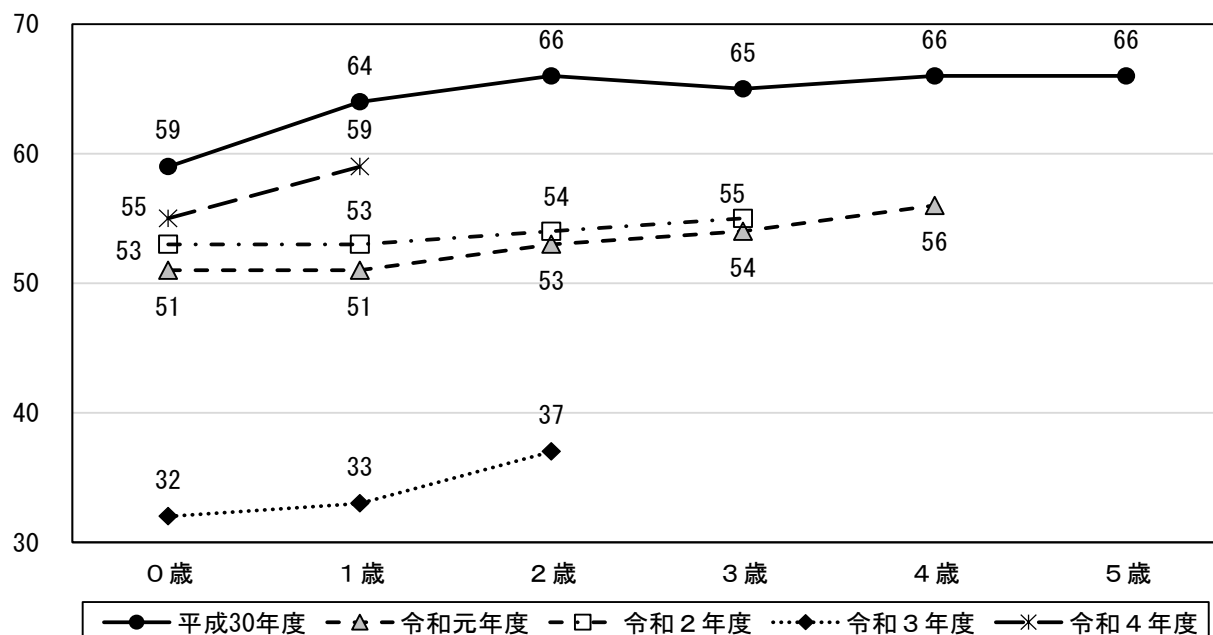
就学前児童の年齢別人口は、平成 31 年までは増減を繰り返していましたが、平成 31 年以降は減少傾向で推移しています。

◆ 0 ～ 5 歳人口の推移 ◆



〔住民基本台帳 各年 3 月 31 日現在〕

◆ 0 ～ 5 歳の誕生年度別年齢別人口の推移 ◆

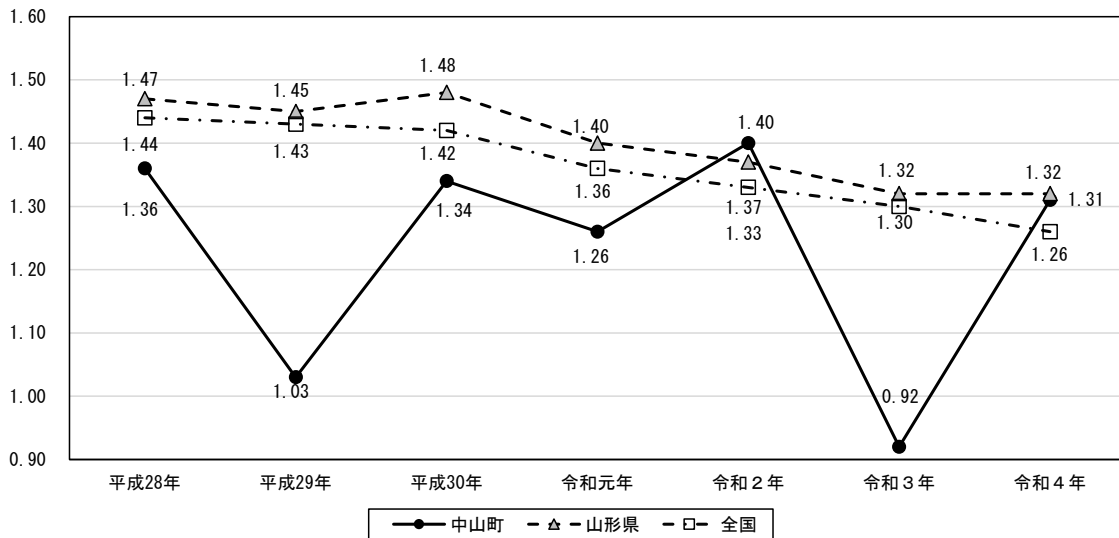


〔住民基本台帳 各年度 3 月 31 日現在〕

⑤ 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、全国や県の平均より低い水準で推移していましたが、令和2年には1.40まで上がりました。その後、再び低下しますが、令和4年には1.31と山形県平均値と同程度になっています。

◆合計特殊出生率◆



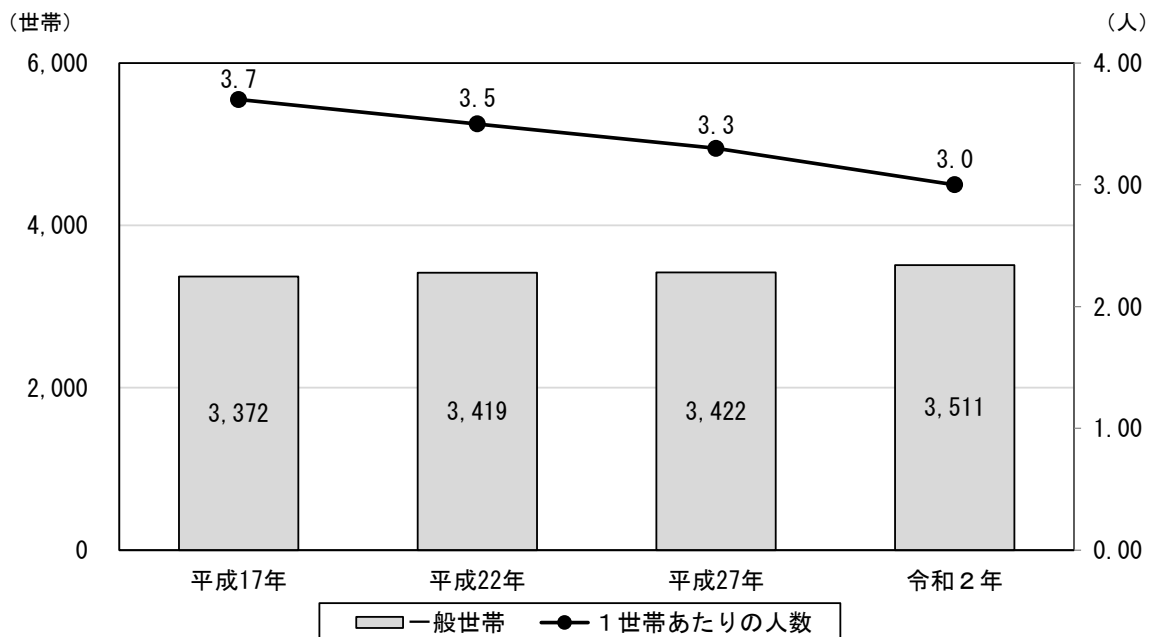
〔山形県 少子化・次世代育成支援対策関係データ集〕

(2) 世帯の状況

① 世帯数と1世帯当たりの人数

世帯数と1世帯当たりの人数をみると、世帯数は年々増加していますが、総人口が減少していることから、1世帯当たりの人数は年々減少しています。

◆総世帯数と1世帯当たりの人口◆

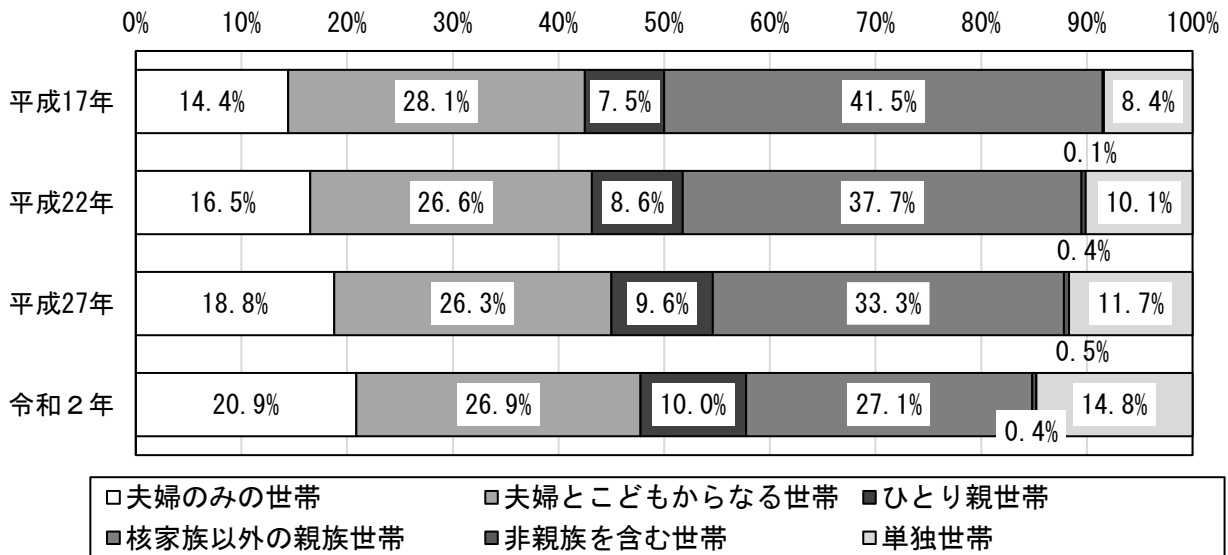


〔国勢調査〕

② 世帯の家族類型別構成

世帯の家族類型別割合をみると、「核家族以外の親族世帯（三世帯世帯等）」は減少傾向にあり、「夫婦のみ世帯」、「ひとり親世帯」、「単独世帯」が増加傾向となっています。「夫婦とこどもからなる世帯」は平成 27 年まで減少傾向で推移していましたが、令和 2 年は 26.9%に増加しています。

◆世帯の家族類型別割合◆



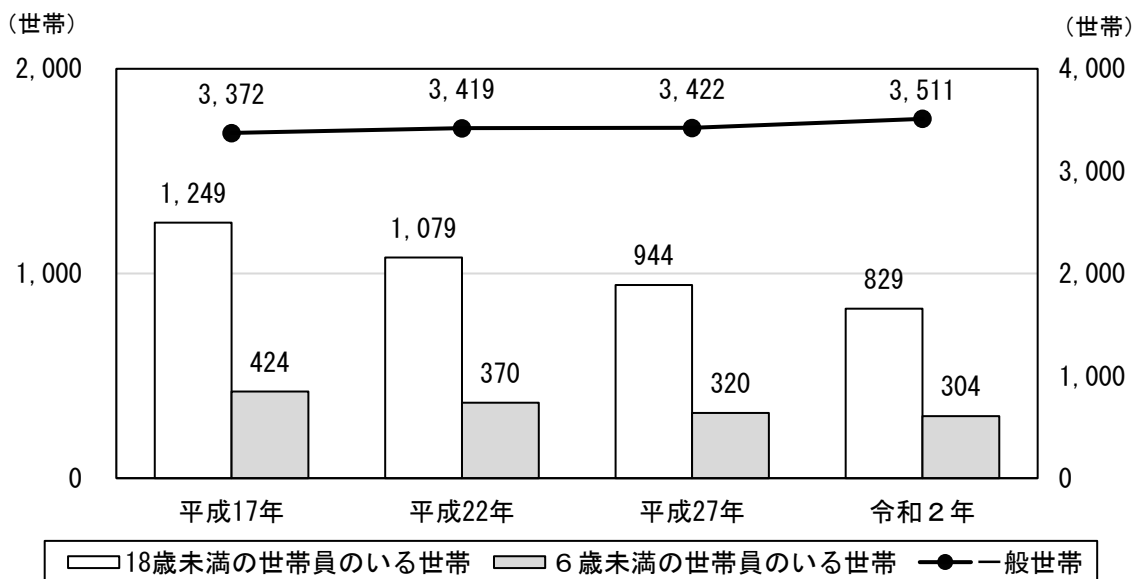
〔国勢調査〕

③ こどものいる世帯

子育て世帯数をみると、「18 歳未満の世帯員のいる世帯」数及び「6 歳未満の世帯員のいる世帯数」とも減少しています。

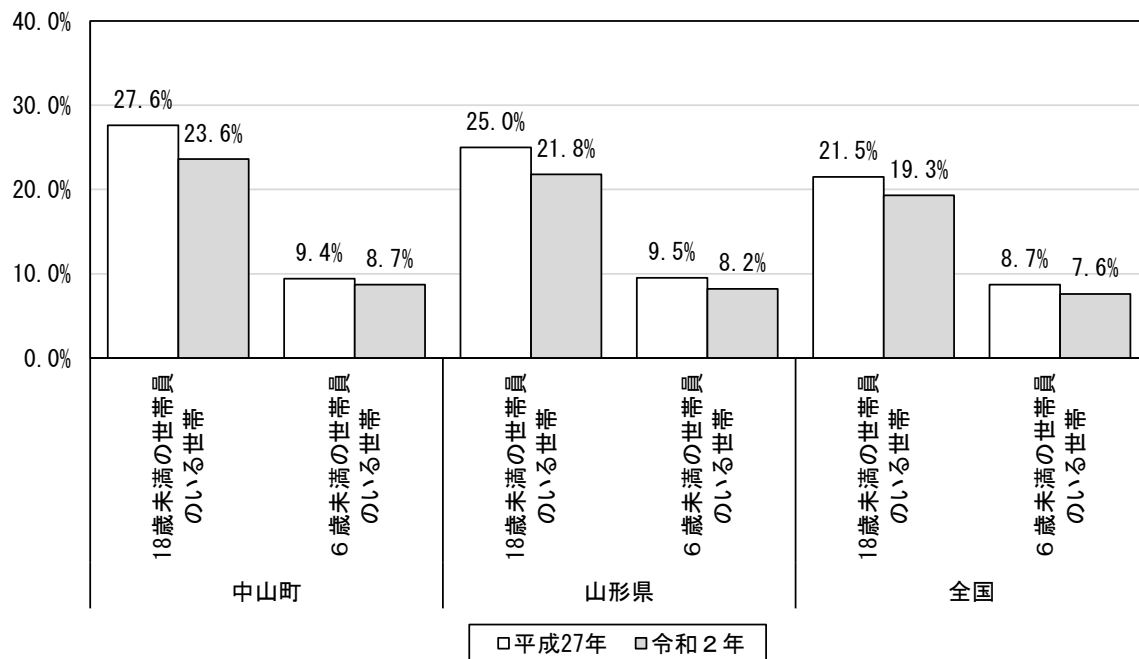
また、全国的な傾向と比較すると、「18 歳未満の世帯員のいる世帯」の割合及び「6 歳未満の世帯員のいる世帯」の割合ともに全国平均を上回っています。

◆子育て世帯数(18 歳未満のこどもがいる世帯)◆



〔国勢調査〕

◆子育て世帯の割合◆



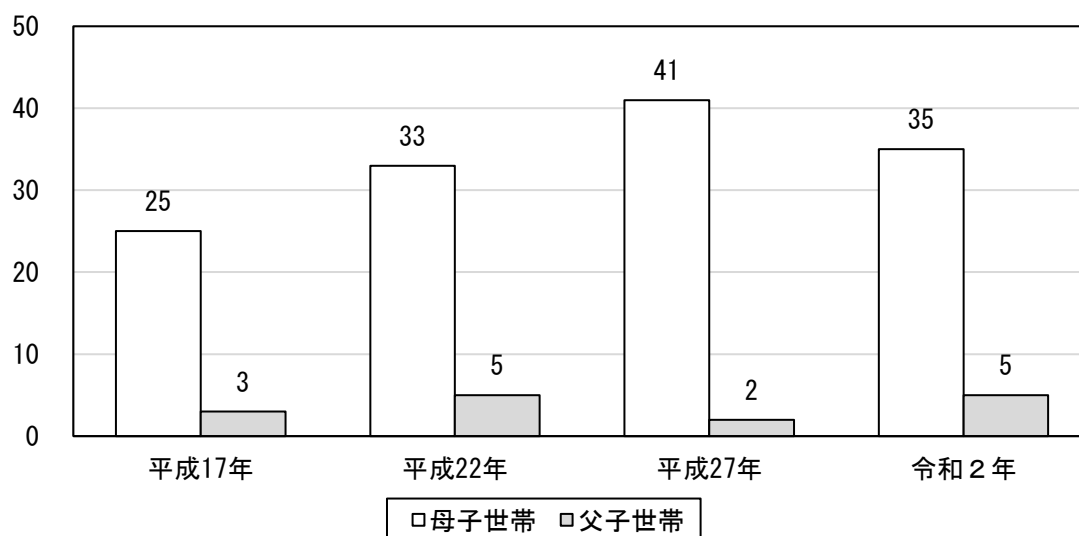
〔国勢調査〕

④ ひとり親世帯

20歳未満のこどもがいるひとり親世帯数をみると、母子世帯では、平成27年まで増加傾向で推移していましたが、令和2年は35世帯と減少しています。父子世帯は、5世帯程度で推移しています。

◆ひとり親世帯数◆

(世帯)



〔国勢調査〕

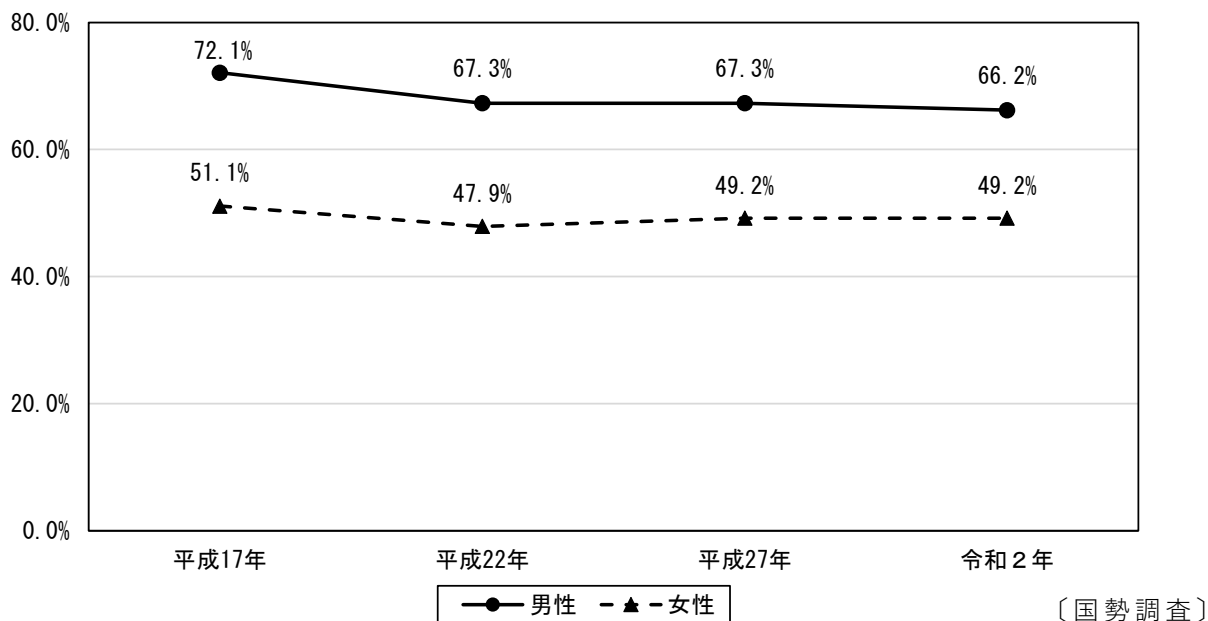
(3) 就労状況

① 就業率

15 歳以上の就業率をみると、男性は概ね減少傾向で推移しています。男性の就業率の低下は、離職した高齢者の増加も要因になっていると考えられます。

女性は平成 22 年まで低下していましたが、平成 27 年で増加傾向に転じ、令和 2 年は 49.2%と横ばいとなっています。

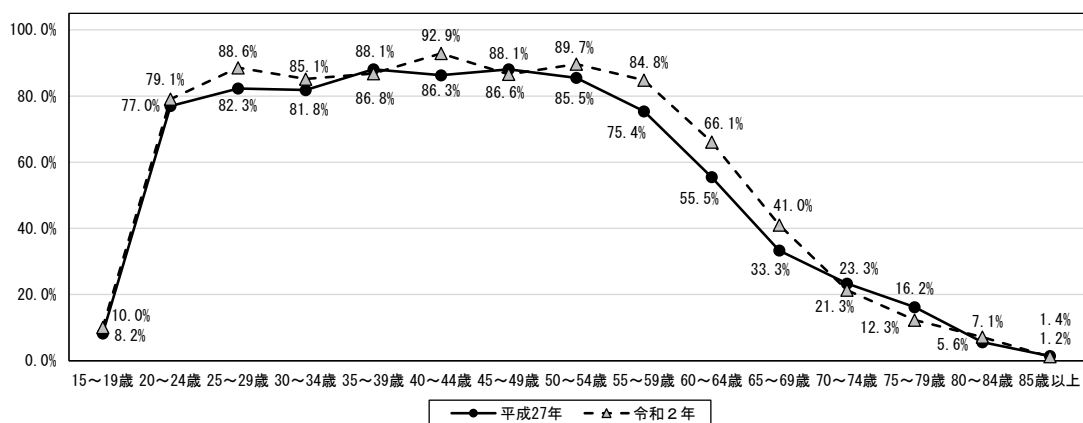
◆男女別就業率◆



② 女性の労働力率

女性の年齢階層別労働力率をみると、特に「25～29 歳」「40～44 歳」及び 50 歳代、60 歳代のゾーンにおいて、平成 27 年より令和 2 年は労働力率が高まっています。引き続き、子育て中の期間においても女性が働くことができるよう、両立支援制度の充実や教育・保育事業の量の拡大等のこども・子育て支援策を、継続していく必要があります。

◆女性の年齢階層別労働力率◆



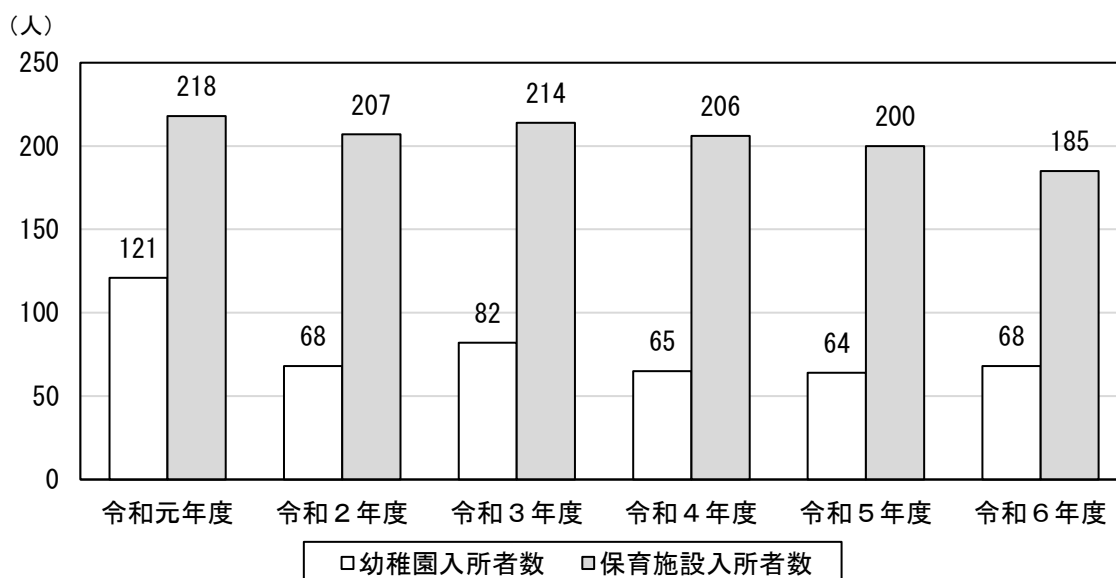
(4) 教育・保育サービスの利用状況

① 幼稚園・保育施設の入所状況

保育施設の入所者数はおおむね減少傾向で推移し、令和6年度には185人となっています。幼稚園の入所者数は増減を繰り返し、令和6年度には68人となっています。

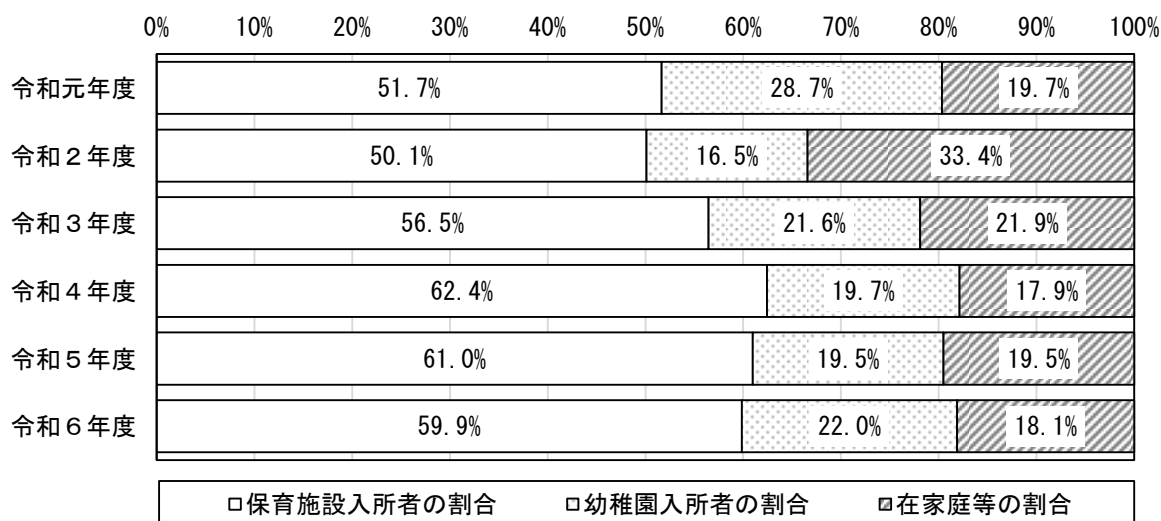
就学前児童の保育環境をみると、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、在宅で子育てをしている家庭の割合が増加しましたが、令和3年度以降は、保育施設入所者の割合が6割前後、幼稚園入所者の割合が2割前後、在宅で子育てをしている家庭の割合が2割前後でおおむね推移しています。

◆就学前児童の幼稚園・保育施設入所状況◆



〔中山町集計データ 各年度5月1日現在〕

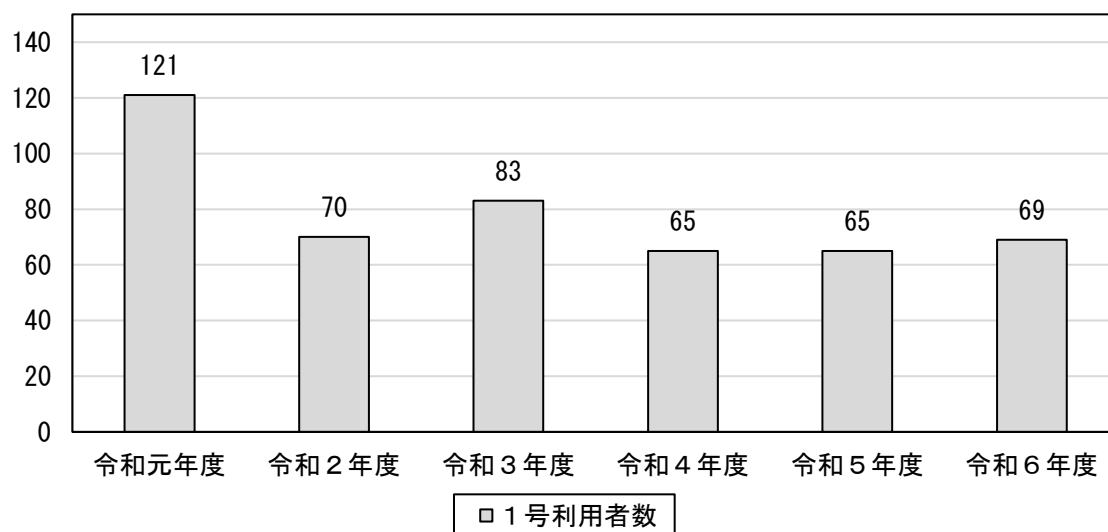
◆就学前児童の保育環境◆



〔中山町集計データ 各年度5月1日現在〕

◆ 1号認定（教育のみ必要な3～5歳）の児童数 ◆

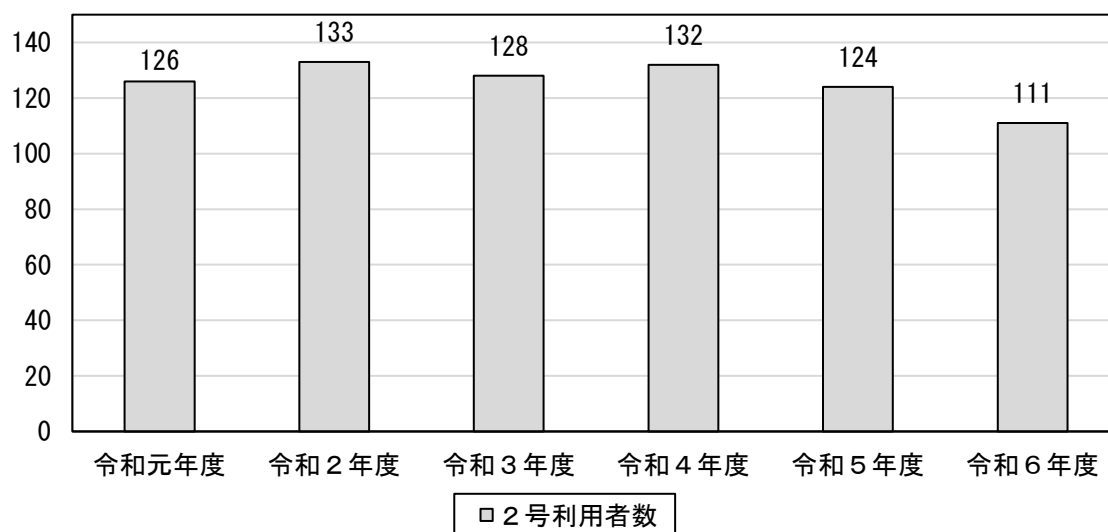
(人)



〔中山町 各年度5月1日現在〕

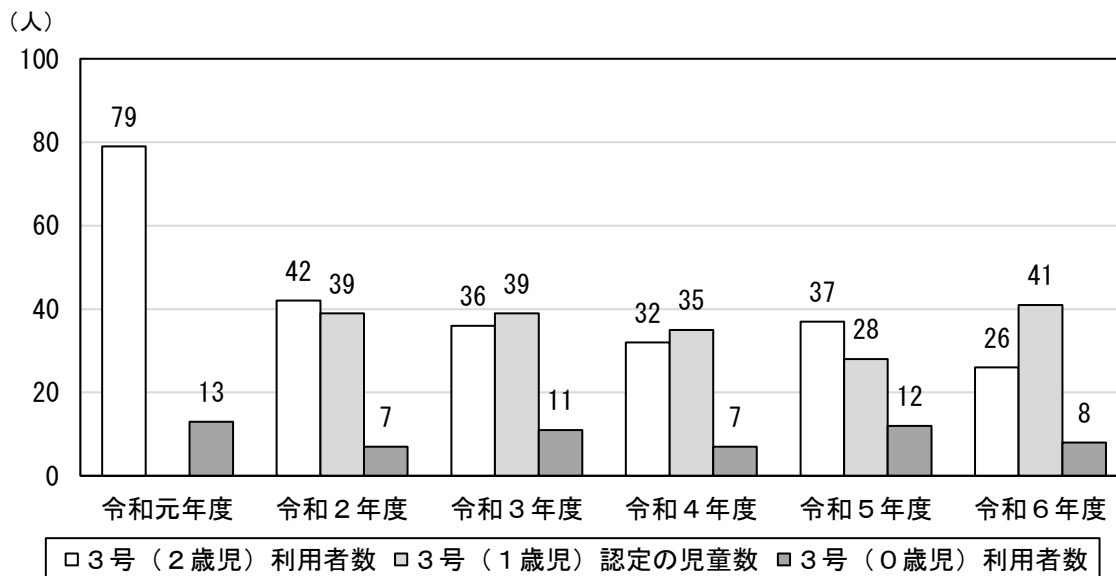
◆ 2号認定（保育の必要な3～5歳）の児童数 ◆

(人)



〔中山町集計データ 各年度5月1日現在〕

◆ 3号認定（保育の必要な0～2歳）の児童数 ◆



※令和元年度の2歳児は1歳児分も含む。

〔中山町集計データ 各年度5月1日現在〕

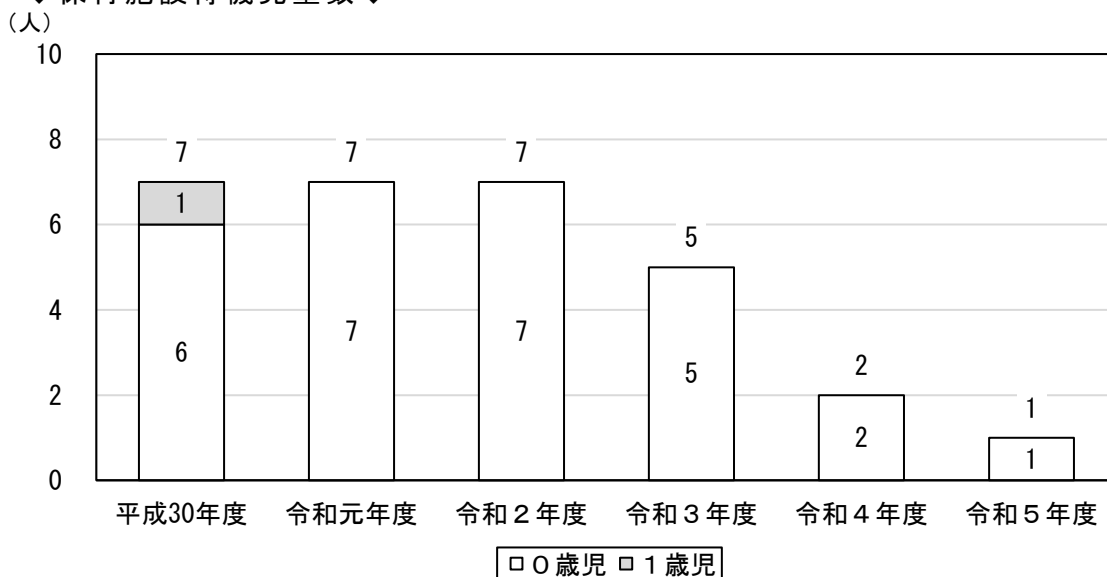
② 待機児童

待機児童数をみると、令和2年度までは7人で推移していましたが、令和3年度以降減少し、令和5年度は1人となっています。

また、令和元年度以降の待機児童はすべて0歳児となっています。

中山町では、保育施設での各年齢層における受入人数を弾力的に運用し、待機児童の減少に向けて努めています。

◆ 保育施設待機児童数 ◆



※令和元年度以降は1歳児の待機児童はいません。

〔中山町集計データ 各年度3月31日現在〕

(5) 子育て支援関連サービスの利用状況

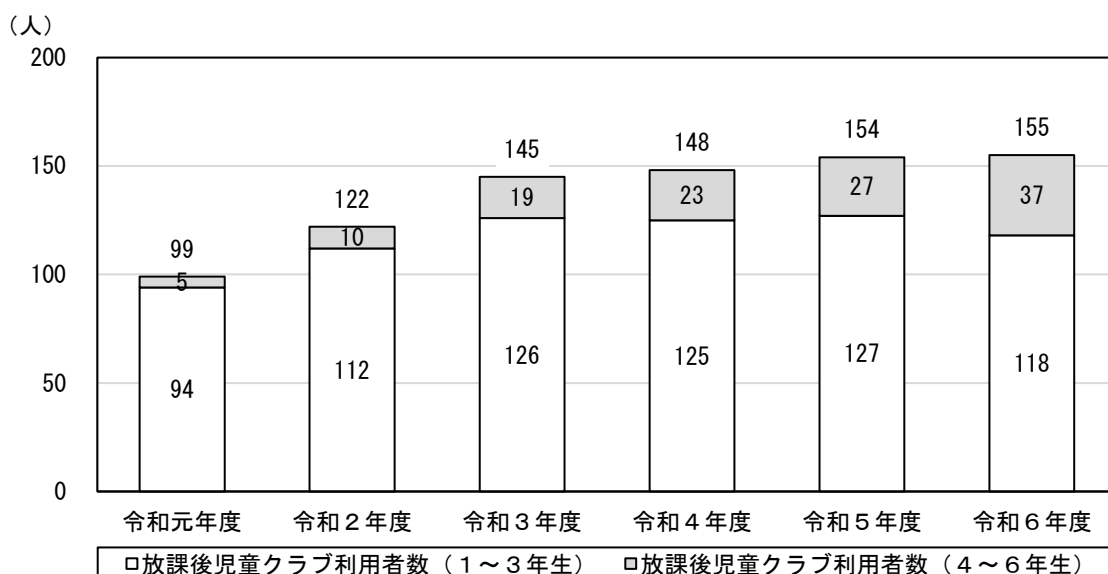
① 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

ア 利用状況

放課後児童健全育成事業（以下、放課後児童クラブ）をみると、小学校低学年（１～３年生）が主たる利用者となっており、令和６年度の小学校低学年の総児童数における需要率は、54.9%を占めています。

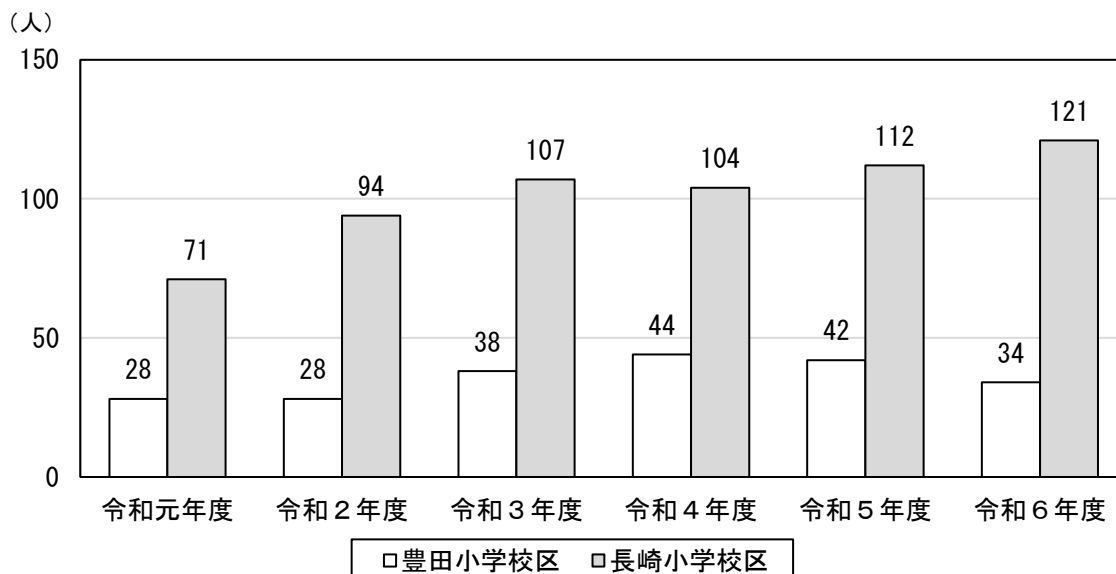
また、小学校区別でみると、豊田小学校は、令和４年度まで増加傾向で推移していましたが、以降は減少傾向に転じ、令和６年度は34人となっています。長崎小学校区は、おおむね増加傾向で推移しており令和６年度は121人の児童が利用しています。

◆学年別放課後児童クラブ利用者数（小学校１～６年生）◆



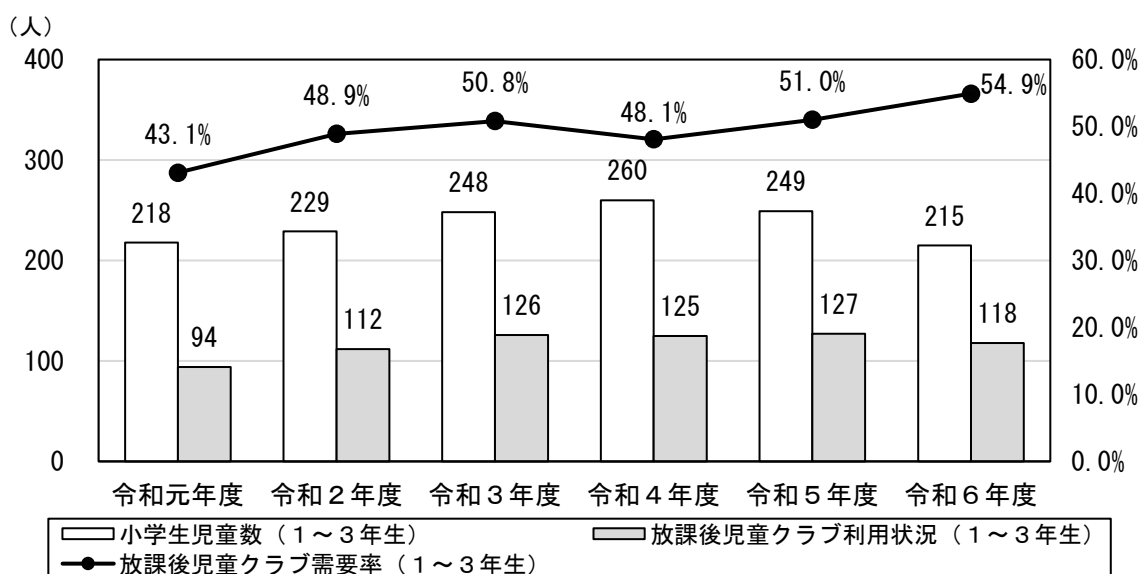
〔中山町集計データ 各年度５月１日現在〕

◆小学校区別放課後児童クラブ利用者数（小学校１～６年生）◆



〔中山町集計データ 各年度５月１日現在〕

◆放課後児童クラブ利用状況（小学校１～３年生）◆



〔中山町集計データ 各年度５月１日現在〕

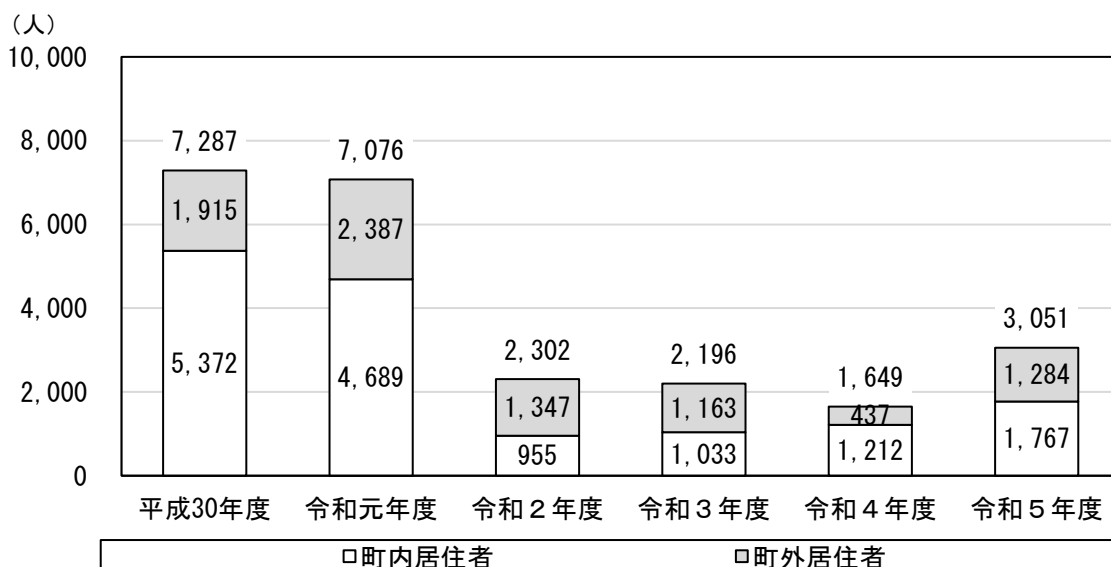
イ 待機児童

待機児童数をみると、令和元年度においては、豊田小学校区５人、長崎小学校区９人がいましたが、令和２年度以降は両校区とも０人となっています。

② 子育て支援拠点事業

子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の利用状況をみると、令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少し、令和５年度は３,０５１人（町内利用者１,７６７人、町外利用者１,２８４人）となっています。在宅で子育てをしている方や育児休業中の方を中心に気軽に利用していただけるよう、今後も事業を継続していきます。

◆子育て支援拠点事業延べ利用者数◆



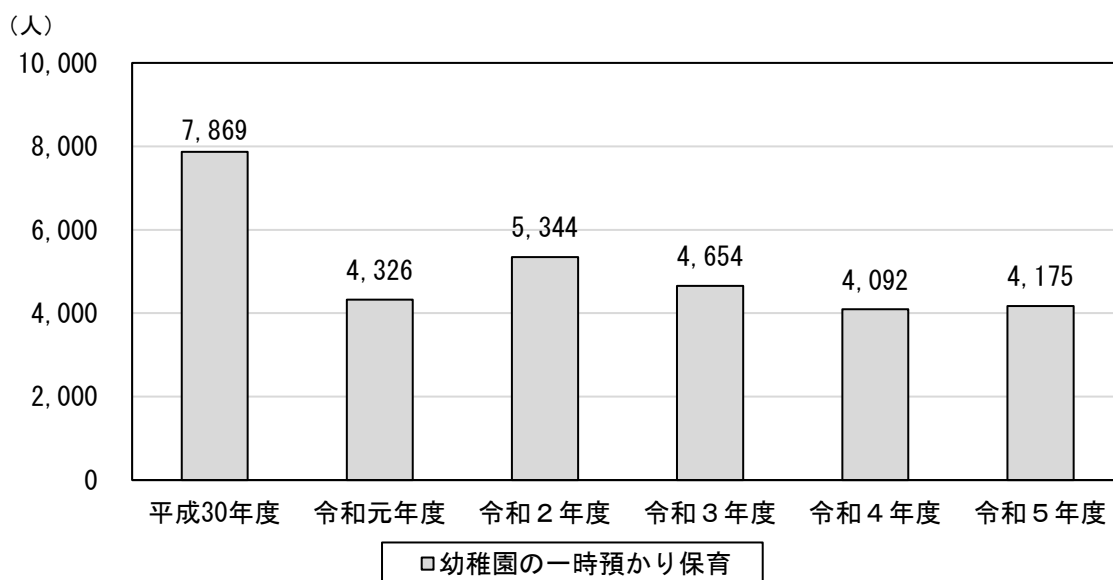
〔中山町集計データ 各年度３月３１日現在〕

③ 一時預かり事業

一時預かりの利用状況をみると、一時預かり（一般）、一時預かり（ファミリー・サポート・センター）とも令和元年度をピークとしており、令和5年度は一時預かり（一般）が20人、一時預かり（ファミリー・サポート・センター）が1人となっています。

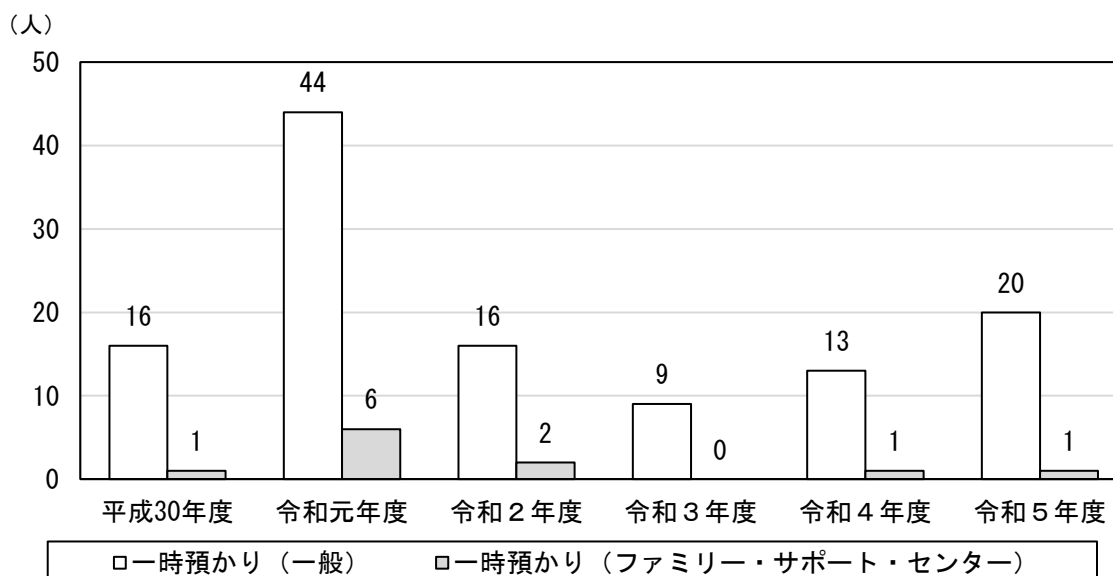
また、幼稚園の一時預かり延べ利用者数をみると、平成30年度が最も利用者が多く、令和5年度は4,175人となっています。

◆幼稚園の一時預かり延べ利用者数◆



〔中山町集計データ 各年度末実績〕

◆その他の一時預かり延べ利用者数◆



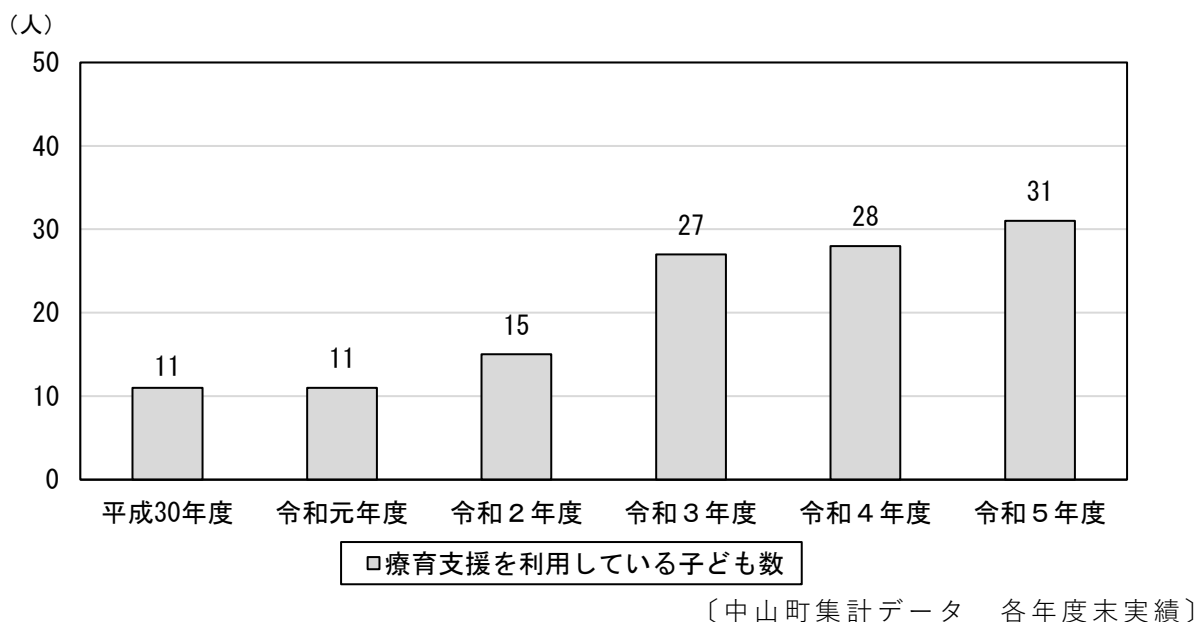
〔中山町集計データ 各年度末実績〕

④ 特別な支援が必要な子ども

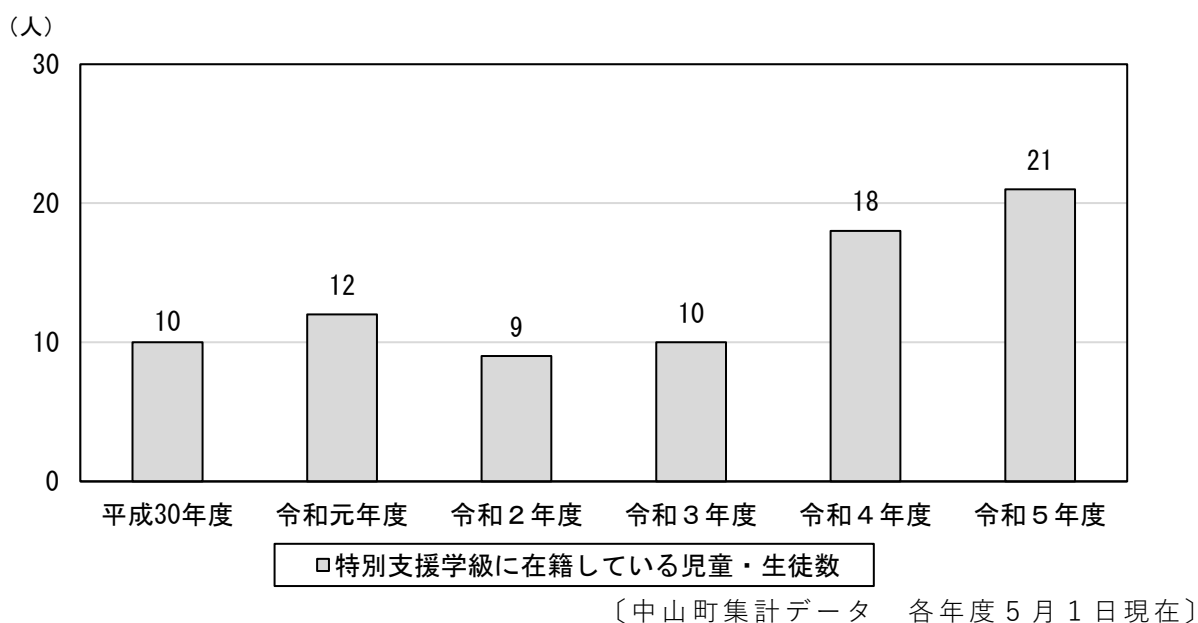
18歳未満で療育支援を利用している子どもは、令和2年度以降増加しており、令和5年度は31人となっています。小中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒数は、令和5年度は21人となり、増加傾向を示しています。

こどもの状況に応じた、多様な支援が求められています。

◆療育支援利用者数◆



◆特別支援学級に在籍している児童・生徒数◆

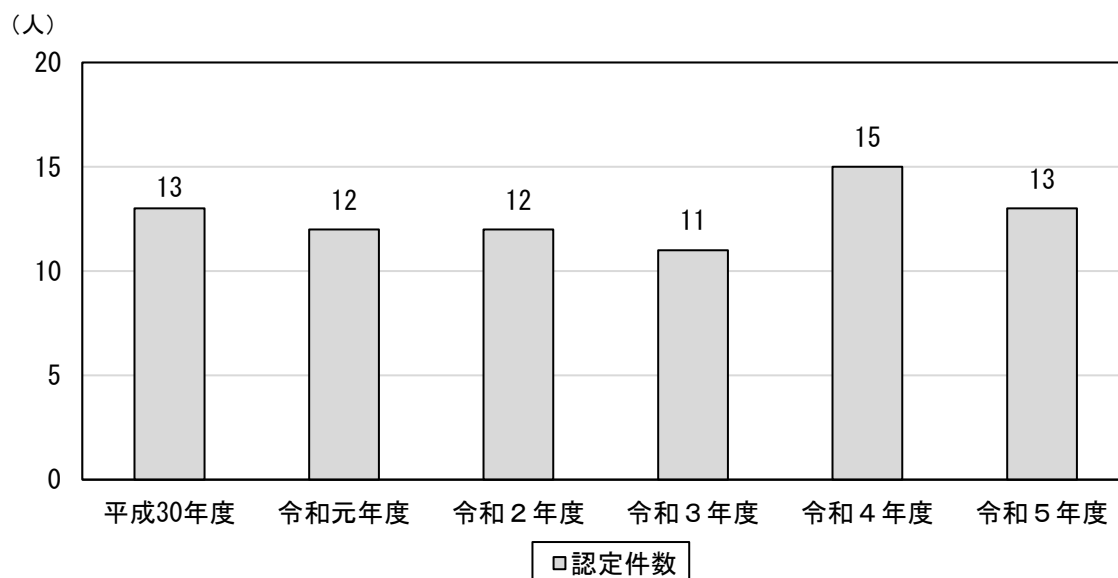


⑤ 児童虐待

18歳未満の児童虐待についてみると、平成30年度以降では、令和4年度が最も高く15件となっていました。令和5年度は減少し、13件となっています。

関係機関が連携し、子育て中の親に対する切れ目のない多様なサポート、相談体制を充実させ、児童虐待の早期発見、予防に努める必要があります。

◆児童虐待認定件数◆

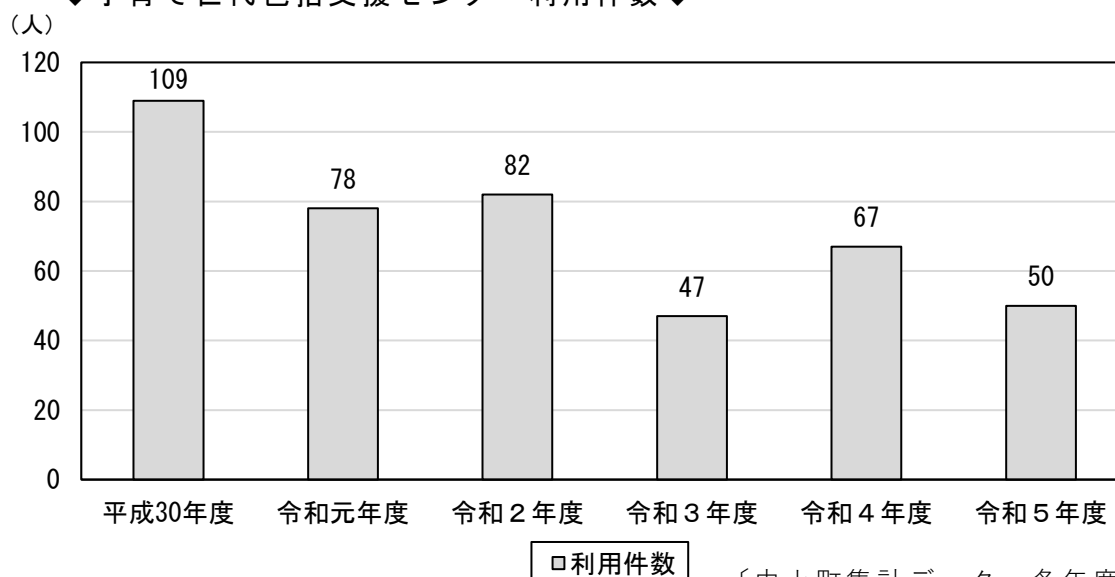


〔中山町集計データ 各年度末実績〕

⑥ こどもや子育てに関する相談

中山町では、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築するため、事業拠点である「子育て世代包括支援センター」において、母子保健コーディネーターや保健師が相談等に対応しています。年度によってばらつきはありますが、年平均約70件程度の相談に対応し、子育てに関する不安解消、負担軽減に努めています。

◆子育て世代包括支援センター利用件数◆



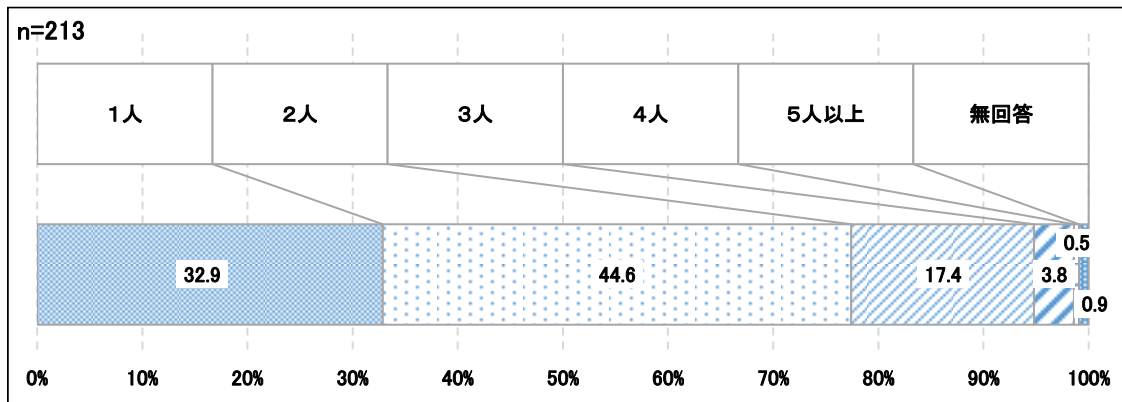
〔中山町集計データ 各年度末実績〕

2 第3期子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査からみえる課題

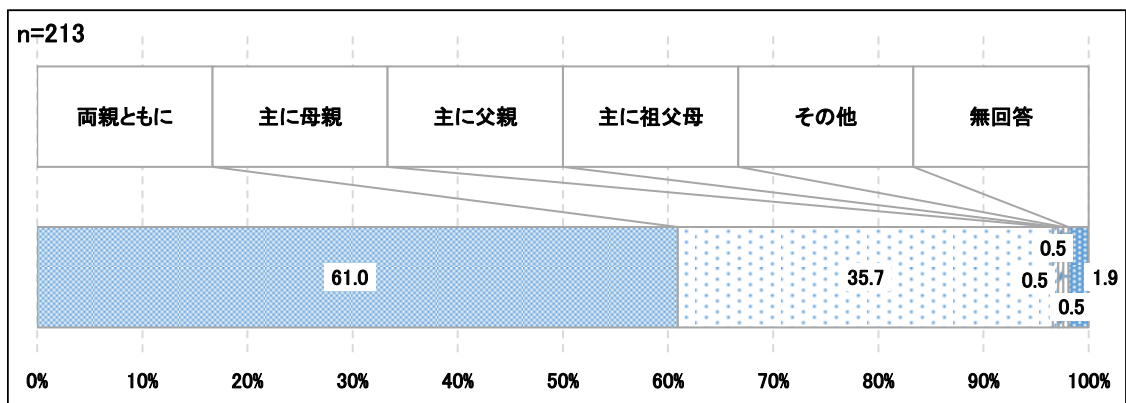
(1) 就学前児童保護者調査

① 調査票の回答者について

・きょうだいの数は、「2人」(44.6%)、「1人」(32.9%)、「3人」(17.4%)

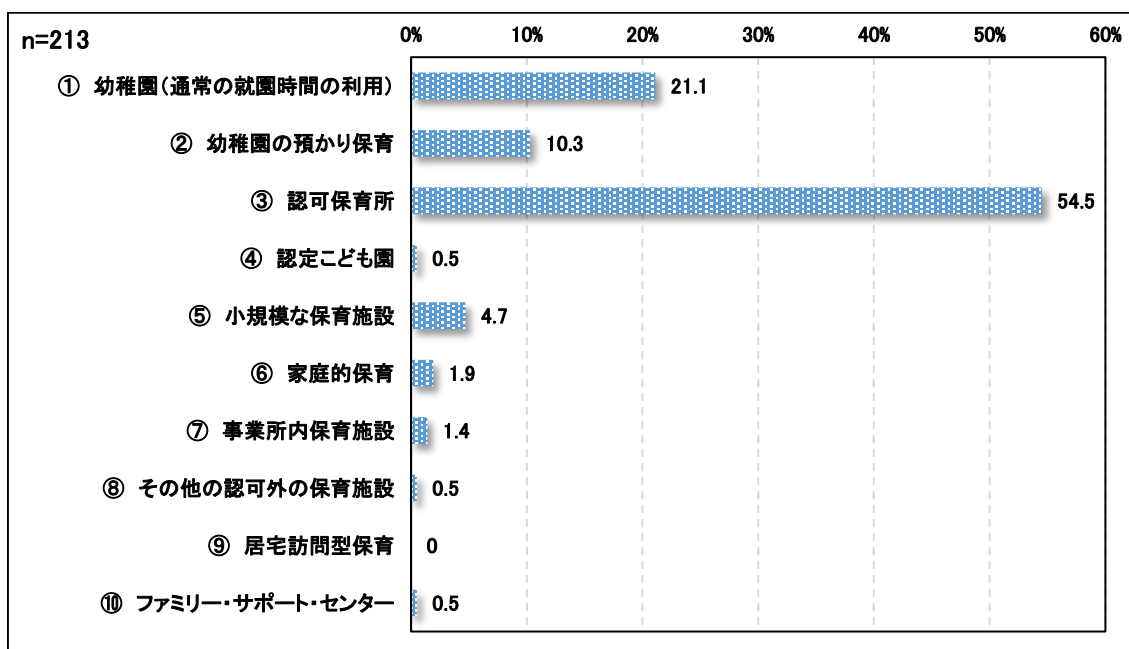


・子育てを主に行っている人は、「両親ともに」(61.0%)、「主に母親」(35.7%)

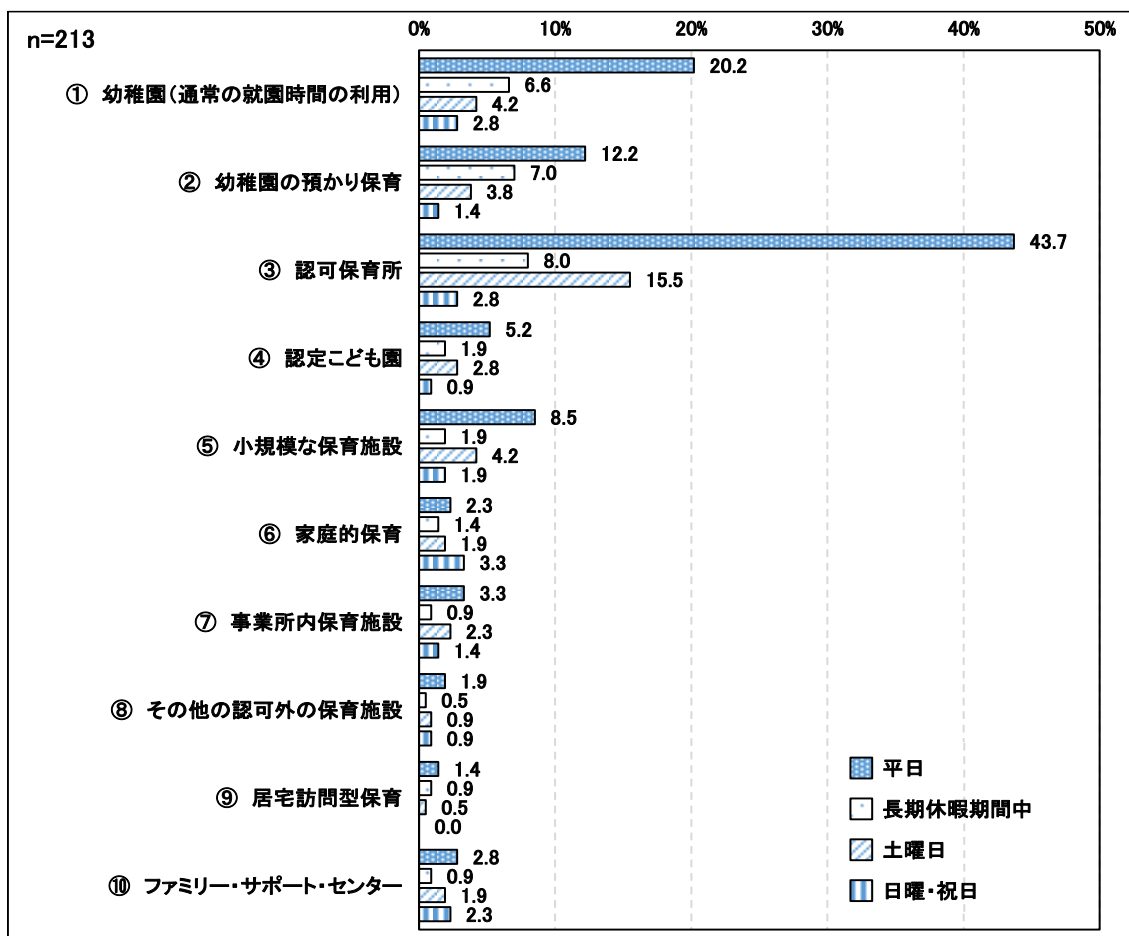


② 「定期的な」教育・保育の利用状況について

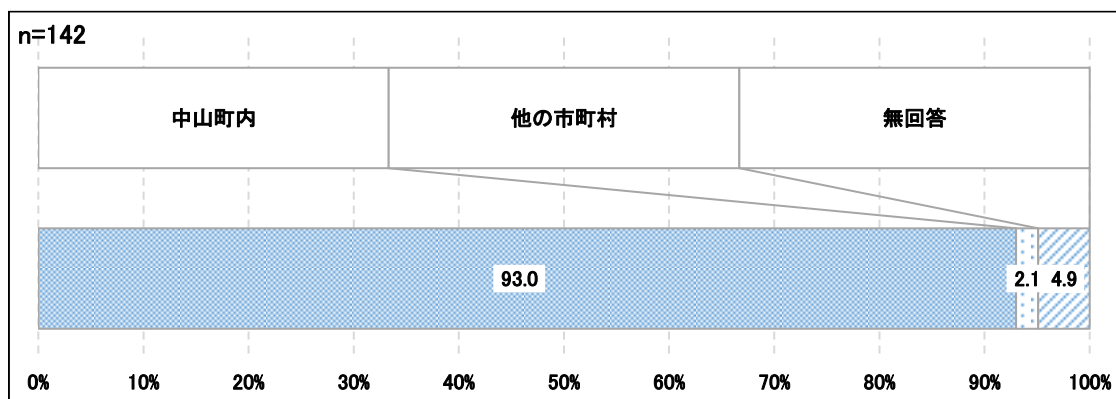
- ・定期的に利用している事業は、「認可保育所」(54.5%)、「幼稚園」(21.1%)、「幼稚園の預かり保育」(10.3%)と続いており、他の事業は5%に満たない



- ・定期的に利用したい事業の上位は、平日の「認可保育所」(43.7%)、「幼稚園」(20.2%)、土曜日の「認可保育所」(15.5%)



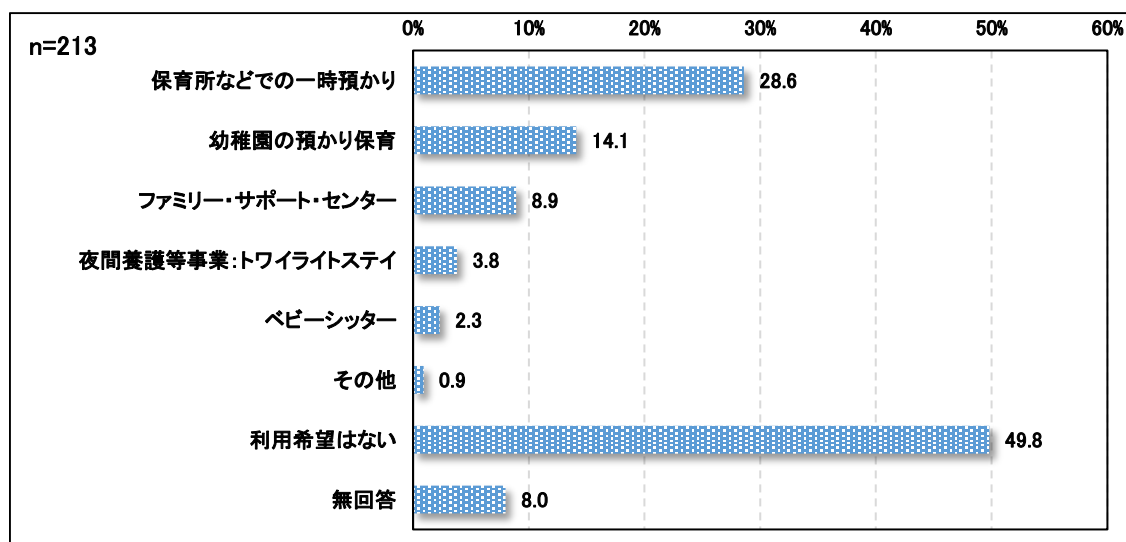
- ・教育・保育事業を利用したい場所は、「中山町内」（93.0％）



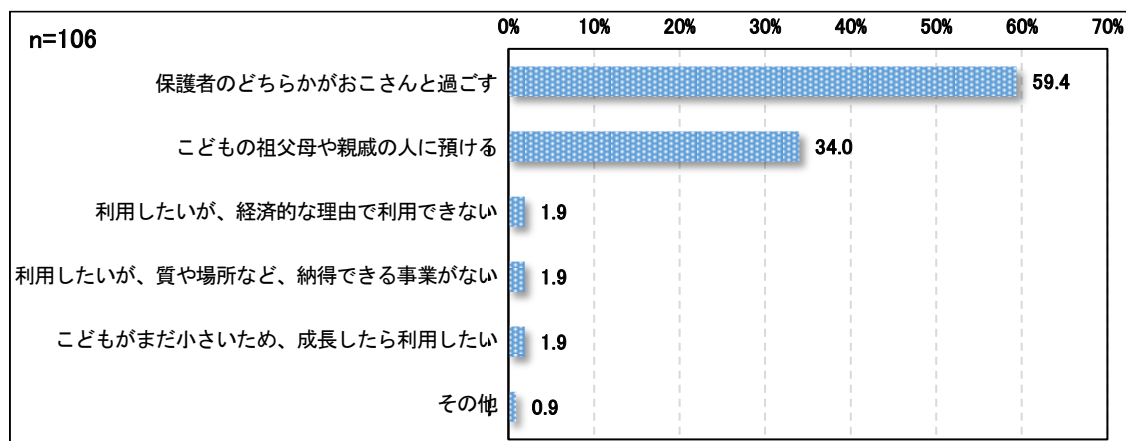
現在の利用状況、今後の利用希望ともに「認可保育所」への回答で高くなっています。また、利用したい場所は、「中山町内」が9割を超え、今後も施設の充実や様々なライフスタイルにあった教育・保育の場を提供していくことが重要となっています。

③ 「不定期的な」事業の利用状況について

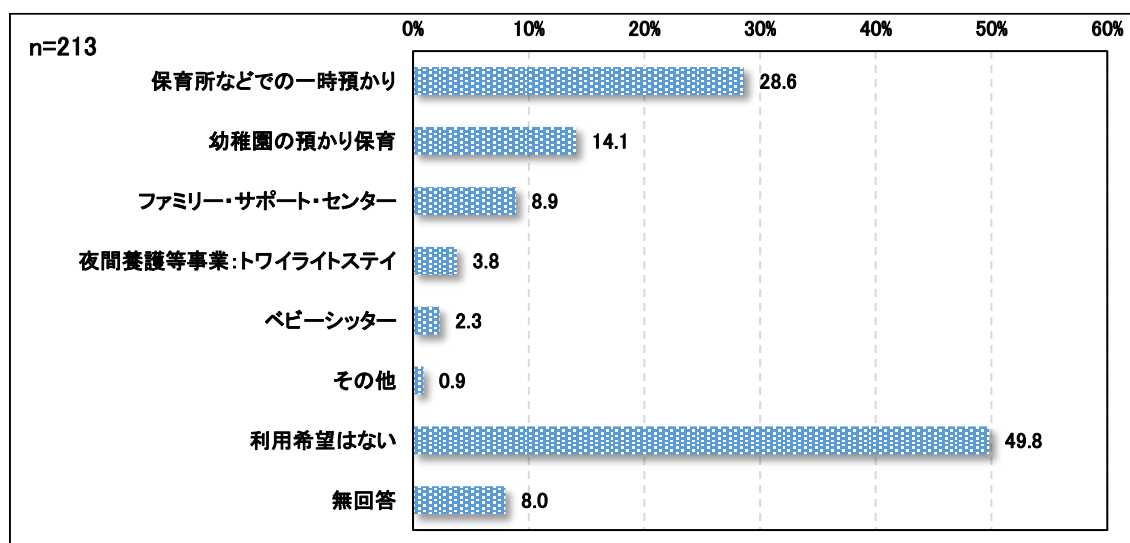
- ・「不定期的な」事業の利用状況は、約半数が「利用希望はない」と回答



- ・事業の利用を希望しない理由は、「保護者のどちらかがおこさんと過ごす」（59.4％）、「こどもの祖父母や親戚の人に預ける」（34.0％）



- ・利用している事業は、「保育所などでの一時預かり」（28.6%）、「幼稚園の預かり保育」（14.1%）



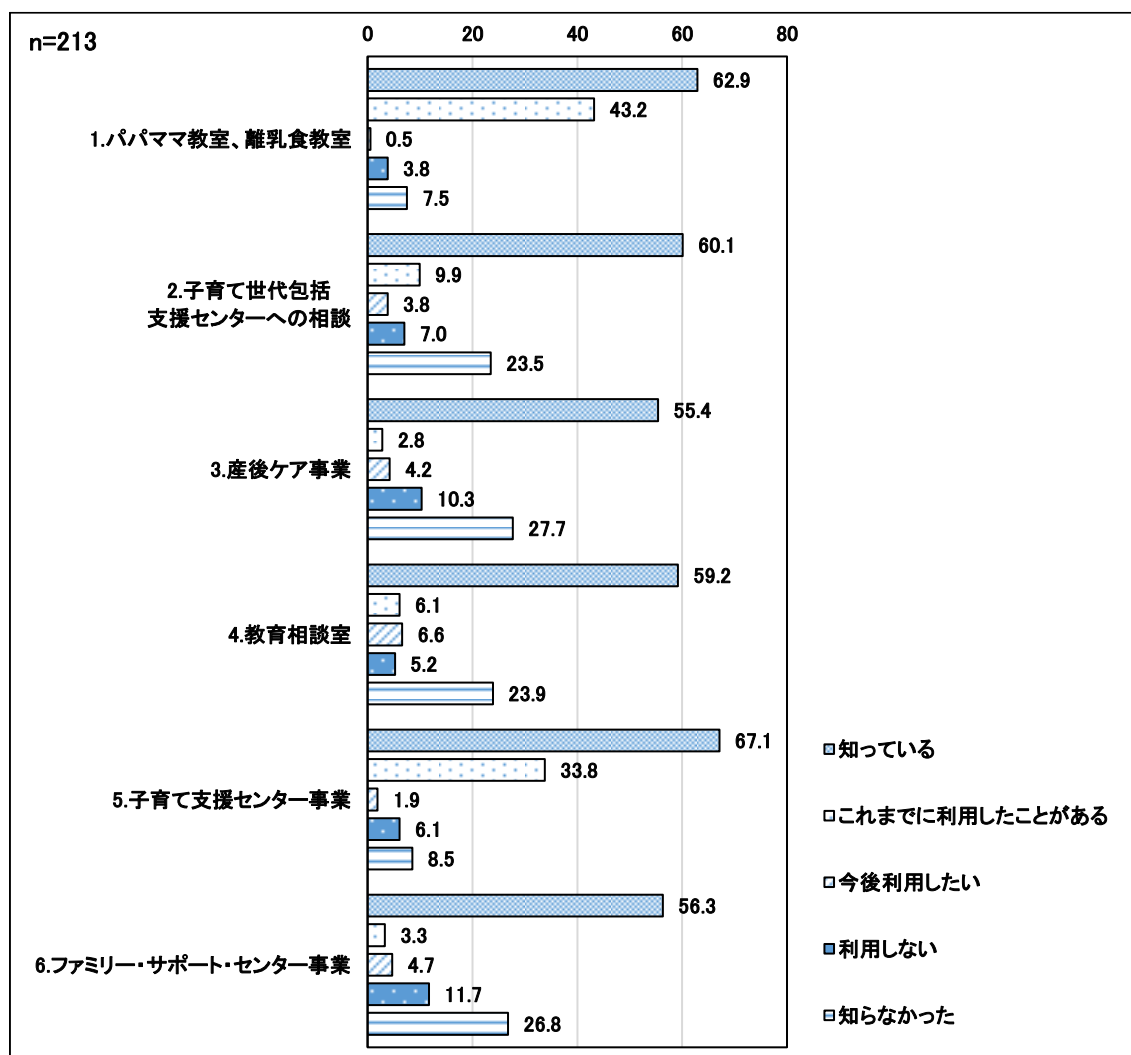
「不定期的な」事業の利用希望はない理由は「こどもの祖父母や親戚の人に預ける」が比較的高いものの、高齢化が進む中、今後も継続的に祖父母等に預けることができるかという課題もうかがえます。

利用経験がある、または利用希望の事業として「保育所などでの一時預かり」、「幼稚園の預かり保育」などが挙げられています。

今後のサービス提供は、地域の人口構造や暮らし方にも着目したり、既存サービスの利用状況を考慮する必要があります。希望時にサービスを利用できる体制整備も必要です。

④ 子育て支援事業の認知状況・利用状況について

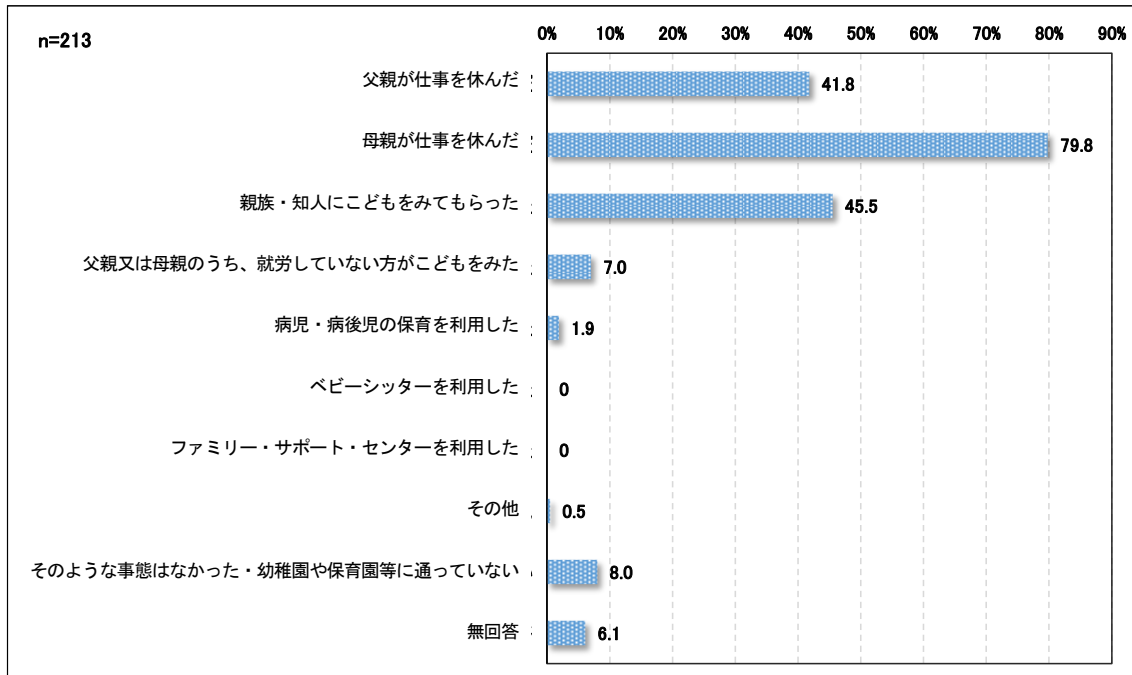
- ・子育て支援事業の認知状況は、「子育て支援センター事業」(67.1%)、「パパママ教室、離乳食教室」(62.9%)、「子育て世代包括支援センターへの相談」(60.1%)
- ・知らなかったとの回答が多かった事業は、「産後ケア事業」が(27.7%)、「ファミリー・サポート・センター事業」(26.8%)、「教育相談室」(23.9%)、「子育て世代包括支援センターへの相談」(23.5%)
- ・利用状況は、「パパママ教室、離乳食教室」(43.2%)、「子育て支援センター事業」(33.8%)
- ・今後の利用は、今後利用したい事業については「教育相談室」(6.6%)、「ファミリー・サポート・センター事業」(4.7%)である一方、利用しない事業については「ファミリー・サポート・センター事業」(11.7%)、「産後ケア事業」(10.3%)



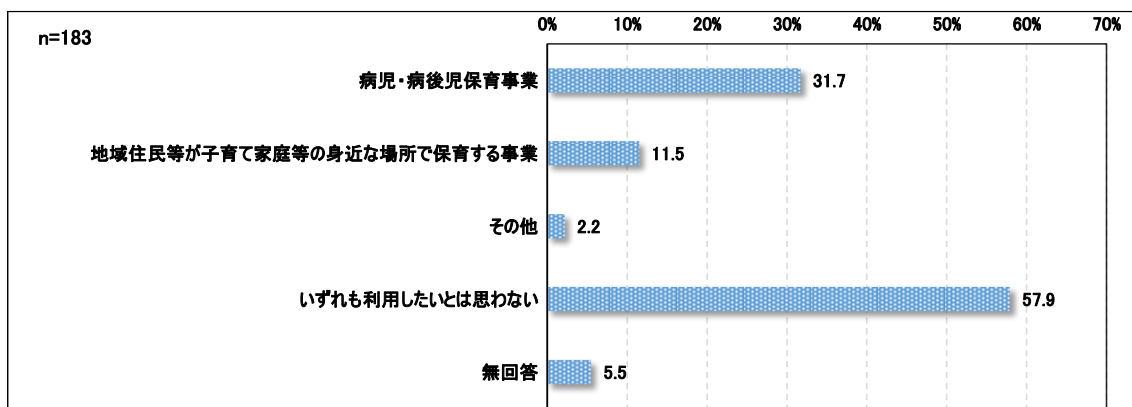
子育て支援事業の認知割合は半数を超えていますが、「子育て支援センター事業」、「パパママ教室、離乳食教室」事業を除いて、「知らなかった」の回答が各事業とも2割程度いることから、周知方法を検討する必要があります。

⑤ こどもの病気やけがの際の対応について

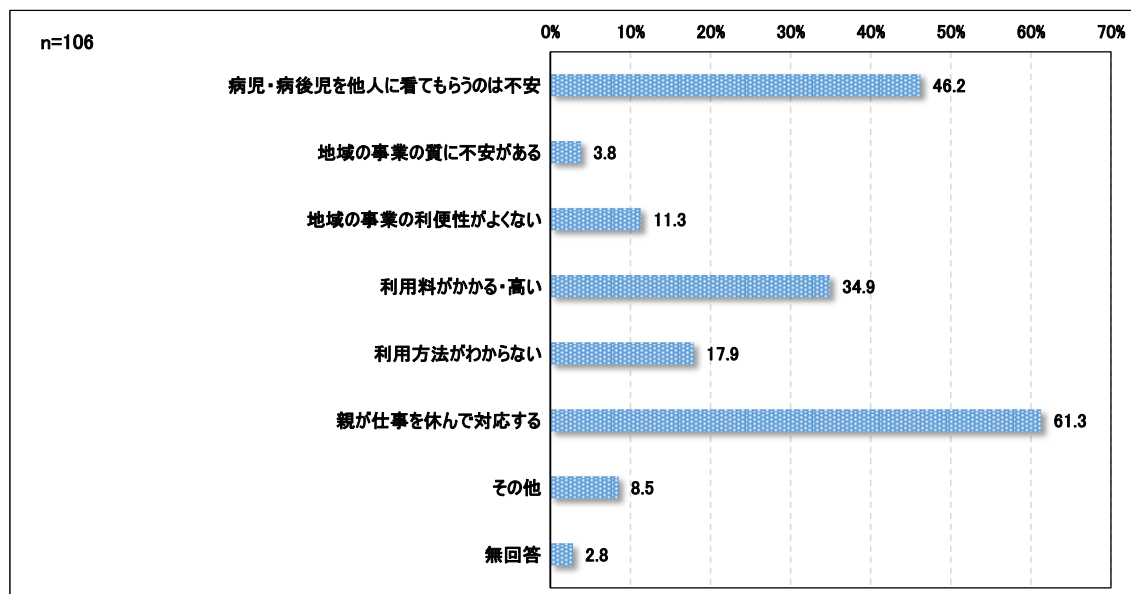
- ・ こどもの病気やけがの際の対応は、「母親が仕事を休んだ」(79.8%)、「親族・知人にこどもをみてもらった」(45.5%)、「父親が仕事を休んだ」(41.8%)



- ・ 病児・病後児のための保育施設等の今後の利用希望は、「病児・病後児保育事業」(31.7%)、「地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業」(11.5%)である一方、「いずれも利用したいとは思わない」(57.9%)と半数を超えている



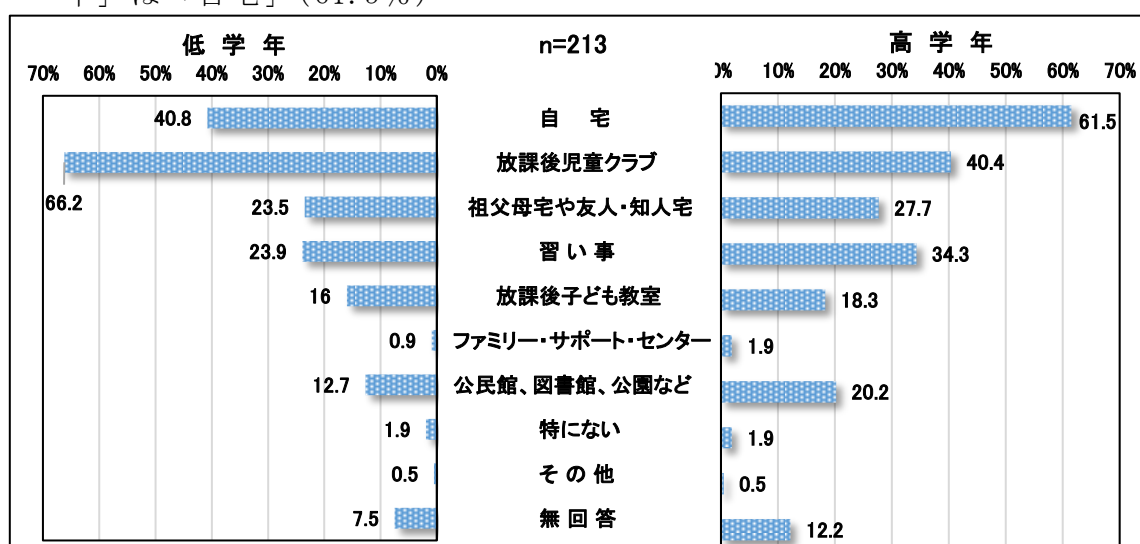
- ・ いずれも利用したいと思わない理由は、「親が仕事を休んで対応する」(61.3%)、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」(46.2%)、「利用料がかかる・高い」(34.9%)



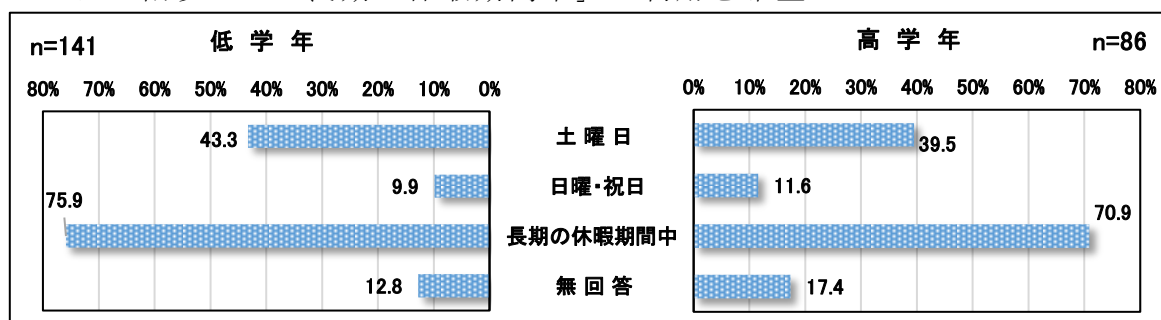
こどもの病気やけがの際の対応は、約4割が事業の利用を希望し、約6割が希望していません。こどもの病気やけがに対する保護者の考え方は多様であることを踏まえ、サービスを必要な人が、必要な時に利用できるよう体制を維持・整備することが必要です。

⑥ 小学校就学後の放課後の過ごし方（保護者の意向）について

- ・ 放課後の過ごし方は、「低学年」は「放課後児童クラブ」(66.2%)、「高学年」は「自宅」(61.5%)



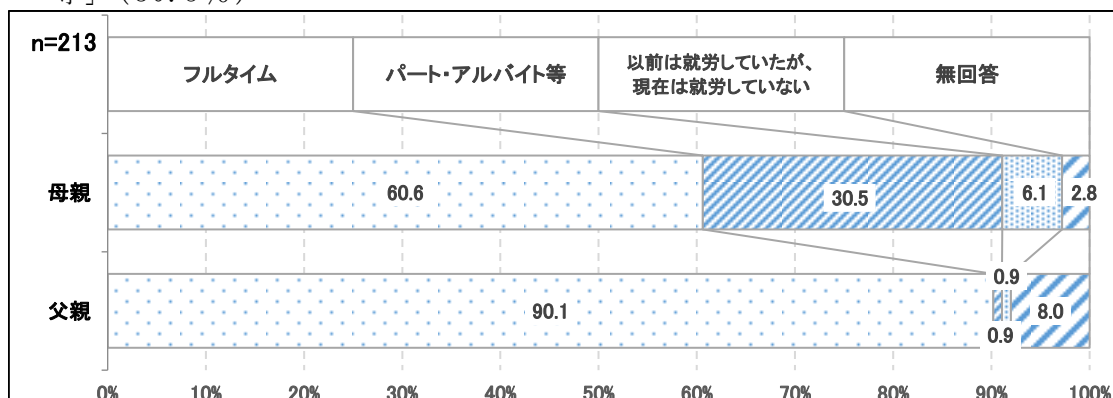
- ・「放課後児童クラブ」の利用を希望する方のうち、「低学年」、「高学年」とともに7割以上が「長期の休暇期間中」の利用を希望



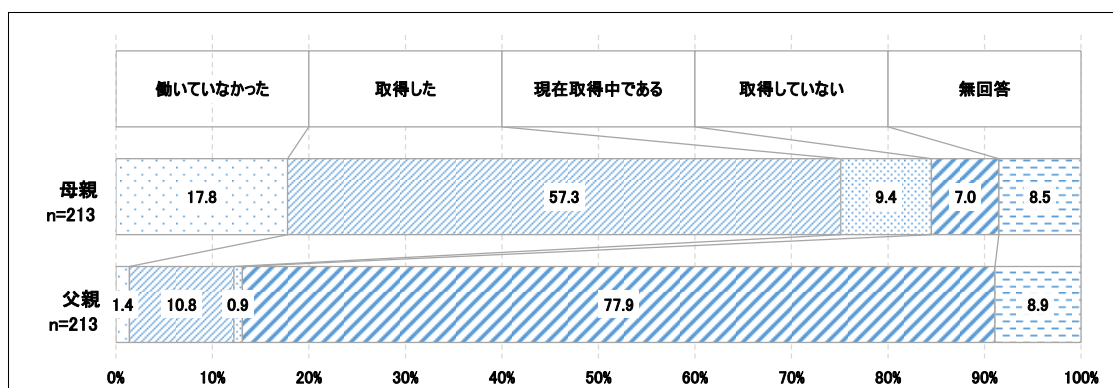
保護者が希望するこどもの放課後の居場所として、「低学年」は「放課後児童クラブ」、「高学年」は「自宅」が多くみられます。これを踏まえ、放課後児童クラブや自宅以外にこどもの居場所を検討する際には、学年による違いも考慮し、関係部署と連携をとることが必要です。

⑦ 保護者の就労状況・職場の両立支援について

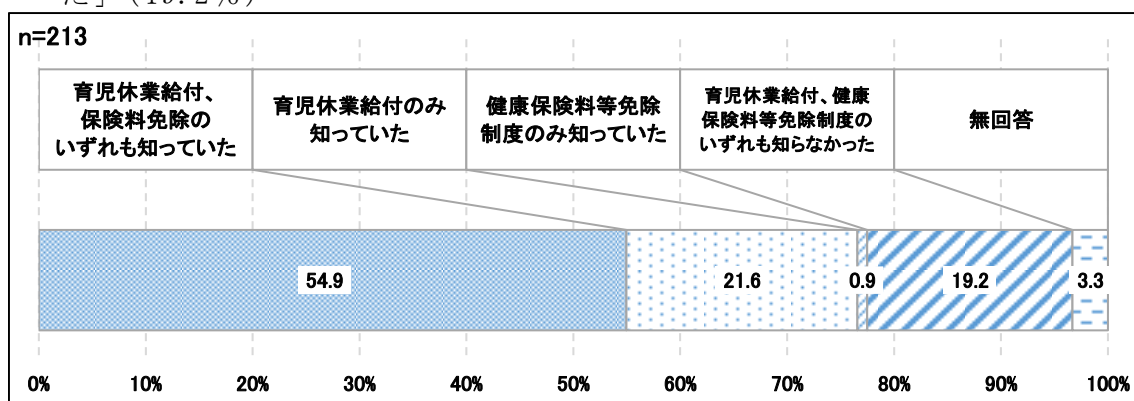
- ・保護者の就労状況は、「父親」は「フルタイム」(90.1%)、「パート・アルバイト等」(0.9%)、「母親」は「フルタイム」(60.6%)、「パート・アルバイト等」(30.5%)



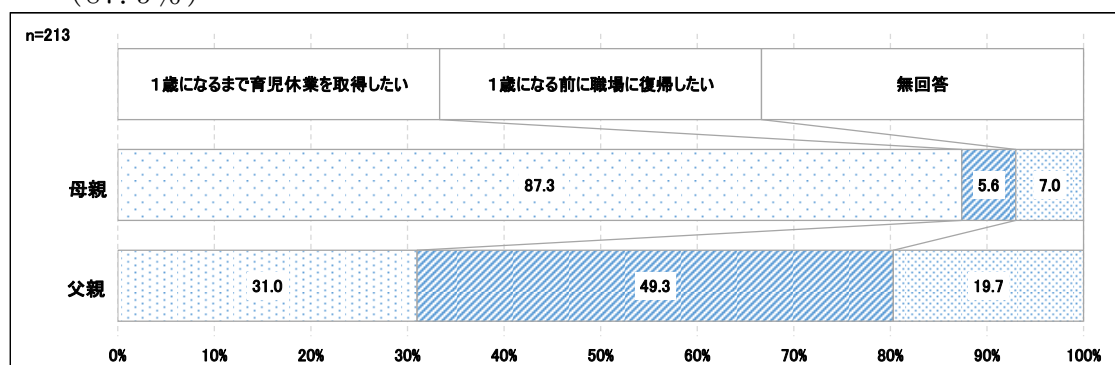
- ・育児休業の取得状況は、「取得した」と「現在取得中である」を合わせると、「父親」(11.7%)、「母親」(66.7%)、「取得していない」と回答した割合は「父親」(77.9%)、「母親」(7.0%)



- ・ 育児休業給付、健康保険料等免除制度の認知状況は、「育児休業給付、健康保険料等免除のいずれも知っていた」（54.9%）、「育児休業給付のみ知っていた」（21.6%）、「育児休業給付、健康保険料等免除制度のいずれも知らなかった」（19.2%）



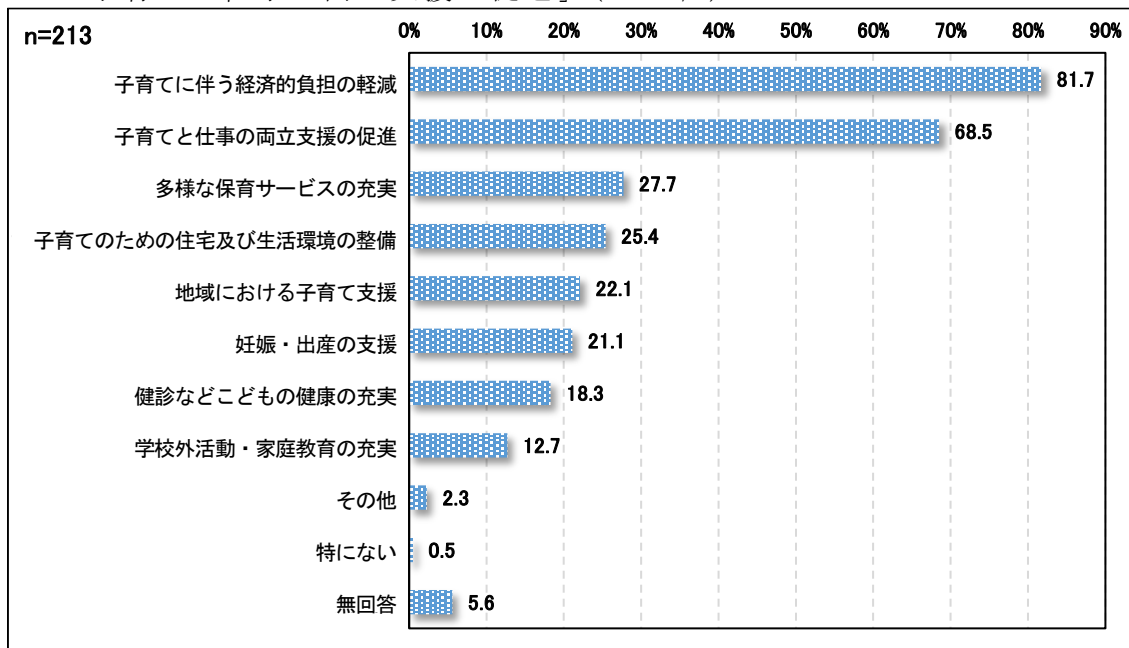
- ・ こどもが1歳になるまで育児休業を取得するか否かについては、「1歳になるまで育児休業を取得したい」と回答した割合は「父親」（31.0%）、「母親」（87.3%）



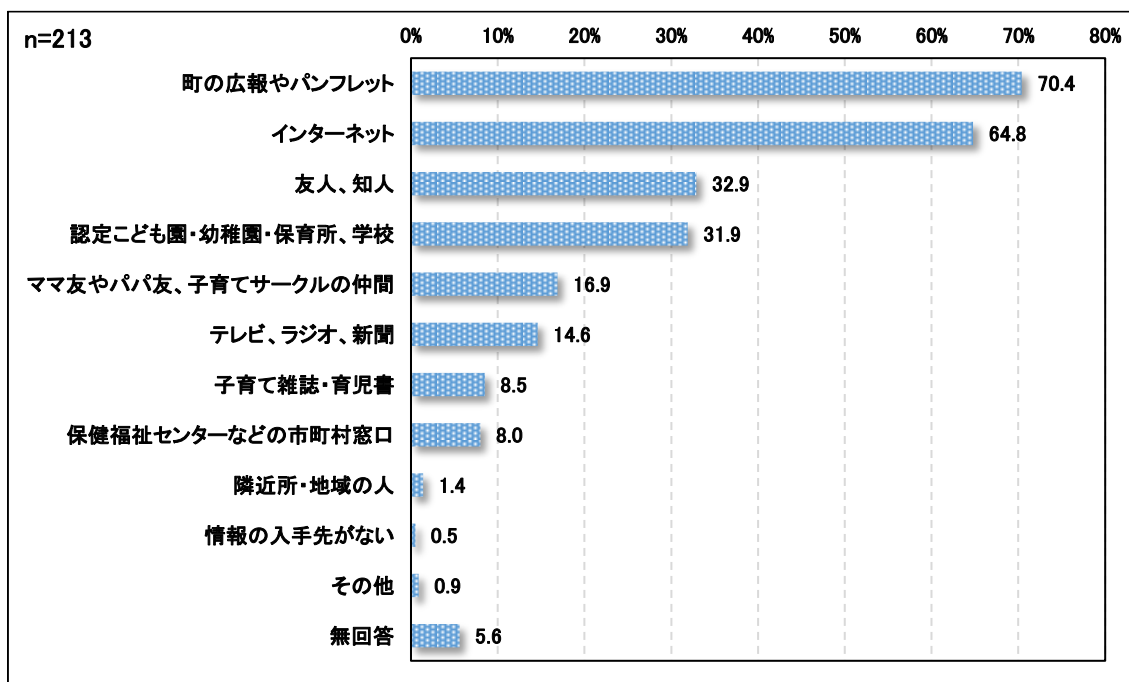
育児休業給付、健康保険料等免除制度の認知状況は、半数以上の方が「育児休業給付、健康保険料等免除のいずれも知っていた」と回答していますが、「いずれも知らなかった」方も約2割いることから、さらなる周知・理解促進を図る必要があります。また、こどもが1歳になるまで育児休業を取得するか否かについて「父親」の取得希望の回答が半数を下回ることから、職場の理解等を得るとともに、父親本人の制度理解を深める対策が必要です。

⑧ 子育て環境全般への評価や意向について

- ・望ましい子育て支援施策は、「子育てに伴う経済的負担の軽減」(81.7%)、「子育てと仕事の両立支援の促進」(68.5%)



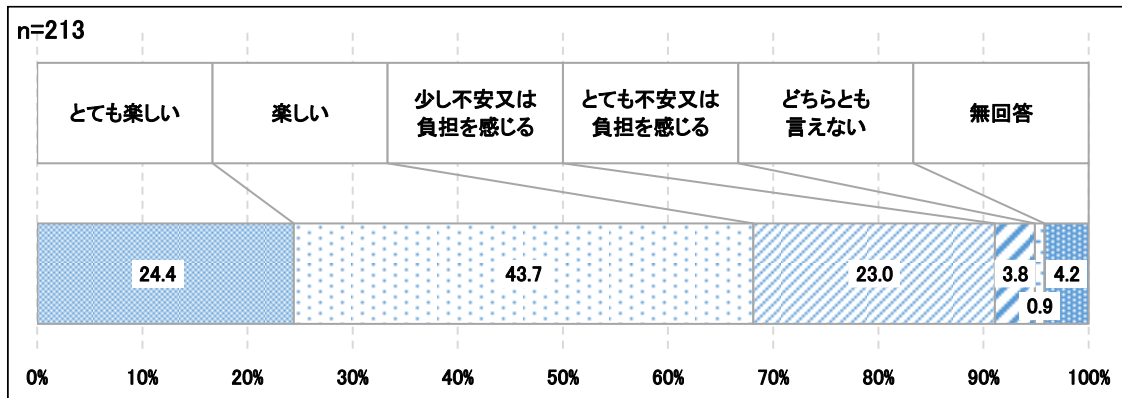
- ・子育てに必要な施策などの情報の入手方法は、「町の広報やパンフレット」(70.4%)、「インターネット」(64.8%)、「友人、知人」(32.9%)



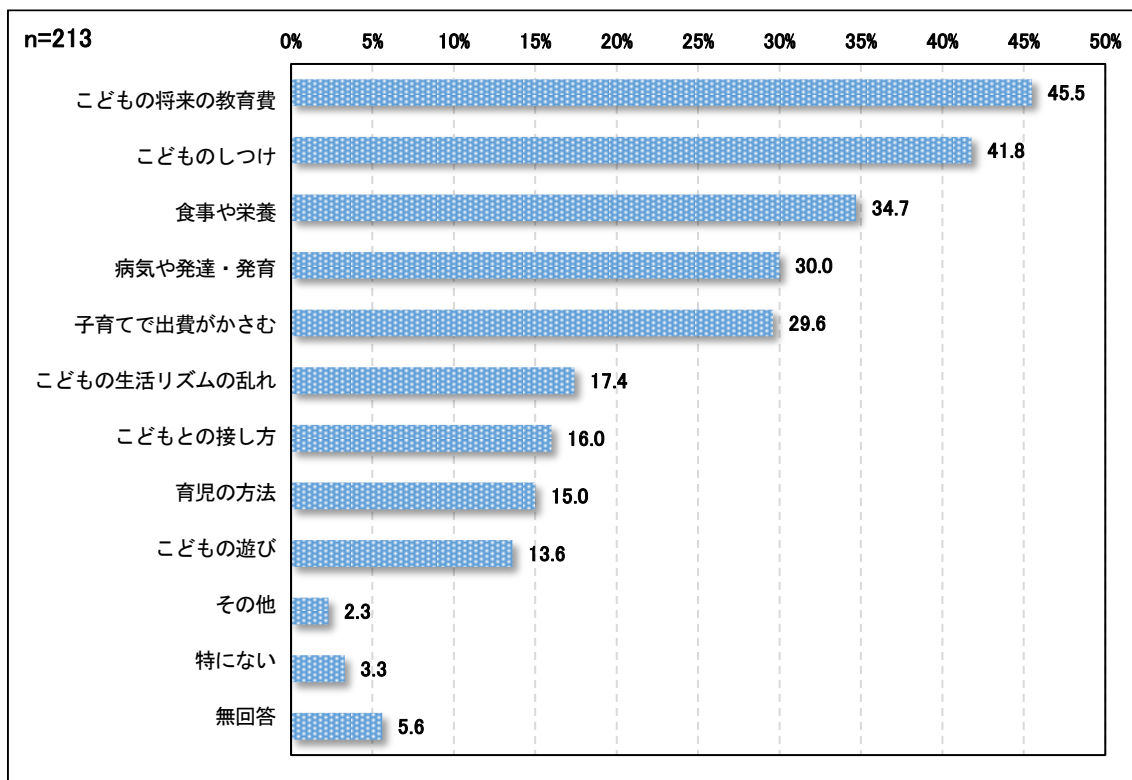
子育て支援施策について、サービスの提供方法や内容を時代の変化に合わせて見直す必要があります。また、対象者にわかりやすく情報提供していくために、庁内各課で提供している様々な子育て支援サービスを一元的に整理する必要があります。

⑨ 子育ての不安や負担について

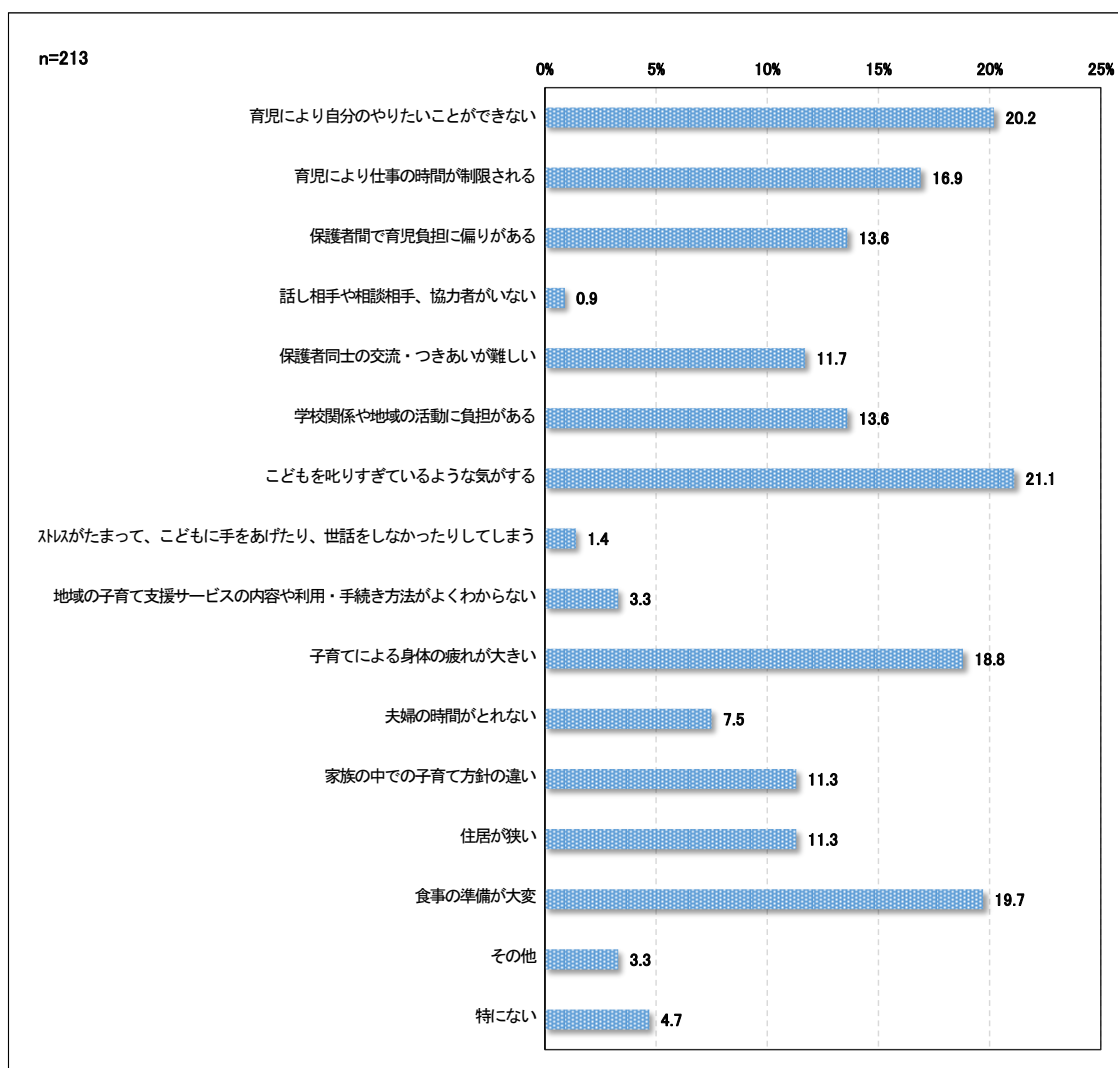
- ・子育てについては、「楽しい」(43.7%)、「とても楽しい」(24.4%)、「少し不安又は負担を感じる」(23.0%)



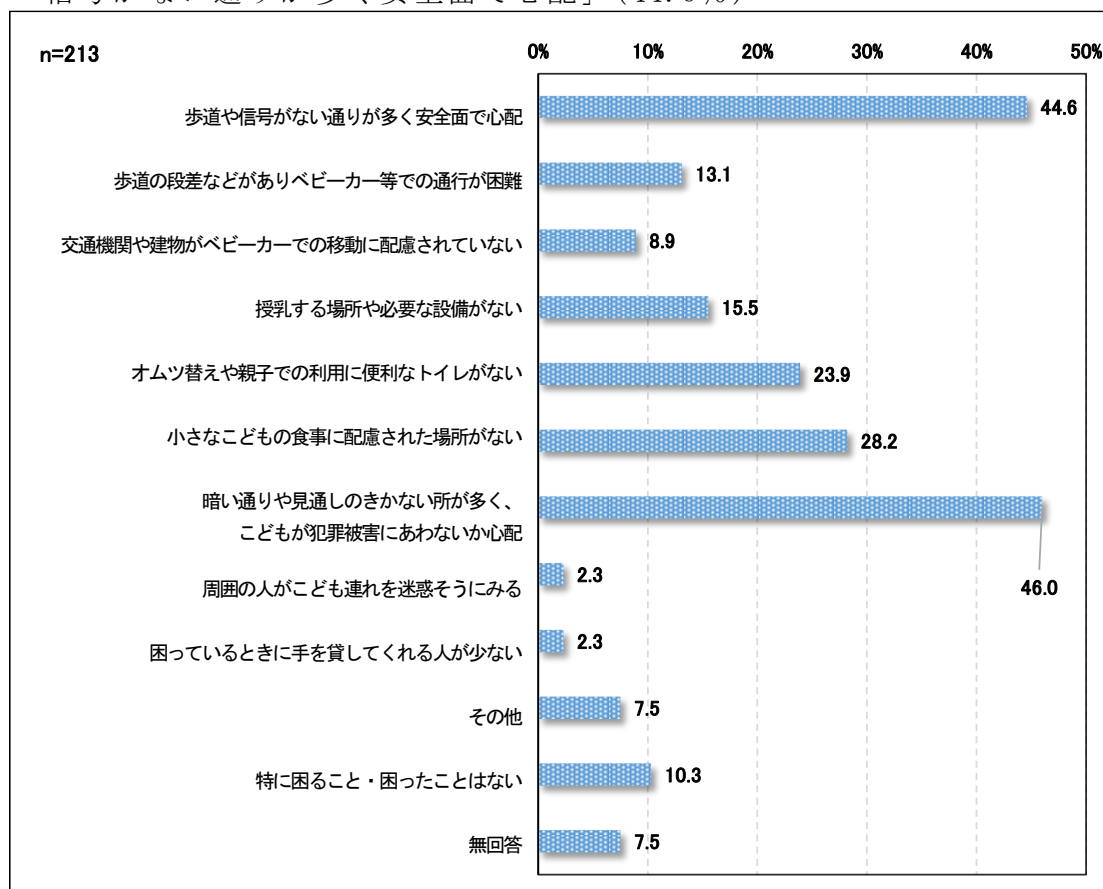
- ・こどものことで日頃悩んでいることは、「こどもの将来の教育費」(45.5%)、「こどものしつけ」(41.8%)、「食事や栄養」(34.7%)



- ・保護者のことで日頃悩んでいることは、「こどもを叱りすぎているような気がする」(21.1%)、「育児により自分のやりたいことができない」(20.2%)、「食事の準備が大変」(19.7%)



- ・ こどもと外出する際に、困ること・困ったことは、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、こどもが犯罪被害にあわないか心配」(46.0%)、「歩道や信号がない通りが多く安全面で心配」(44.6%)

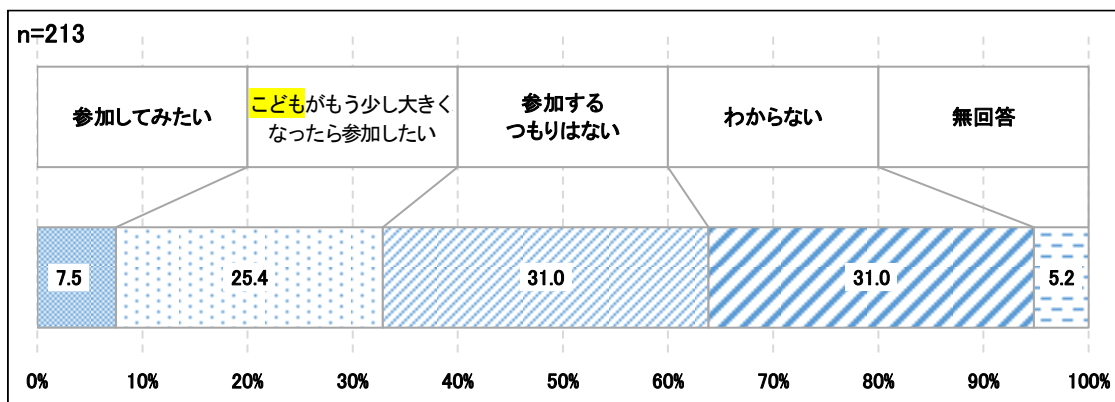


子育てについて、「楽しい」と「とても楽しい」の合計は7割弱に上る一方、「こどもの将来の教育費」、「こどものしつけ」、「食事や栄養」といった悩みや不安もみられます。不安や負担の払拭や原因把握を進めるためにも相談支援体制の整備を行い、既存サービスへの誘導や新規サービスの提供を検討することが必要です。

外出時の困りごとに対しては、防犯・安全安心の環境整備が必要です。

⑩ 子育てボランティアについて

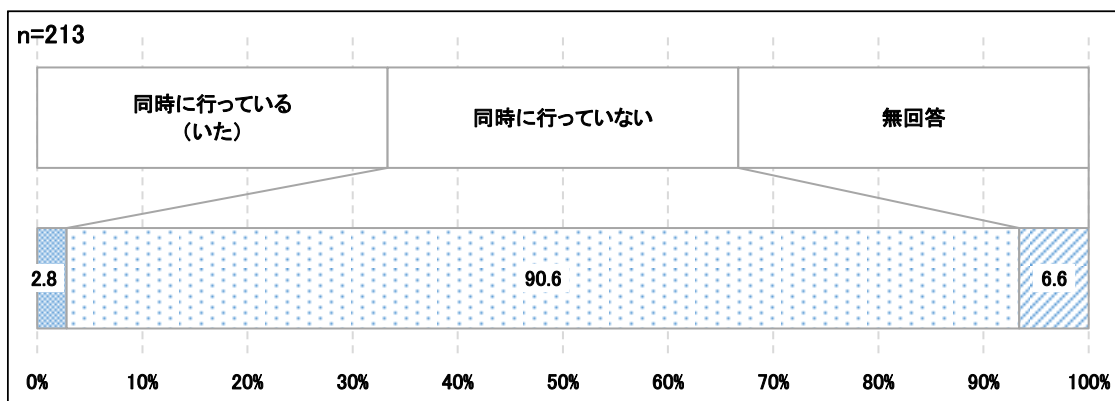
- ・子育てボランティアへの参加意向は、「参加してみたい」(7.5%)、「こどもがもう少し大きくなったら参加したい」(25.4%)、「参加するつもりはない」(31.0%)、「わからない」(31.0%)、「わからない」(31.0%)



子育てボランティアへの参加意向は、「参加してみたい」と「こどもがもう少し大きくなったら参加したい」の合計が約3割となっています。潜在的に参加意向のある住民の掘り起しと、活動の受け皿づくりを検討していく必要があります。

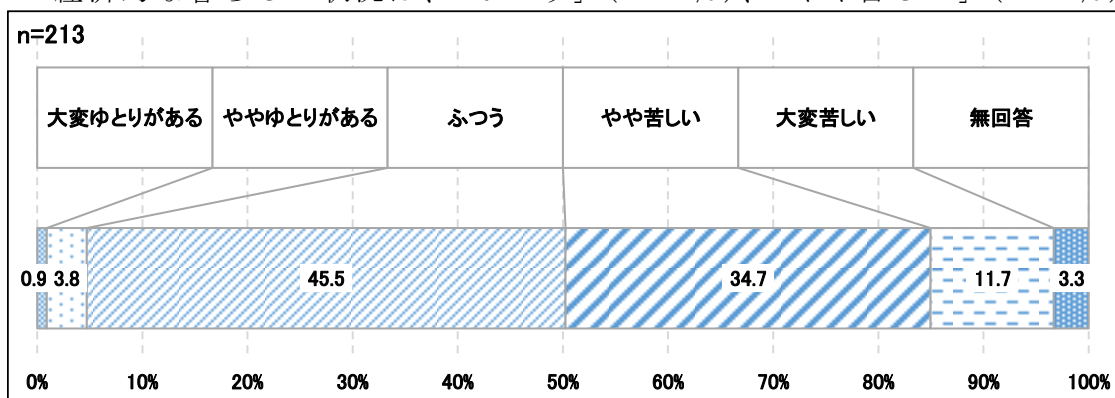
⑪ 子育てと介護の両立について

- ・子育てと介護の両立は、「同時に行っていない」(90.6%)、「同時に行っている(いた)」(2.8%)

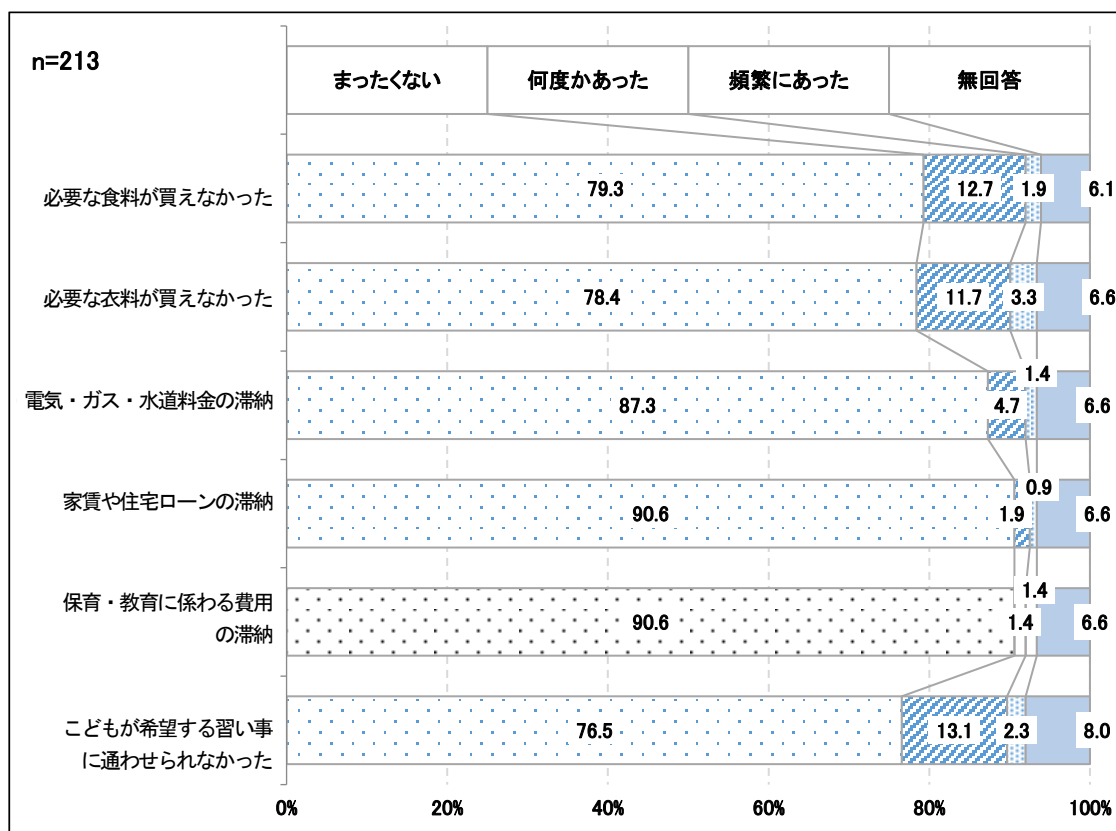


⑫ 経済状況と暮らしについて

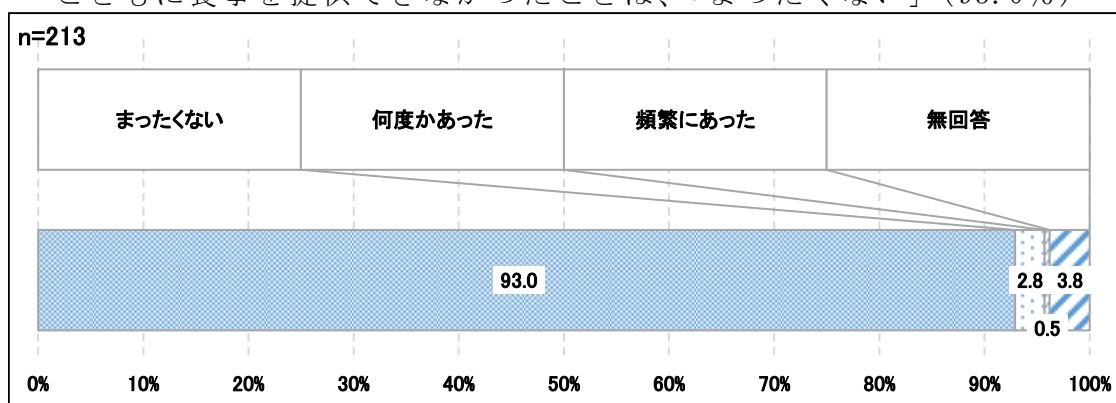
- ・経済的な暮らしの状況は、「ふつう」(45.5%)、「やや苦しい」(34.7%)



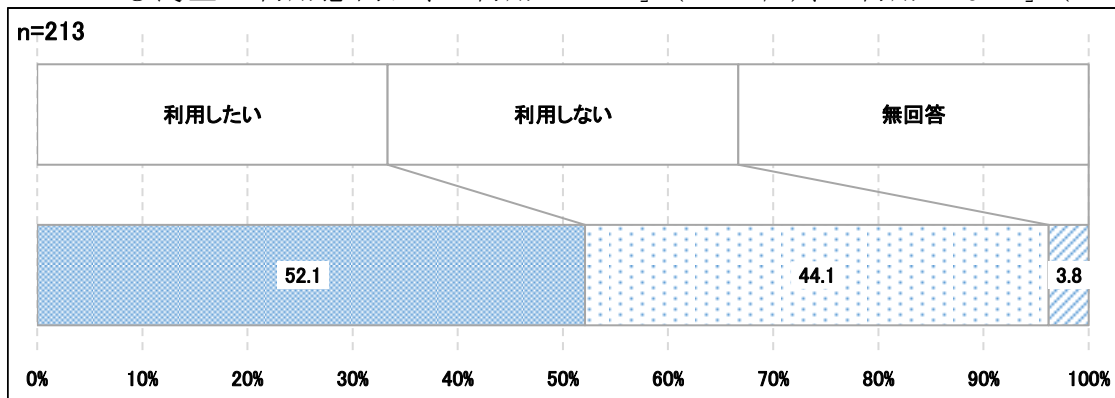
- ・経済的な理由で食料や衣料が買えなかった経験やこどもが希望する習い事に通わせられなかった経験は15%程度
- ・経済的な理由でライフライン料金、家賃等及び保育・教育に関わる費用の滞納は7%未満



- ・こどもに食事を提供できなかったことは、「まったくない」(93.0%)



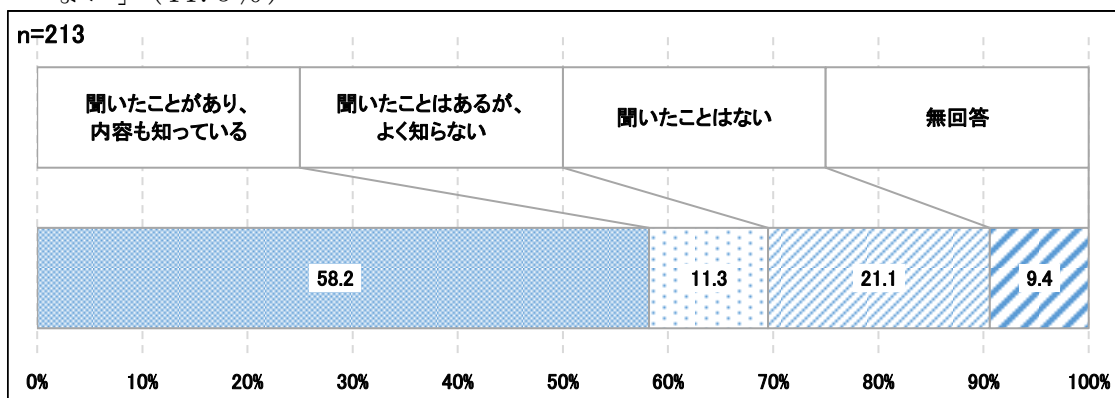
- ・こども食堂の利用意向は、「利用したい」(52.1%)、「利用しない」(44.1%)



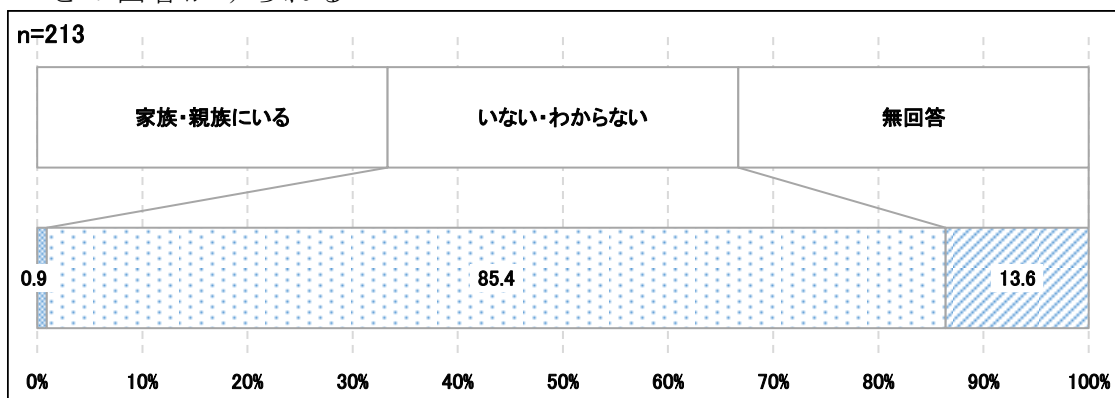
9割強の世帯でこどもへ食事を提供できていますが、半数以上の回答者にこども食堂の利用意向があることから、利用意向の内容について更に分析していく必要があります。

⑬ ヤングケアラー関係について

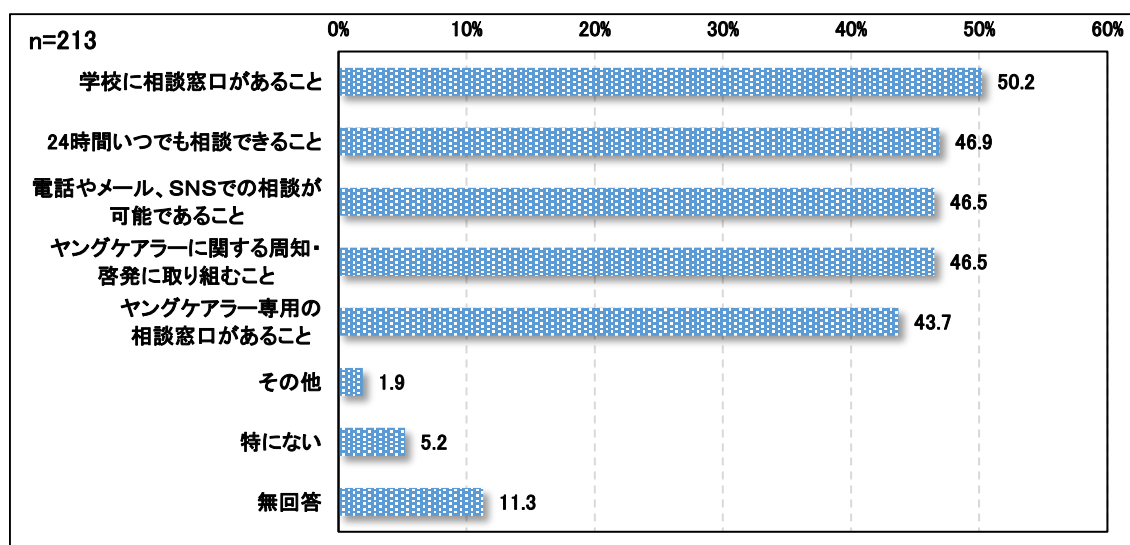
- ・「ヤングケアラー」については、「聞いたことがあり、内容も知っている」(58.2%)、「聞いたことはない」(21.1%)、「聞いたことはあるが、よく知らない」(11.3%)



- ・家族や親族、友人、知人のこどもにヤングケアラーの有無は、「いない・わからない」が8割を超えているが、長崎地区で「家族・親族にいる」(0.9%)との回答がみられる



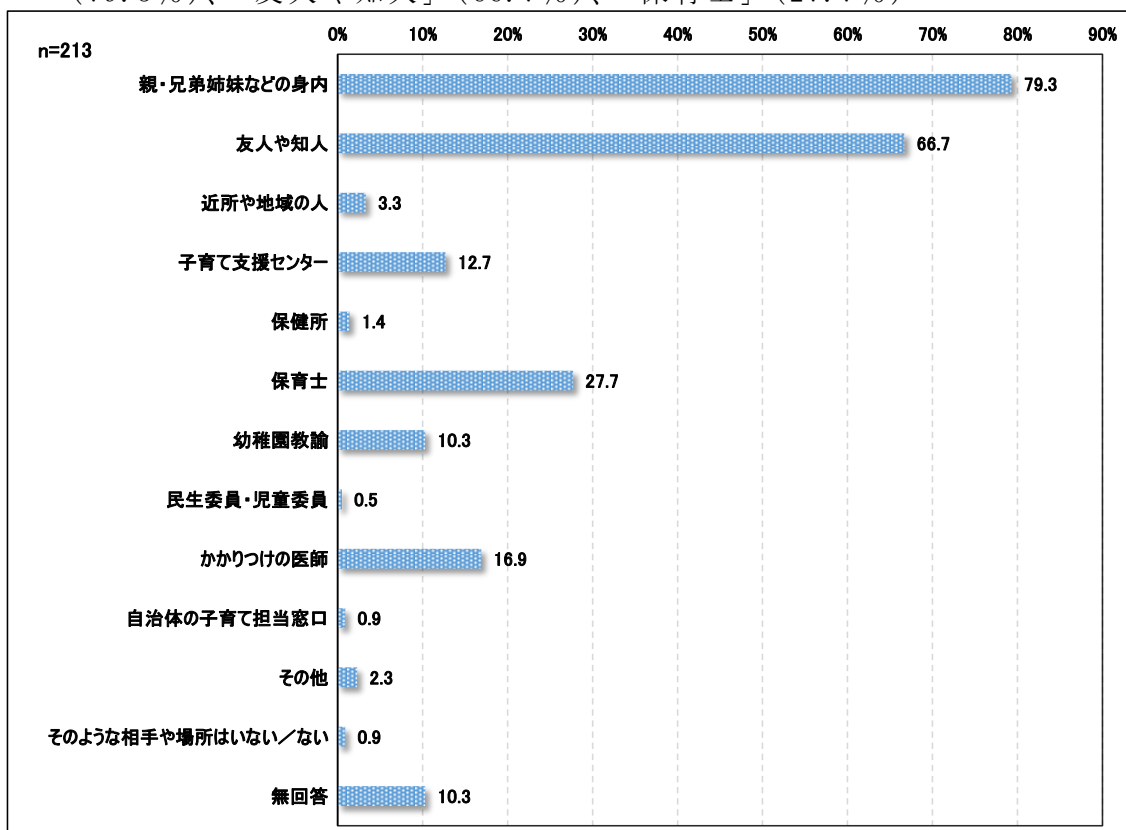
- ・ヤングケアラーに関して、相談しやすい環境づくりとして必要なことは、「学校に相談窓口があること」(50.2%)、「24時間いつでも相談できること」(46.9%)、「電話やメール、SNSでの相談が可能であること」(46.5%)、「ヤングケアラーに関する周知・啓発に取り組むこと」(46.5%)



ヤングケアラーの認知度は半数を超えています。家族や親族、友人、知人のこどもにヤングケアラーがいる方がわずかながらみられます。町や関係機関が積極的に情報提供し、顕在化していないヤングケアラーの実態把握に努めるとともに、ヤングケアラー支援を行えるよう児童相談所等、県の関係機関と連携しながら検討を進める必要があります。

⑭ こどもの育ちをめぐる環境について

- ・子育てについて気軽に相談できる相手は、「親・兄弟姉妹などの身内」(79.3%)、「友人や知人」(66.7%)、「保育士」(27.7%)



- ・居住地区別では、長崎地区では「保育士」(30.1%)、「かかりつけの医師」(18.8%)となっており、豊田地区の「保育士」(16.7%)、「かかりつけの医師」(8.3%)に比べて多い

相談できる相手	長崎地区 (n=176)	豊田地区 (n=36)
親・兄弟姉妹などの身内	79.0%	83.3%
友人や知人	66.5%	69.4%
近所や地域の人	3.4%	2.8%
子育て支援センター	13.1%	11.1%
保健所	1.7%	-
保育士	30.1%	16.7%
幼稚園教諭	10.2%	11.1%
民生委員・児童委員	0.6%	-
かかりつけの医師	18.8%	8.3%
自治体の子育て担当窓口	1.1%	-
その他	2.8%	-
そのような相手や場所はない／ない	1.1%	-
無回答	10.2%	8.3%

子育てについて気軽に相談できる相手は、「親・兄弟姉妹などの身内」、「友人や知人」などに相談をする状況が多くなっています。「保育士」や「かかりつけの医師」は地域差がみられることから格差解消が必要です。

⑮ 自由意見

- ・回答者の30.5%が記述し、記述内容を分類すると「遊び場の充実（屋内、広い場所、遊具の充実など）」（41.5%）、「経済的支援・助成」（24.6%）、「子育て環境の充実（各種サービス・ファミリーサポートセンター等）」（24.6%）

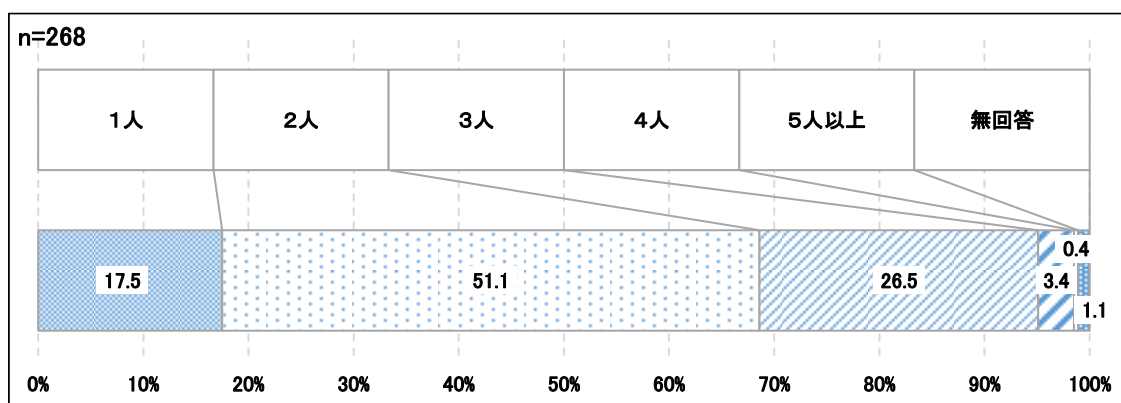
	n = 65
遊び場の充実（屋内、広い場所、遊具の充実など）	41.5%
経済的支援・助成	24.6%
子育て環境の充実（各種サービス・ファミリーサポートセンター等）	24.6%
子育て支援センターの充実	12.3%
医療体制・健診の充実	12.3%
交通環境の充実（安全・スクールバス）	9.2%
相談体制の充実・職員の質の向上	7.7%
病児・病後児保育の充実	6.2%
イベント等の充実	4.6%
学校環境の充実	3.1%
買物環境の充実	3.1%
仕事と育児の両立	3.1%
その他	13.8%

自由意見では、「遊び場の充実（屋内、広い場所、遊具の充実など）」、「経済的支援・助成」などが多くなっています。関係課と連携した環境整備が必要です。

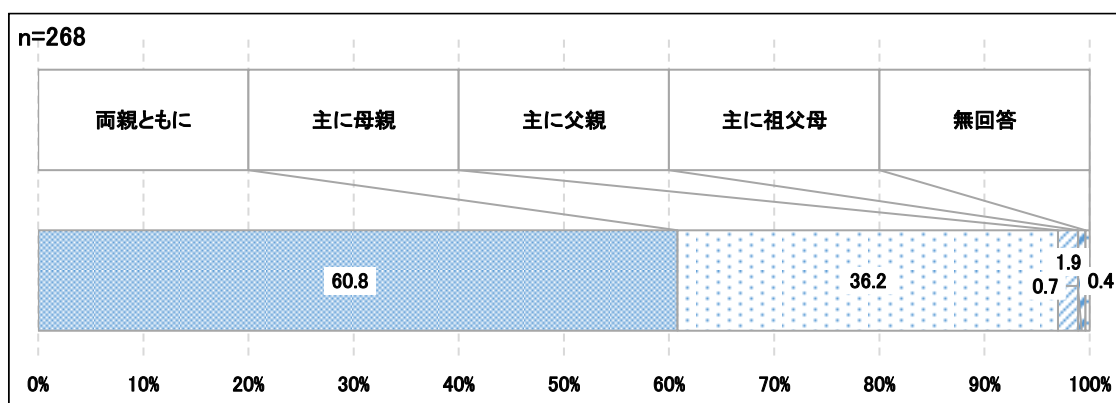
（２）小学生児童保護者調査

① 調査票の回答者について

- ・きょうだいの数は、「２人」（51.1%）、「３人」（26.5%）、「１人」（17.5%）

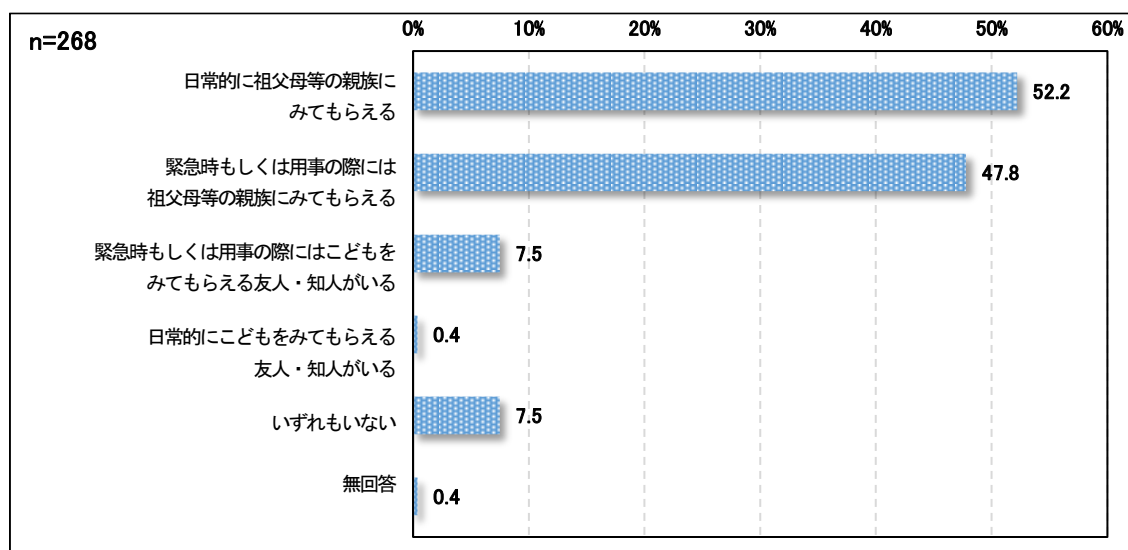


- ・子育てを主に行っている人は、「両親ともに」（60.8%）、「主に母親」（36.2%）

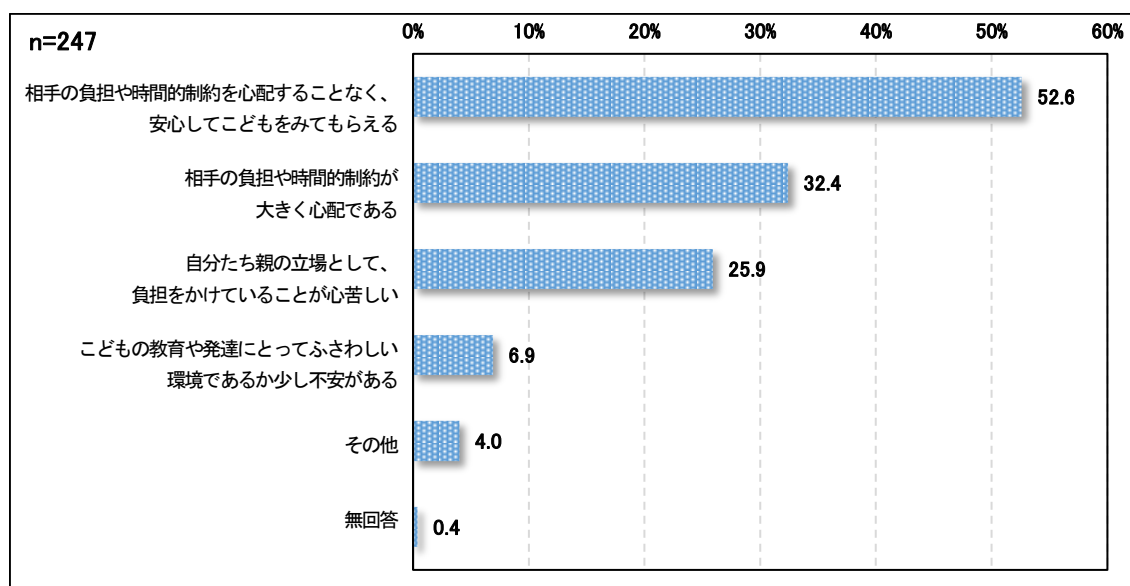


② こどもの育ちをめぐる環境について

- ・こどもをみてもらえる親族・知人の有無は、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（52.2%）、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（47.8%）

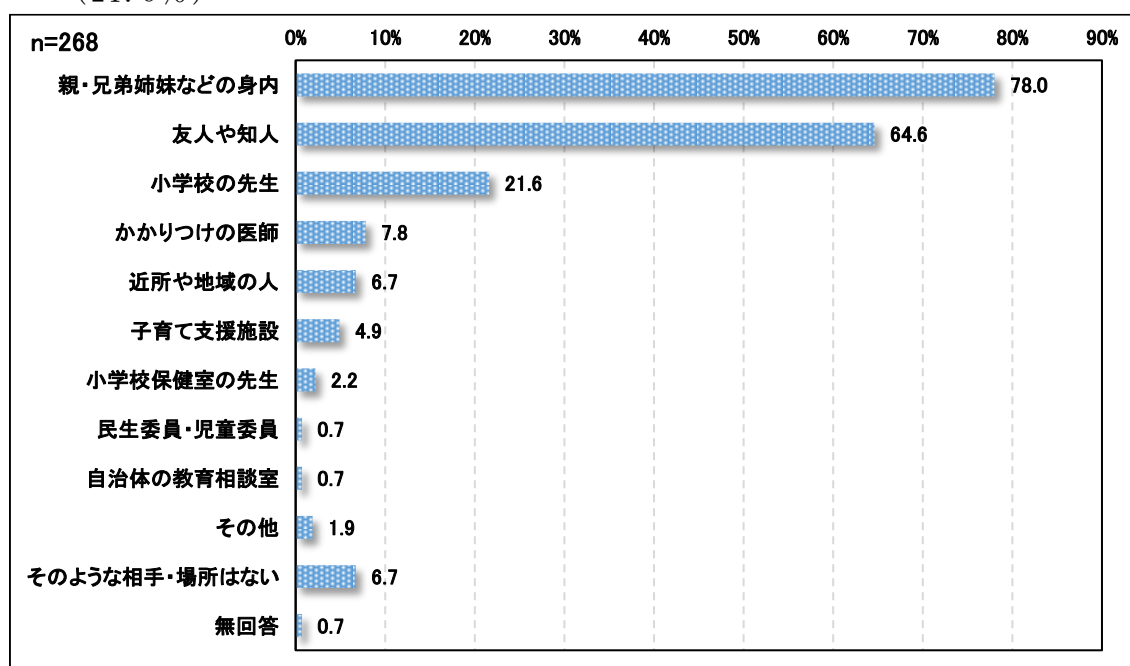


- ・ こどもをみてもらっている状況は、「相手の負担や時間的制約を心配することなく、安心してこどもをみてもらえる」（52.6%）、「相手の負担や時間的制約が大きく心配である」（32.4%）、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」（25.9%）

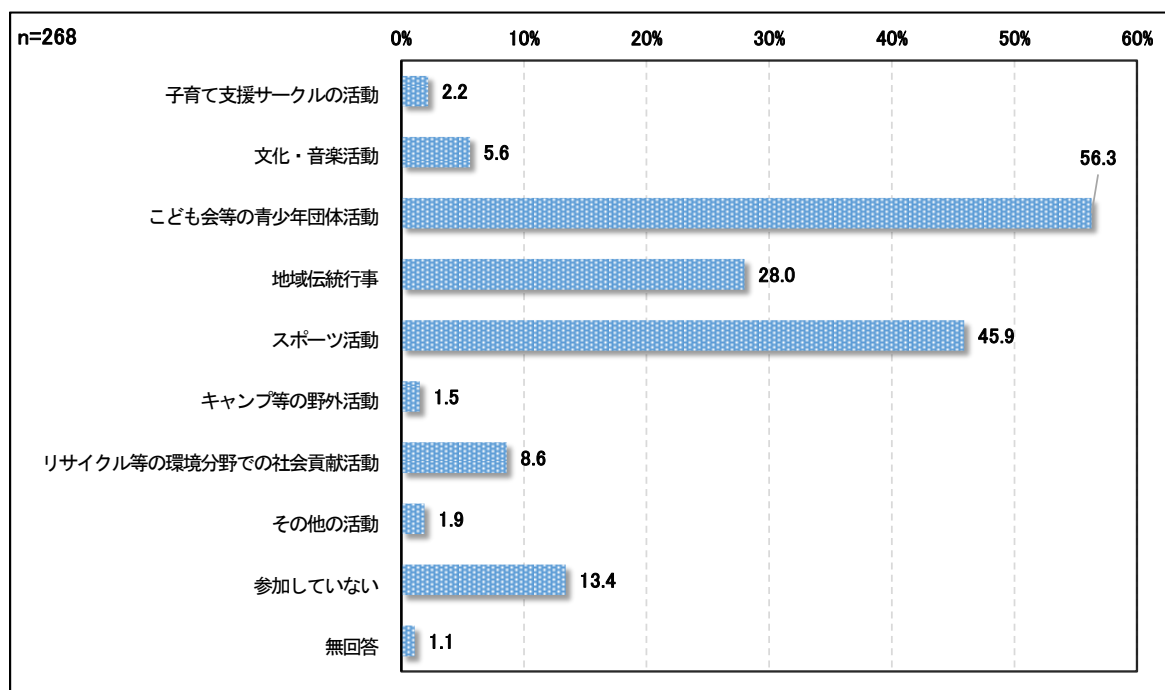


親族や知人にお子さんをみてもらっている状況は、半数以上が「相手の負担や時間的制約を心配することなく、安心してこどもをみてもらえる」と回答しています。一方、何らかの心配や心苦しきなどを感じている場合も合計すると6割を超えています。子育て支援制度の更なる周知など保護者の不安を払拭するための対策も必要です。

- ・ こどものことや子育てについて気軽に相談できる相手・場所は、「親・兄弟姉妹などの身内」（78.0%）、「友人や知人」（64.6%）、「小学校の先生」（21.6%）



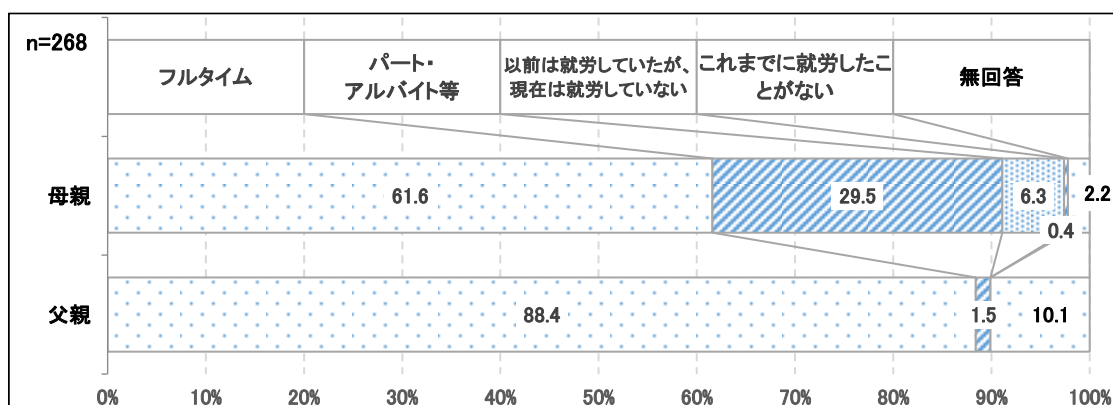
- ・ こどもの催しへの参加状況は、「こども会等の青少年団体活動」（56.3％）、「スポーツ活動」（45.9％）、「地域伝統行事（地域の祭りなど）」（28.0％）



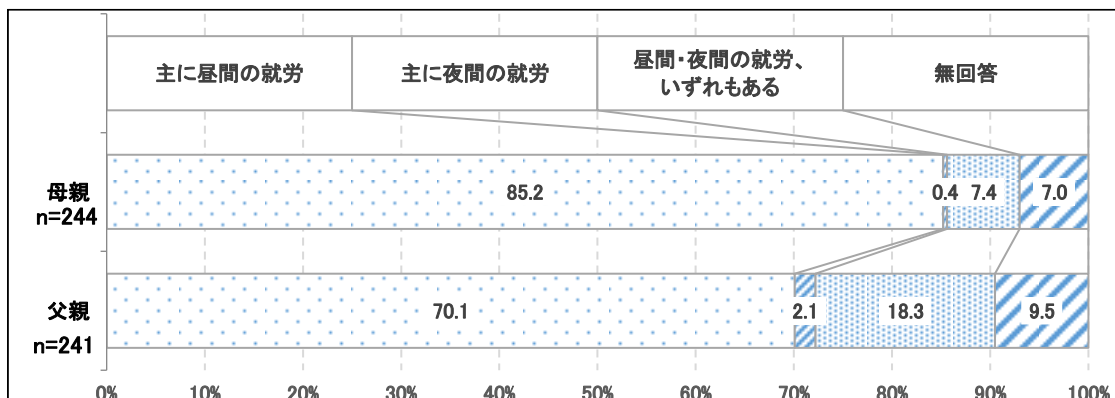
子育てについて気軽に相談できる相手は、「親・兄弟姉妹などの身内」、「友人や知人」、「小学校の先生」などが多くなっています。一方、少数ながら「そのような相手・場所はない」との回答もあることから、様々な機会を活用し、個々の実情に応じた子育ての相談先へ案内することが必要です。

③ 保護者の就労状況・職場の両立支援について

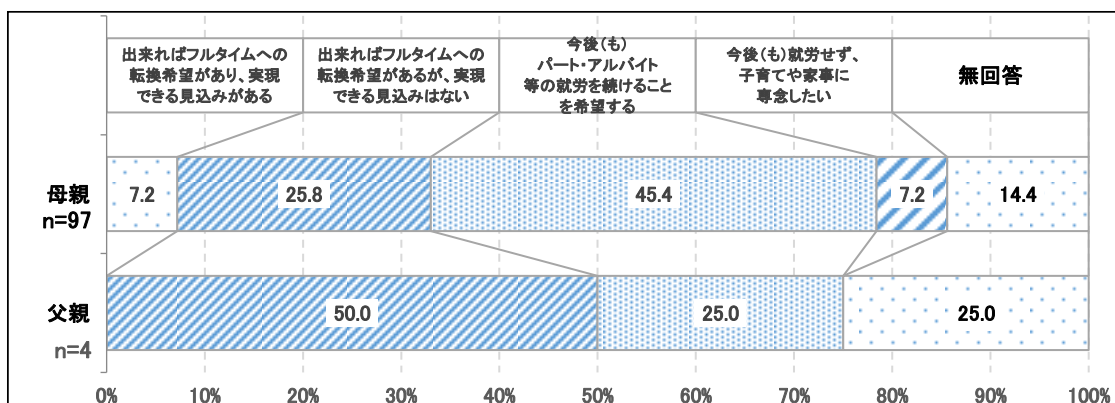
- ・ 保護者の就労状況は、父親は「フルタイム」（88.4％）、「パート・アルバイト等」（1.5％）、母親は「フルタイム」（61.6％）、「パート・アルバイト等」（29.5％）



- ・就労時間帯は、父親は「主に昼間の就労」(70.1%)、「昼間・夜間の就労、いずれもある」(18.3%)、母親は「主に昼間の就労」(85.2%)、「昼間・夜間の就労、いずれもある」(7.4%)



- ・フルタイム就労への転換は、母親は「今後（も）パート・アルバイト等の就労を続けることを希望する」(45.4%)、「出来ればフルタイムへの転換希望があるが、実現できる見込みがない」(25.8%)

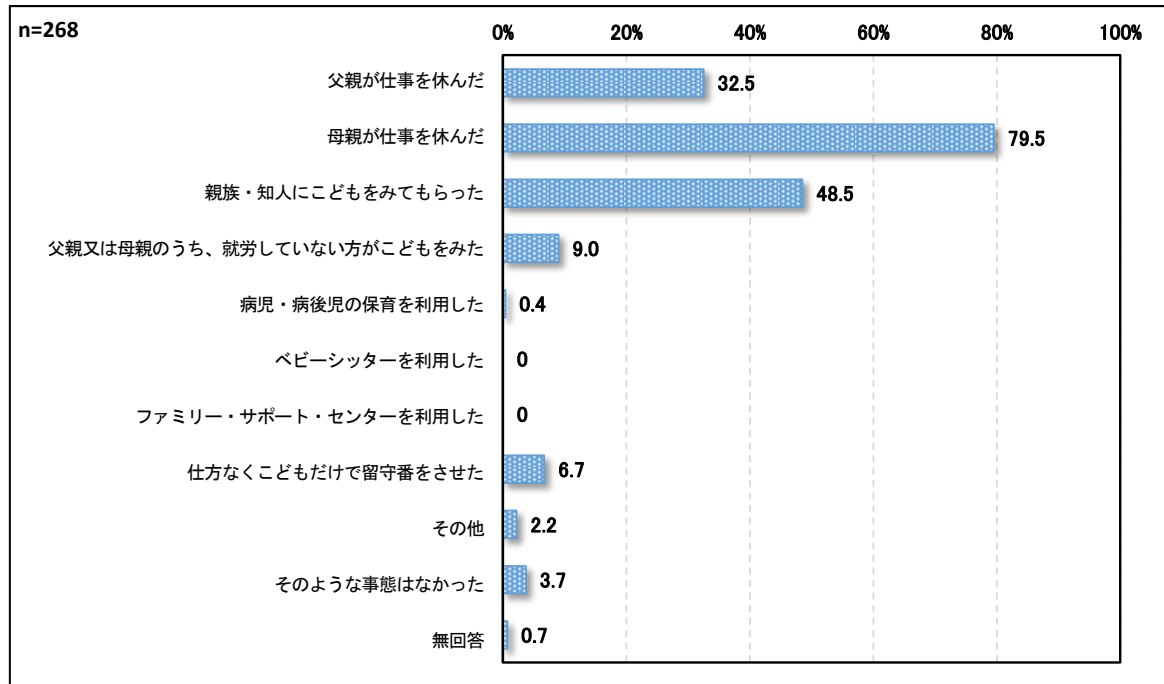


フルタイム就労への転換は、母親は「今後（も）パート・アルバイト等の就労を続けることを希望する」が半数近い割合ですが、「出来ればフルタイムへの転換希望があるが、実現できる見込みがない」が約 25%ある状況を踏まえ、多様な就労環境や勤務形態の整備に向け、企業等の理解・協力が得られるよう周知に努める必要があります。

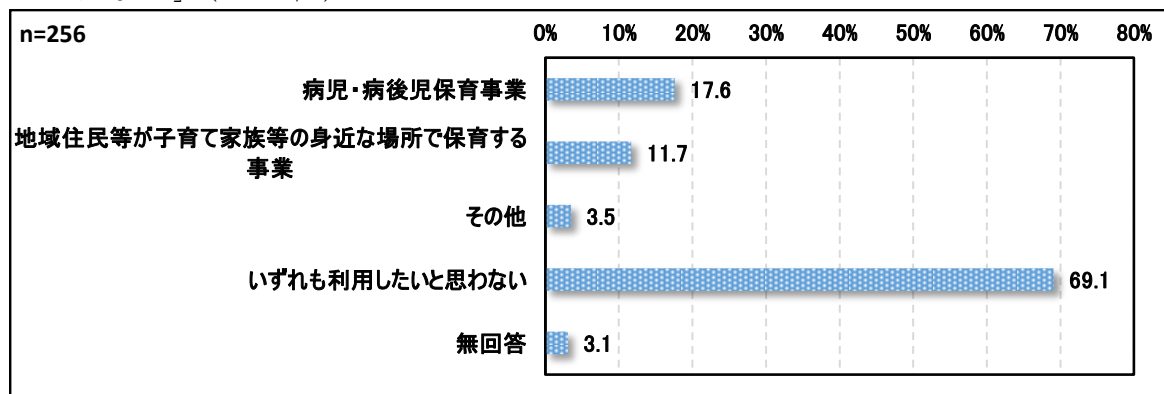
また、就労時間帯で、「昼間・夜間の就労、いずれもある」が父親(18.3%)、母親(7.4%)との回答があることから、直接的な就労支援と合わせて、子育てする世帯の負担軽減対策について、検討する必要があります。

④ こどもの病気やけがの際の対応について

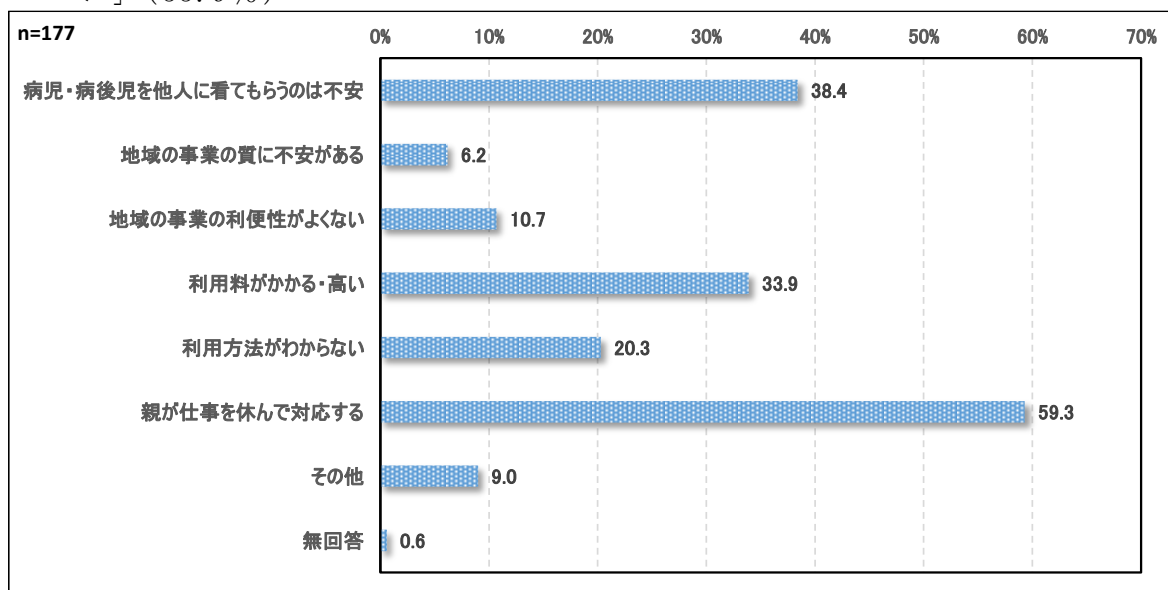
- ・ こどもの病気やけがの際の対応は、「母親が仕事を休んだ」(79.5%)、「親族・知人にこどもをみてもらった」(48.5%)、「父親が仕事を休んだ」(32.5%)



- ・ こどもが病気やけがの際の保育施設等の利用は、「いずれも利用したいとは思わない」(69.1%)



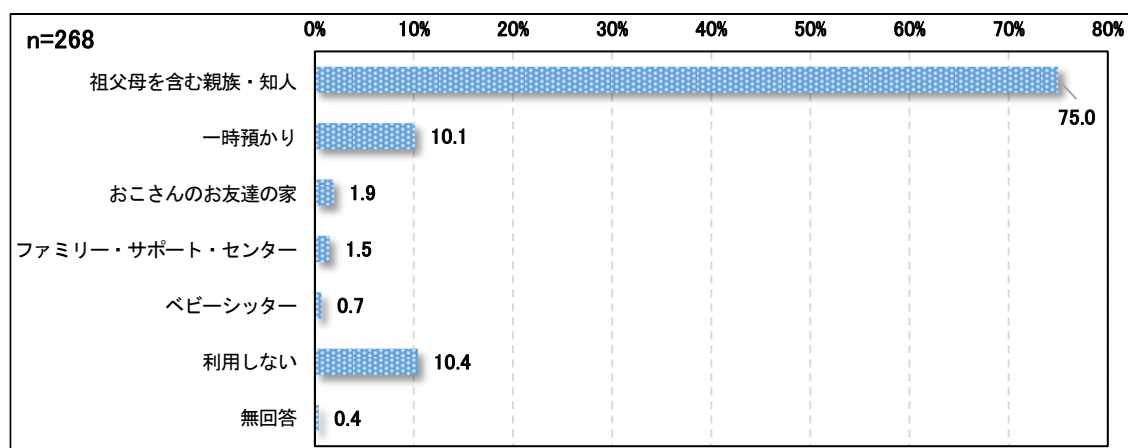
- ・利用したいと思わない理由は、「親が仕事を休んで対応する」（59.7％）、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」（38.4％）、「利用料がかかる・高い」（33.9％）



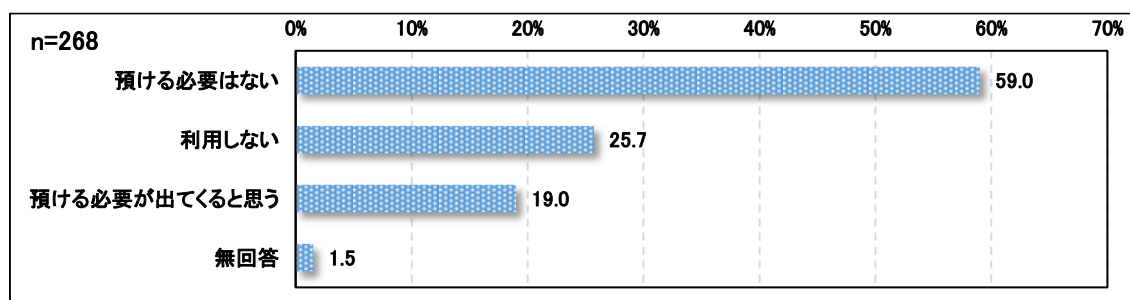
こどもの病気やけがの際の対応は、約7割が「いずれも利用したいとは思わない」と回答しています。その理由としては「親が仕事を休んで対応する」が半数以上となっている一方、「利用料や不安感などから利用を控える」との回答も見られることから、安心して病児・病後児を預けられる環境整備が必要です。

⑤ 不定期的な一時預かり等の利用について

- ・こどもを家族以外に預ける場合は、「祖父母含む親戚・知人」（75.0％）



- ・泊りがけで家族以外に預ける必要は、「預ける必要はない」(59.0%)、「利用しない」(25.7%)、「預ける必要が出てくると思う」(19.0%)

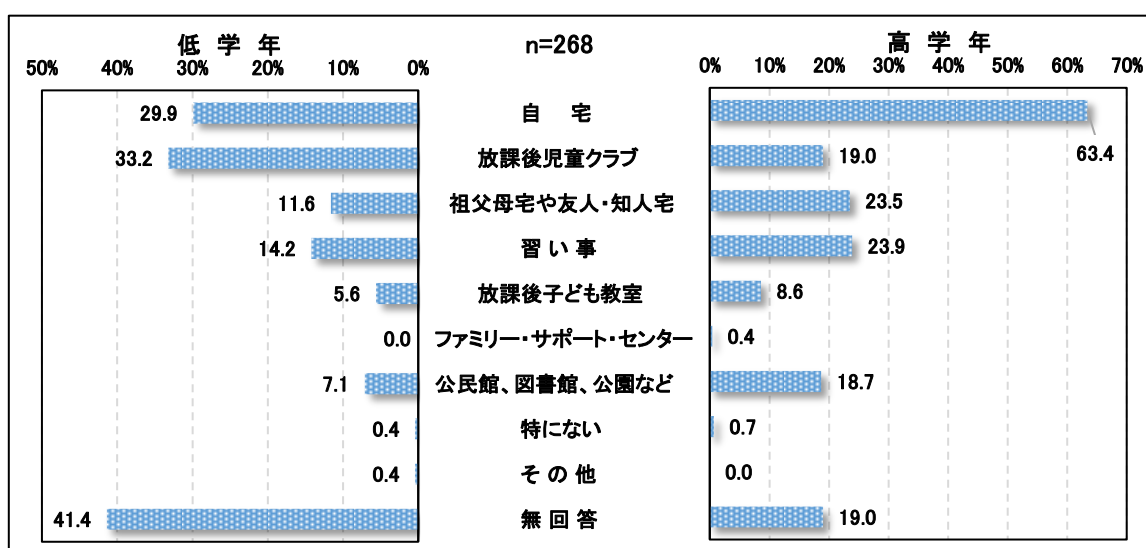


高齢化が進む中、今後も継続的に祖父母等に預けることができるかという課題もうかがえます。

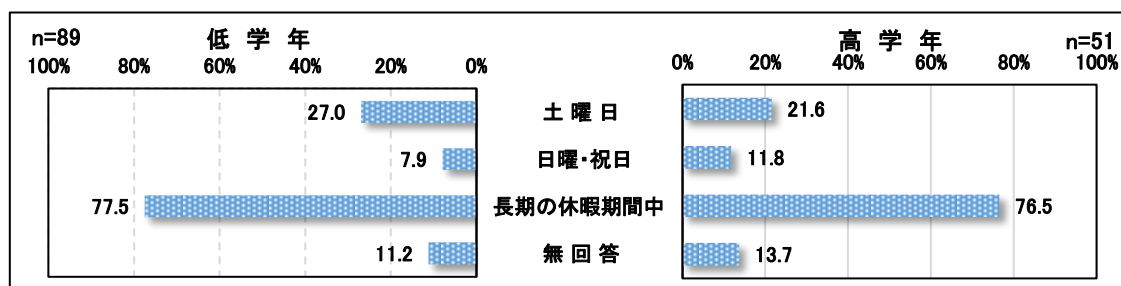
今後のサービス提供は、地域の人口構造や暮らし方にも着目したり、既存サービスの利用状況を考慮する必要があります。希望時にサービスを利用できる体制整備も必要です。

⑥ 放課後の過ごし方（保護者の意向）について

- ・保護者が希望するこどもの放課後の居場所は、「低学年」は「放課後児童クラブ」(33.2%)、「高学年」は「自宅」(63.4%)



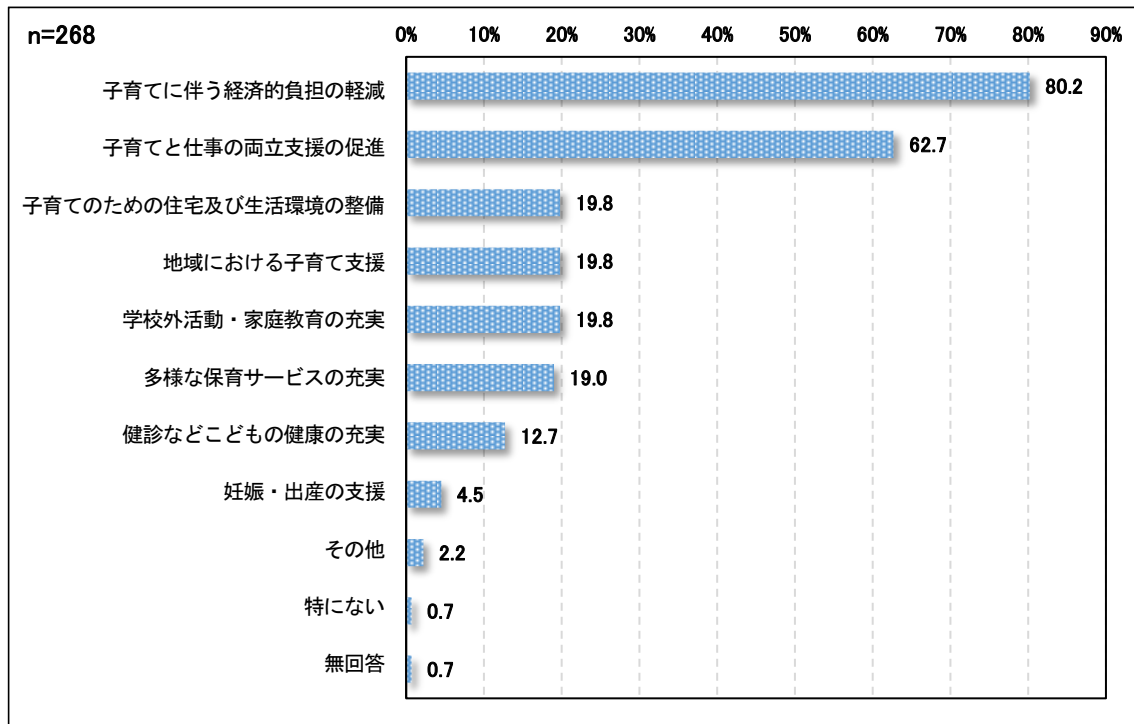
- ・「放課後児童クラブ」の利用を希望する方のうち、「低学年」、「高学年」とともに7割以上の回答者が「長期の休暇期間中」の利用を希望



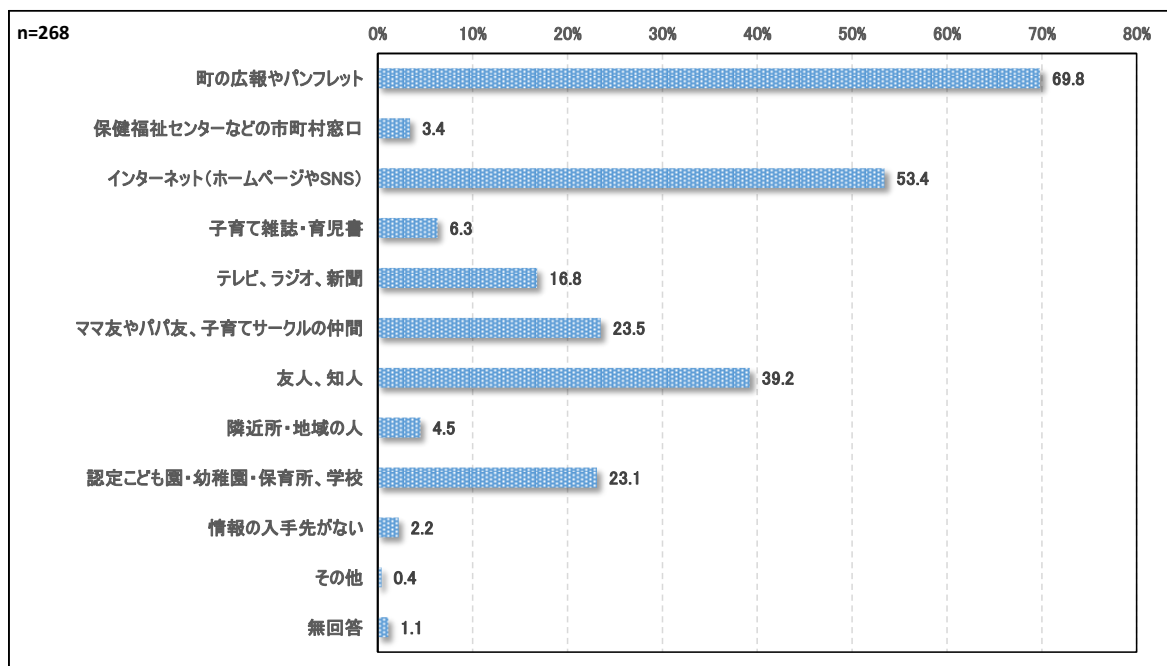
保護者が希望するこどもの放課後の居場所として、「低学年」は「放課後児童クラブ」、「高学年」は「自宅」が多くみられます。これを踏まえ、放課後児童クラブや自宅以外にこどもの居場所を検討する際には、学年による違いも考慮し、関係部署と連携をとることが必要です。

⑦ 子育て環境全般への評価や意向について

- ・ 望ましい子育て支援施策は、「子育てに伴う経済的負担の軽減」(80.2%)、「子育てと仕事の両立支援の促進」(62.7%)



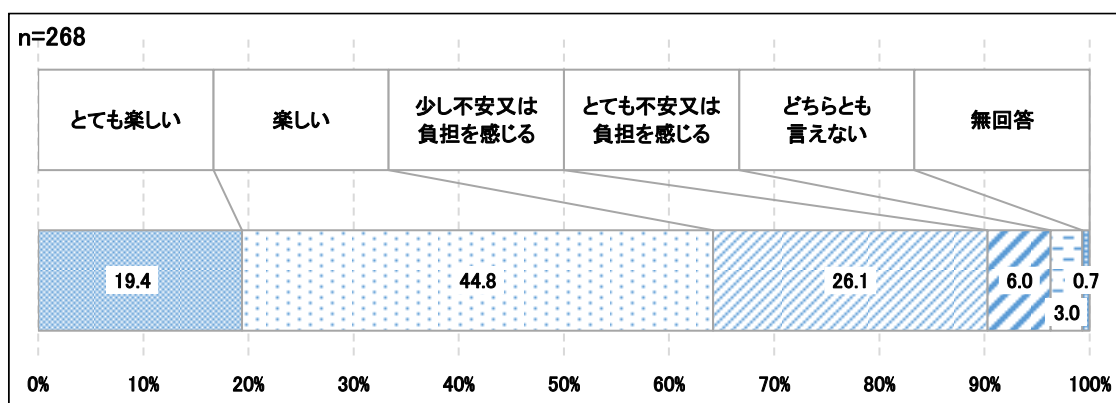
- ・ 子育てに必要な施策などの情報の入手方法は、「町の広報やパンフレット」(69.8%)、「インターネット」(53.4%)、「友人、知人」(39.2%)



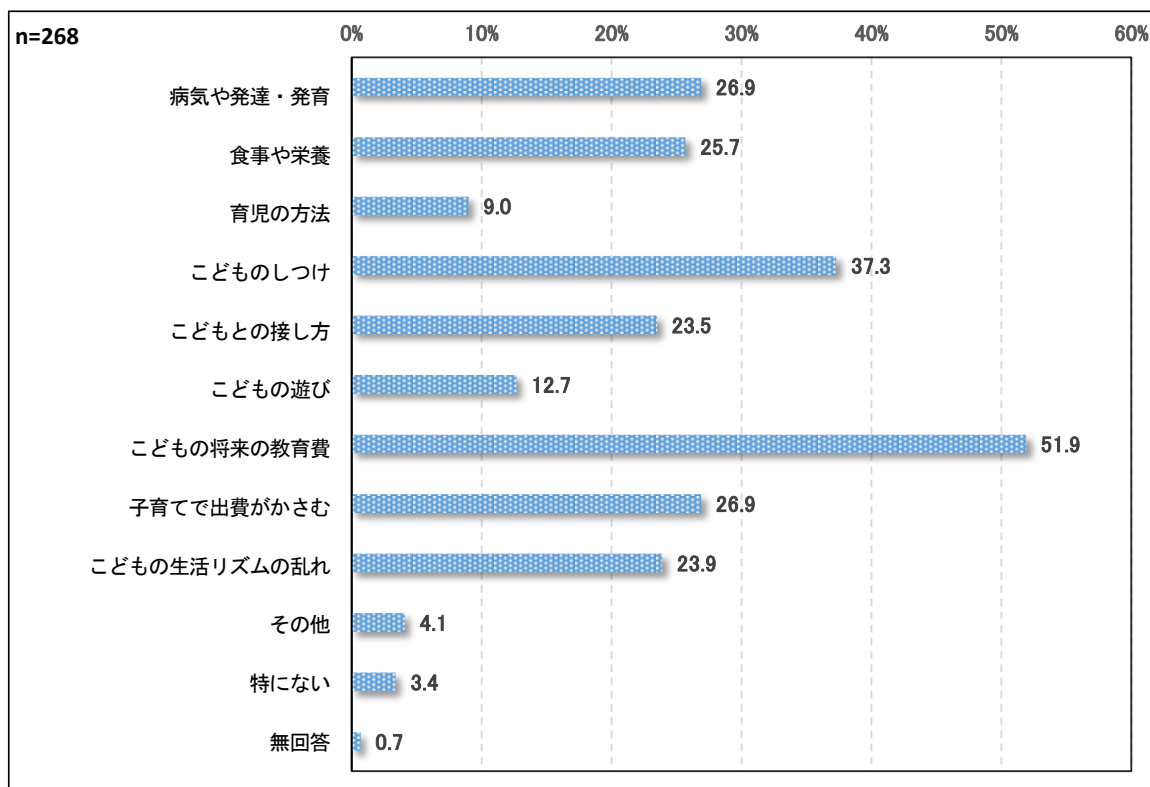
子育て支援施策について、サービスの提供方法や内容を時代の変化に合わせて見直す必要があります。また、対象者にわかりやすく情報提供していくために、庁内各課で提供している様々な子育て支援サービスを一元的に整理する必要があります。

⑧ 子育ての不安や負担について

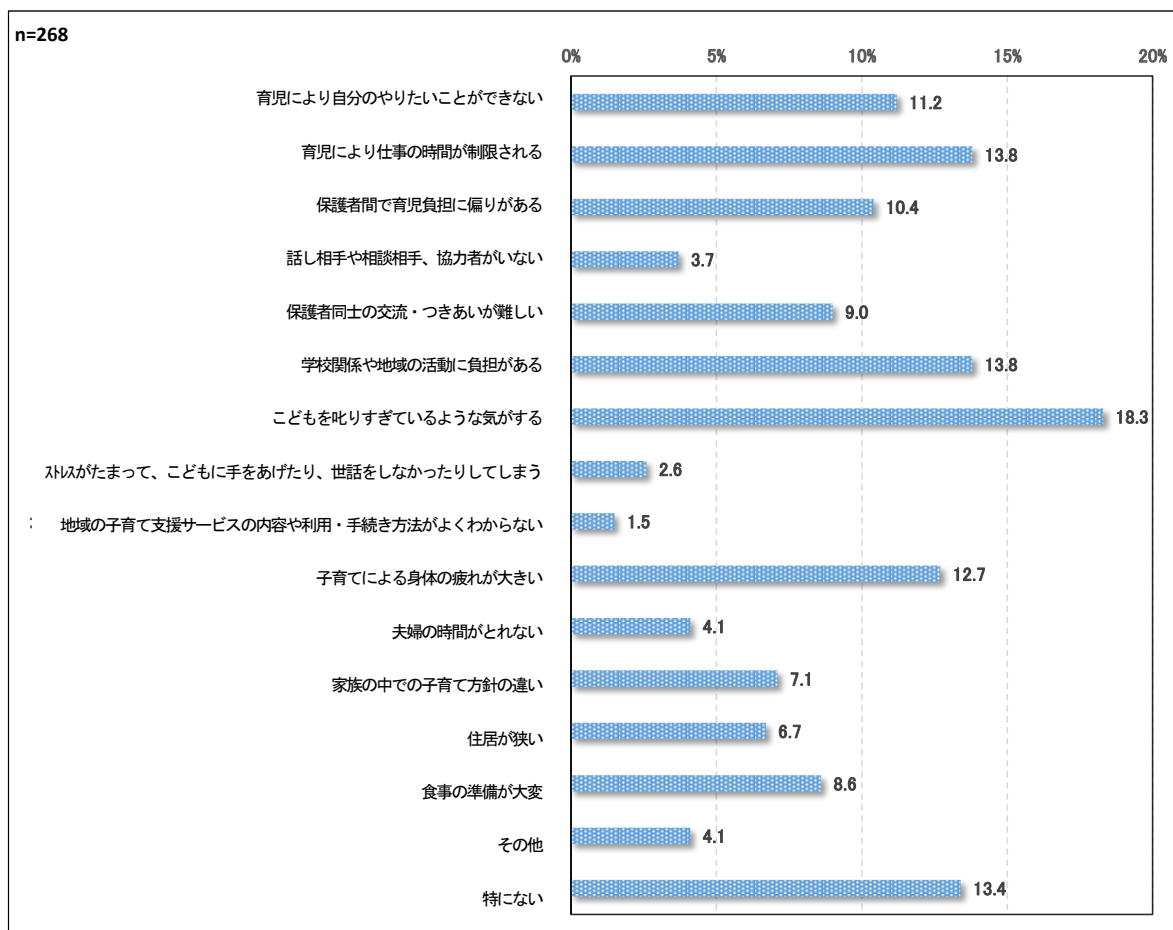
- ・子育てについては、「楽しい」(44.8%)、「とても楽しい」(19.4%)、「少し不安又は負担を感じる」(26.1%)



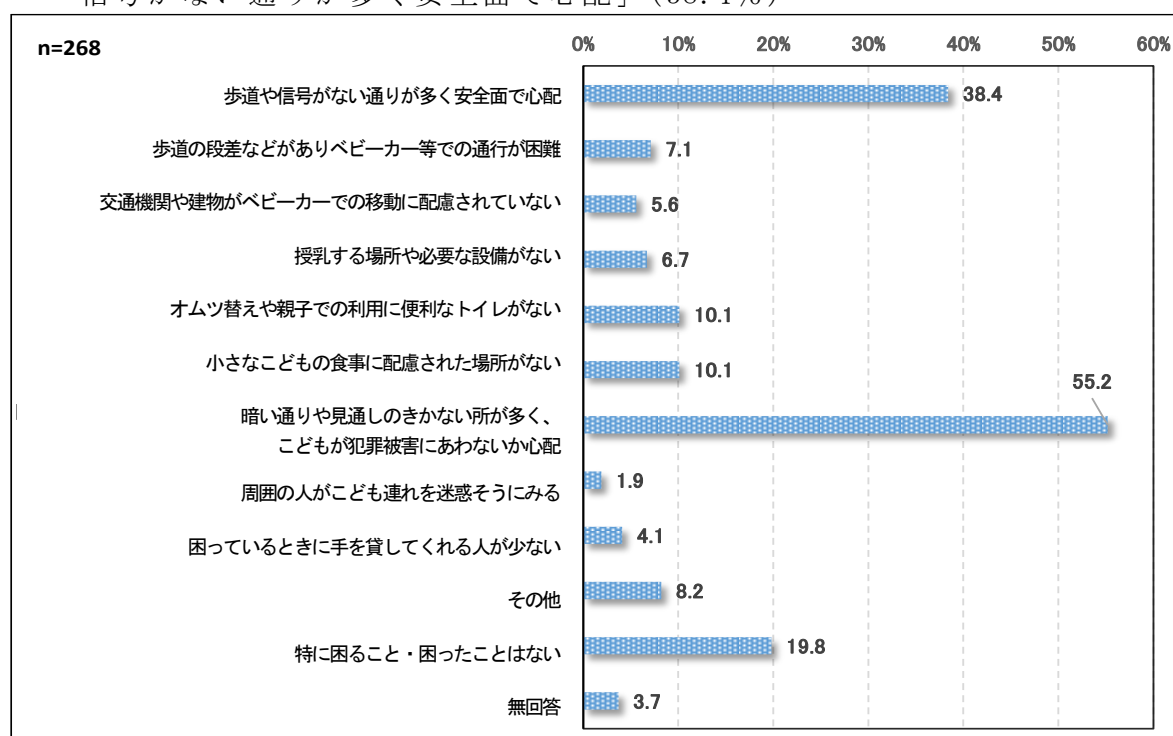
- ・こどものことで日頃悩んでいることは、「こどもの将来の教育費」(51.9%)、「こどものしつけ」(37.3%)、「病気や発達・発達」、「子育てで出費がかさむ」(26.9%)



- ・保護者のことで日頃悩んでいることは、「こどもを叱りすぎているような気がする」(18.3%)、「育児により仕事の時間が制限される」・「学校関係や地域の活動に負担がある」(13.8%)



- ・こどもと外出する際に、困ること・困ったことは、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、こどもが犯罪被害にあわないか心配」(55.2%)、「歩道や信号がない通りが多く安全面で心配」(38.4%)

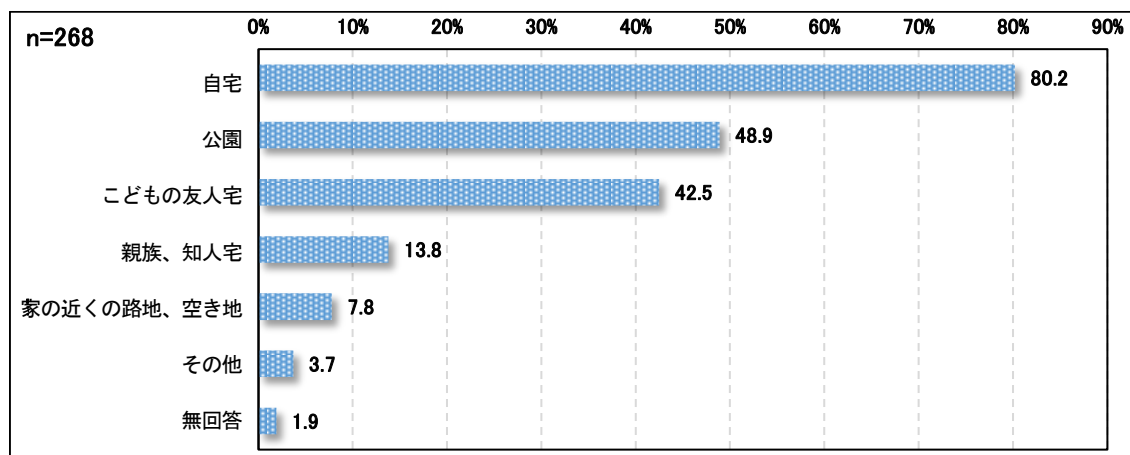


子育てについて、「楽しい」と「とても楽しい」の合計が6割を超える一方、「こどもの将来の教育費」、「こどものしつけ」、「病気や発育・発達」、「子育てで出費がかさむ」といった悩みや不安もみられます。不安や負担の払拭や原因把握を進めるためにも相談支援体制の整備を行い、既存サービスへの誘導や新規サービスの提供を検討することが必要です。

外出時の困りごとに対しては、防犯・安全安心の環境整備が必要です。

⑨ こどもの居場所について

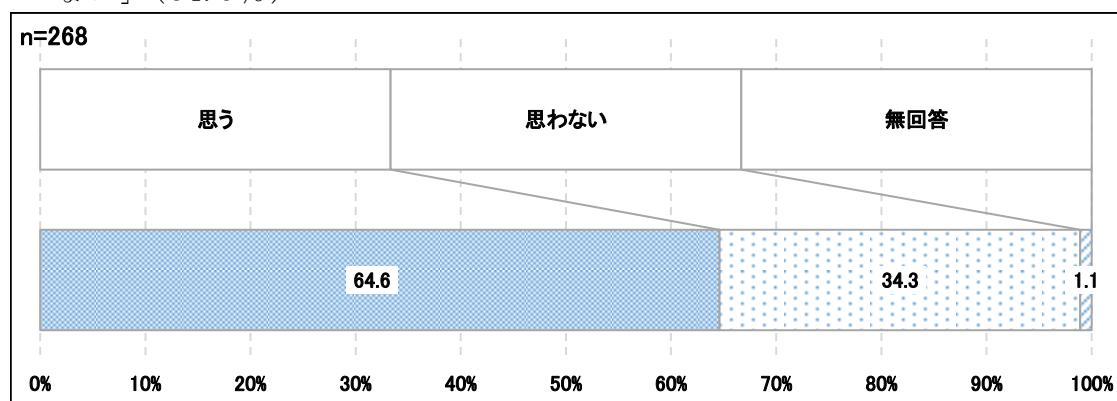
- ・日中遊ぶ場所は、「自宅」（80.2%）、「公園」（48.9%）、「こどもの友人宅」（42.5%）



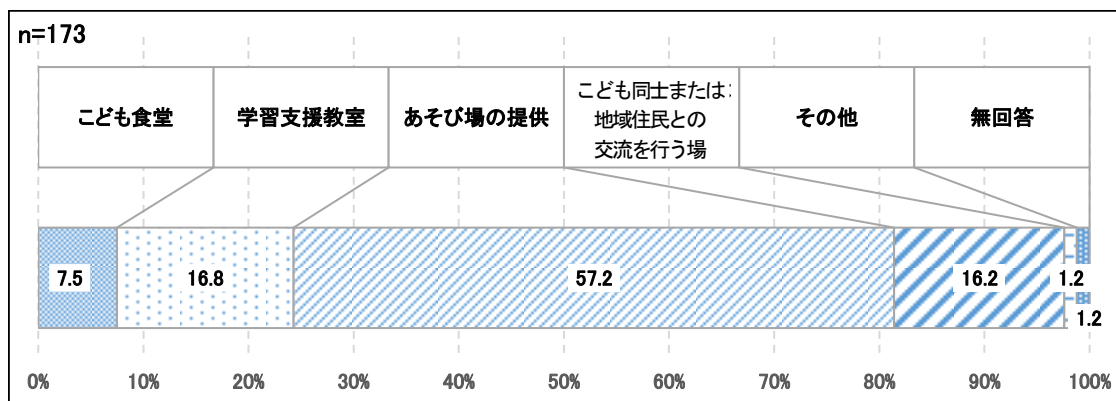
- ・居住地区別では、長崎地区は「自宅」（79.8%）、「公園」（55.4%）、豊田地区は「自宅」（83.3%）、「こどもの友人宅」（57.4%）

回答	長崎地区 (n=213)	豊田地区 (n=54)
公園	55.4%	24.1%
家の近くの路地、空き地	7.0%	11.1%
こどもの友人宅	39.0%	57.4%
親族、知人宅	14.6%	11.1%
自宅	79.8%	83.3%
その他	2.3%	9.3%
無回答	1.4%	1.9%

- ・公園、家の近くの路地、空き地、こどもの友人宅、親族、知人宅、自宅以外で、こどもの遊び場や居場所が必要だと思うかは、「思う」（64.6%）、「思わない」（34.3%）



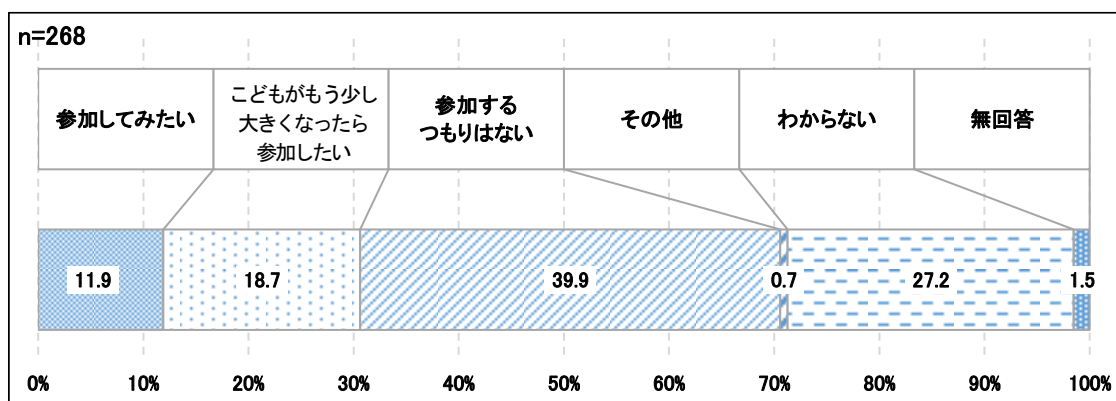
- ・遊び場や居場所として必要な環境は、「遊び場の提供」(57.2%)、「学習支援教室」(16.8%)、「こども同士または地域住民との交流を行う場」(16.2%)



こどもの居場所は、屋外、屋内の様々なニーズがうかがえます。「遊び場の提供」など需要の多いものへの対応を検討する必要があります。

⑩ 子育てボランティアについて

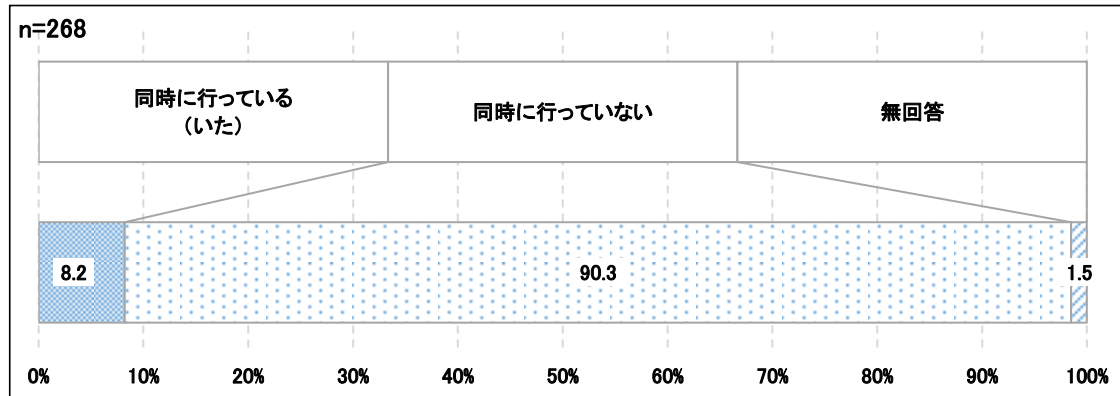
- ・子育てボランティアについては、「参加してみたい」(11.9%)、「こどもがもう少し大きくなったら参加したい」(18.7%)、「参加するつもりはない」(39.9%)、「わからない」(27.2%)



子育てボランティアへの参加意向は、「参加してみたい」と「こどもがもう少し大きくなったら参加したい」の合計が3割を超えています。潜在的に参加意向のある住民の掘り起しと、活動の受け皿づくりを検討していくことが必要です。

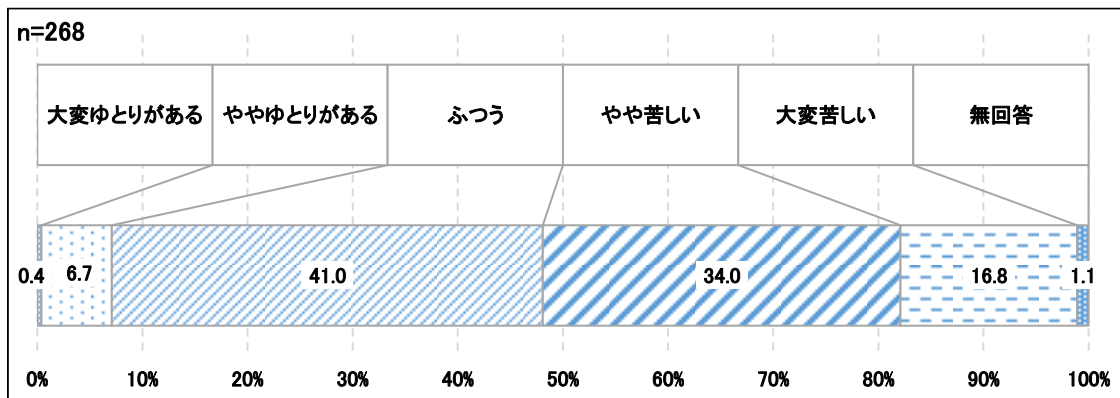
⑪ 子育てと介護の両立について

- ・子育てと介護の両立は、「同時に行っていない」（90.3%）、「同時に行っている（いた）」（8.2%）

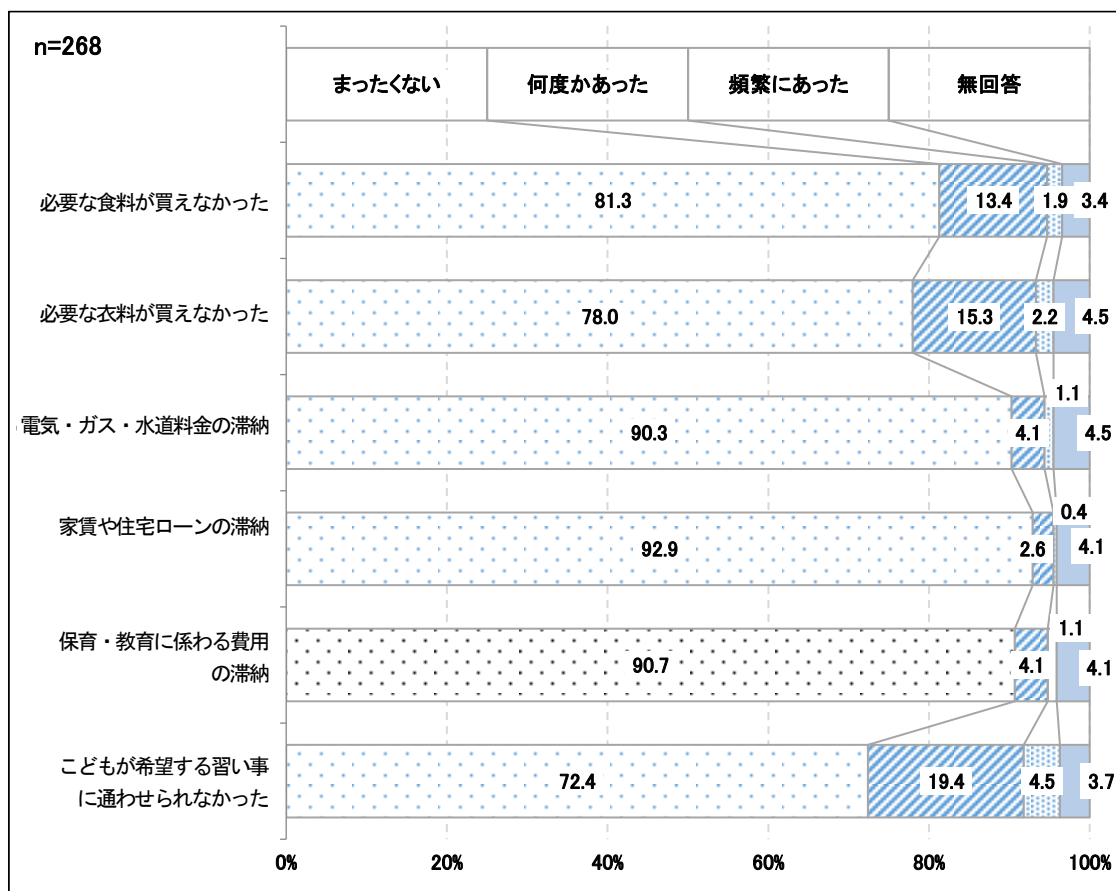


⑫ 経済状況と暮らしについて

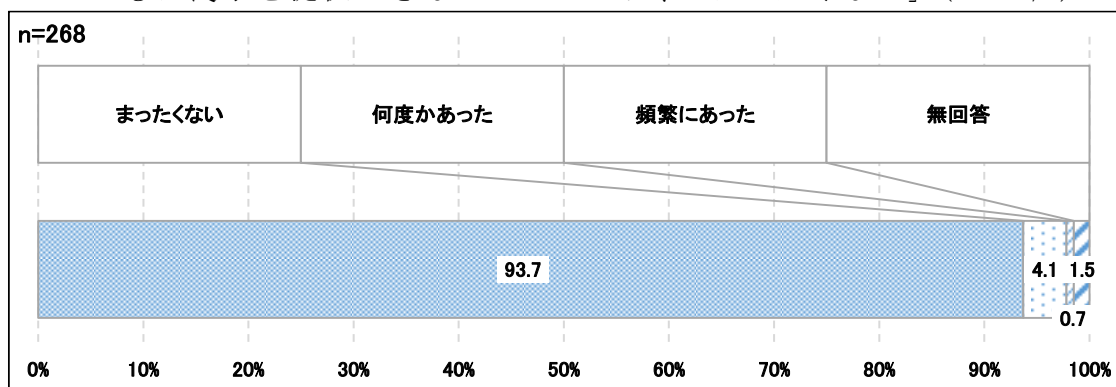
- ・経済的な暮らしの状況は、「ふつう」（41.0%）、「やや苦しい」（34.0%）



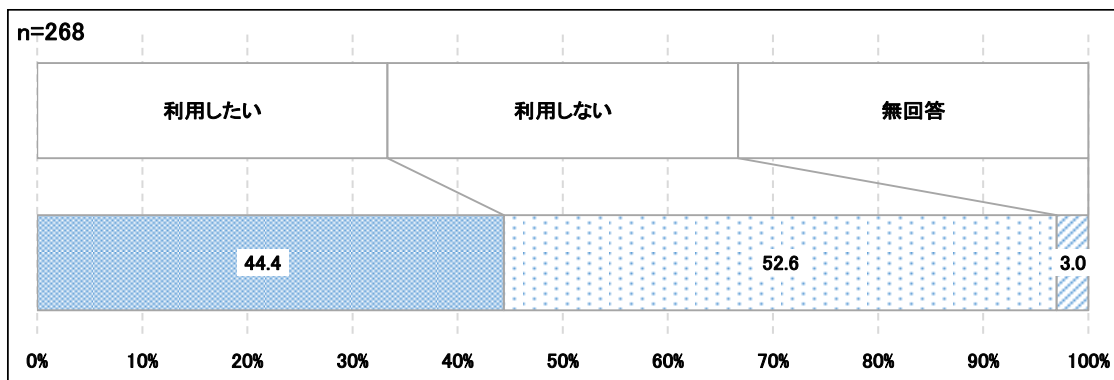
- ・経済的な理由で食料や衣料が買えなかった経験は 15%程度、こどもが希望する習い事に通わせられなかった経験は 20%程度
- ・経済的な理由でライフライン料金、家賃等及び保育・教育に関わる費用の滞納は 6 %未満



- ・こどもに食事を提供できなかったことは、「まったくない」(93.7%)



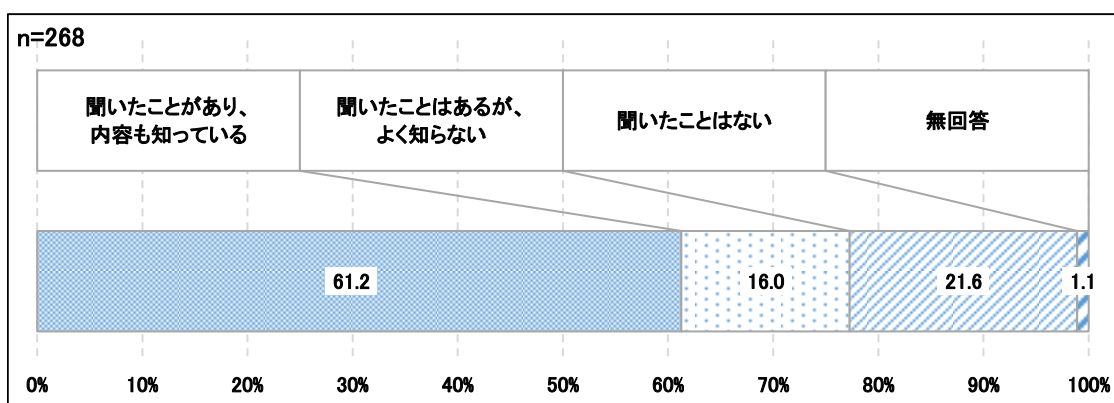
- ・こども食堂の利用意向は、「利用したい」(44.4%)、「利用しない」(52.6%)



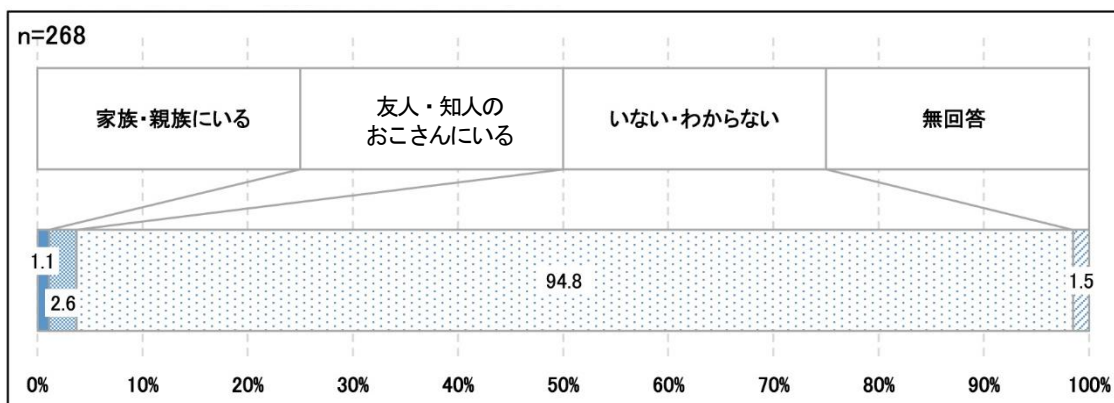
9割強の世帯でこどもへ食事を提供できていますが、4割以上の回答者にこども食堂の利用意向があることから、利用意向の内容について更に分析していく必要があります。

⑬ ヤングケアラー関係について

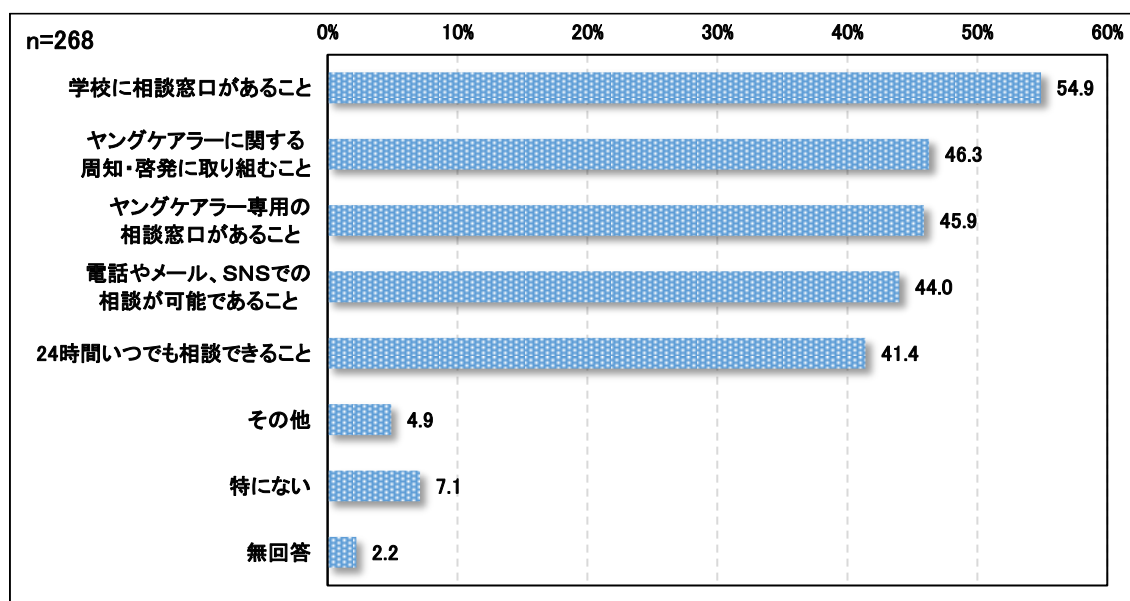
- ・「ヤングケアラー」については、「聞いたことがあり、内容も知っている」(61.2%)、「聞いたことはない」(21.6%)、「聞いたことはあるが、よく知らない」(16.0%)



- ・家族や親族、友人、知人のこどもにヤングケアラーの有無は、「いない・わからない」(94.8%)、「友人・知人のお子さんにいる」(2.6%)、「家族・親族」にいる (1.1%)



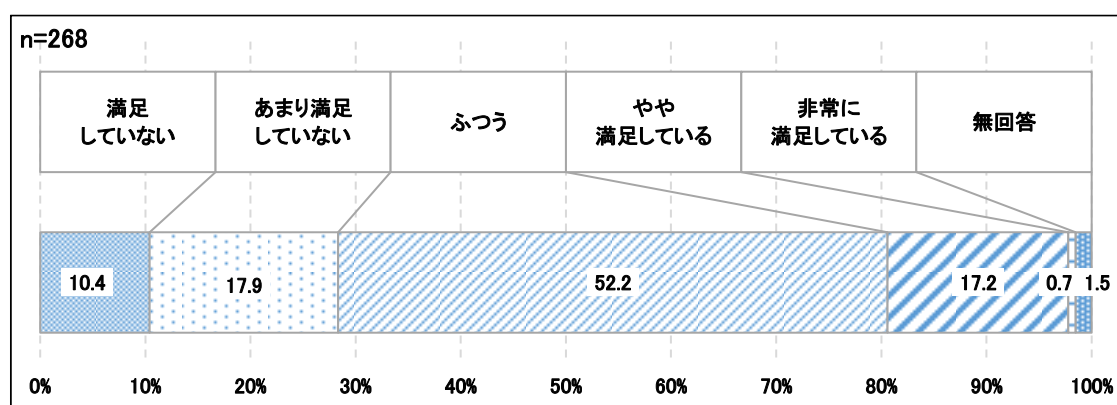
- ・ヤングケアラーに関して、相談しやすい環境づくりとして必要なことは、「学校に相談窓口があること」(54.9%)、「ヤングケアラーに関する周知・啓発に取り組むこと」(46.3%)、「ヤングケアラー専用の相談窓口があること」(45.9%)



「ヤングケアラーの認知度は半数を超えています。家族や親族、友人、知人のこどもにヤングケアラーがいる方(3.7%)はわずかにみられます。町や関係機関が積極的に情報提供し、顕在化していないヤングケアラーの実態把握に努めるとともに、ヤングケアラー支援を行えるよう他市町村や県の動向を把握し検討を進める必要があります。

⑭ 地域における満足度

- ・地域における、子育て環境や支援への満足度は、「ふつう」(52.2%)、「あまり満足していない」(17.9%)、「やや満足している」(17.2%)



満足度を高めるには一時預かりサービスや病児病後児のサービスに加え、防犯・安全安心の環境整備、こどもの居場所等、多方面について検討する必要があります。

⑮ 自由意見

- ・回答者の 29.1%が記述し、記述内容を分類すると「遊び場の充実（屋内、広い場所、遊具の充実など）」（50.0%）、「経済的支援・助成」（16.3%）、「交通環境の充実（安全・スクールバス）」（14.1%）

	n = 78
遊び場の充実（屋内、広い場所、遊具の充実など）	50.0%
経済的支援・助成	16.7%
交通環境の充実（安全・スクールバス）	14.1%
スポ少や習い事等の充実	9.0%
学校環境の充実	9.0%
医療体制・健診の充実	9.0%
子育て支援センターの充実	7.7%
子育て環境の充実（各種サービス・ファミリーサポートセンター等）	7.7%
こども会等が負担	6.4%
町政の充実	6.4%
イベント等の充実	5.1%
学童・児童クラブ等の充実	5.1%
相談体制の充実・職員の質の向上	5.1%
仕事と育児の両立	2.6%
その他	10.3%

自由意見では、「遊び場の充実（屋内、広い場所、遊具の充実など）」、「経済的支援・助成」などが多くなっています。関係課と連携した環境整備が必要です。

3 中学生調査からみえる課題

① 回答者について

- ・きょうだいがいる回答者は84.6%おり、きょうだいの数は、「2人」(58.2%)、「3人」(36.4%)
- ・同居家族の人数は、「4人」(40.0%)、「5人」(21.7%)「2人」(13.3%)。また、同居家族は、「母親」(95.4%)、「父親」(89.2%)「きょうだい」(81.5%)

② 部活動のない放課後や休日について

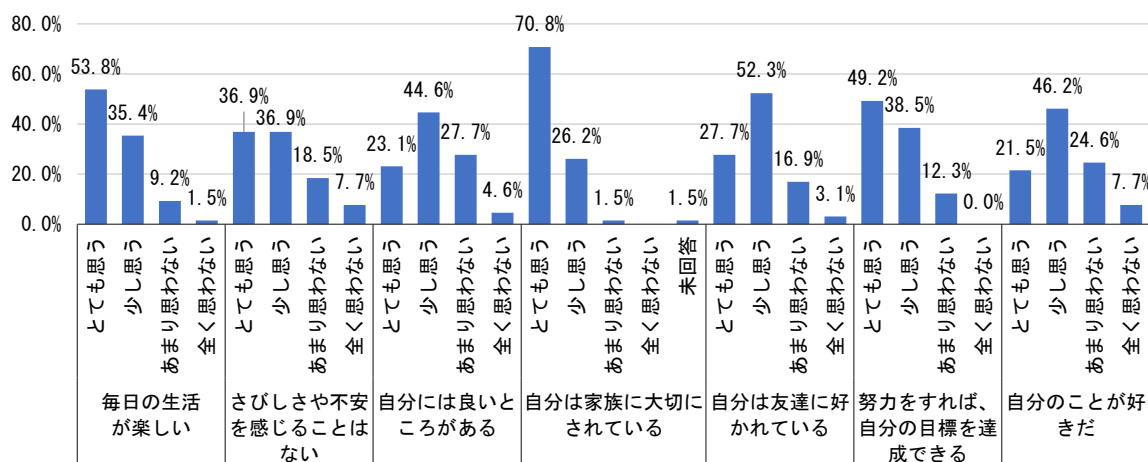
- ・部活動のない放課後や休日を過ごす場所は、「自分の家」(96.9%)、「友達の家」(23.1%)、「近所の公園」(15.4%)
- ・前問で回答した場所以外で部活動のない放課後や休日を過ごす場所がほしいかについては、「いいえ」(59.7%)、「はい」(40.3%)

部活動のない放課後や休日を過ごす場所は「自分の家」が特に多いものの、「近所の公園」への回答もみられ、また現在過ごしている場所以外の場所がほしい回答が4割みられることから、こどもの居場所づくりについて検討する必要があります。

③ 自分自身について

- ・自分自身の捉え方については、「とてもそう思う」項目は、「自分は家族に大切にされている」(70.8%)、「毎日の生活が楽しい」(53.8%)、「努力をすれば、自分の目標を達成できる」(49.2%)。「少し思う」項目は、「自分は友達に好かれている」(52.3%)、「自分のことが好きだ」(46.2%)、「自分には良いところがある」(44.6%)。「あまり思わない」項目は、「自分には良いところがある」(27.7%)、「自分のことが好きだ」(24.6%)、「さびしさや不安を感じることはない」(18.5%)。「全く思わない」項目は、「自分のことが好きだ」(7.7%)、「さびしさや不安を感じることはない」(7.7%)、「自分には良いところがある」(4.6%)。
- ・将来どのような大人になりたいかは、「他者への優しさや思いやりを持っている人」(67.7%)、「たくさんの友達や仲間がいる人」(55.4%)、「自分らしさを持っている人」(41.5%)

問6. 自分自身に関する次の項目について、どのように思いますか。(各項目1つを選択)



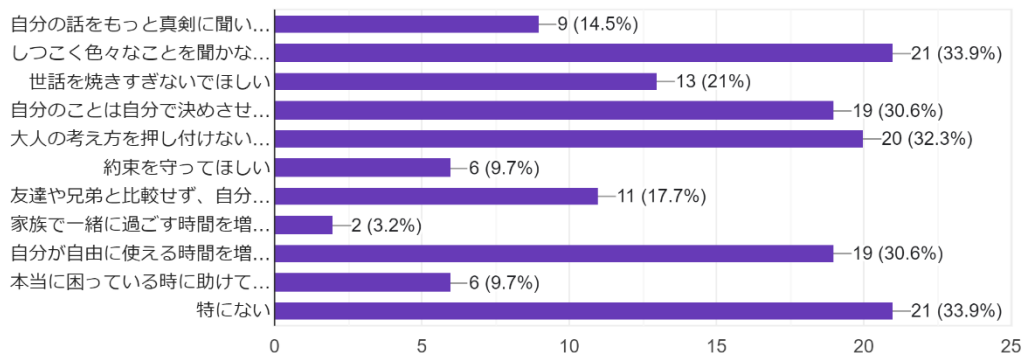
自分自身については、各項目とも肯定的に捉えている回答が多いものの、「自分には良いところがある」や「自分のことが好きだ」はやや肯定的な回答割合が低くなっています。

④ 家族について

- ・ 家族と話す時間は、「よくある」（83.1%）、「たまにある」（15.4%）
- ・ 一緒に暮らしている大人にしてほしいと思うことは、「しつこく色々なことを聞かないでほしい」（33.9%）、「特にない」（33.9%）、「大人の考え方を押し付けしないでほしい」（32.3%）

問9. 一緒に暮らしている大人に、してほしいと...とはありますか。（あてはまるもの全てを選択）

62 responses



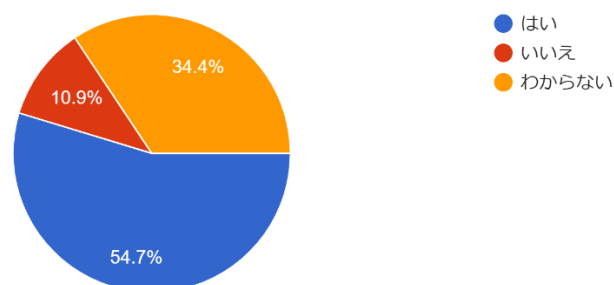
家族と話す時間が「ある」回答者が多いものの、「あまりない」回答者も少数ながらみられました。また、一緒に暮らしている大人にしてほしいとは上記以外にも多様な希望がみられました。回答結果の周知により大人が中学生の考えを知る必要があります。

⑤ 結婚について

- ・ 将来、結婚して家庭を持ちたいかは、「はい」（54.7%）、「わからない」（34.4%）、「いいえ」（10.9%）
- ・ 結婚して家庭を持つことのイメージは、「好きな人と一緒にいられる」（58.5%）、「子どもを育てる喜びを味わえる」（43.1%）、「精神的な安心感・幸福感がえられる」（36.9%）、「苦しいことや楽しいことを分かち合える」（36.9%）

問10. 将来、結婚して家庭を持ちたいと思いますか。

64 responses



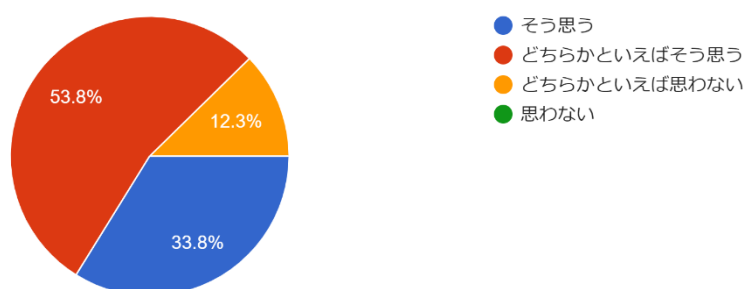
半数以上が結婚の意向があり、結婚に対して肯定的なイメージを持っている回答者が多くみられました。

⑥ 中山町について

- 中山町は「こどもが幸せに暮らすことができるまち」だと思うかは、「どちらかといえばそう思う」(53.8%)、「そう思う」(33.8%)、「どちらかといえば思わない」(12.3%)
- 前問で「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した理由は、「緑や川など、自然が多い」(51.8%)、「友達、先生、近所の人などいい人が多い」(48.2%)、「遊んで楽しい場所がある」(37.5%)

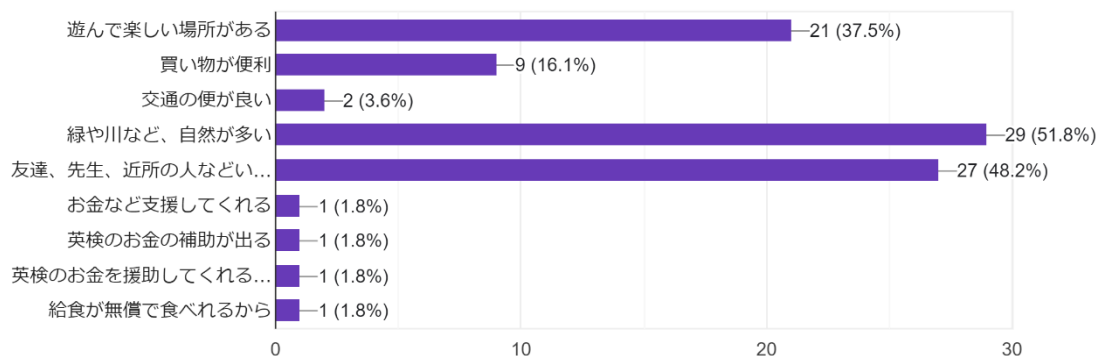
問12-1. 中山町は「こどもが幸せに暮らすことができるまち」だと思いますか。

65 responses



問12-2. 問12-1で「1 そう思う」「2 ...お聞きます。その理由は何ですか。(2つまで選択)

56 responses



中山町は「こどもが幸せに暮らすことができるまち」である(「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計)と回答者の87.6%が考えています。また、その理由として遊び場や自然環境、人的環境をあげる回答が多くみられました。

⑦ 中学生アンケートの前回比較結果について

令和元年度に実施した中学生アンケートの結果と比較したところ、「放課後や休日に過ごしたい場所」という質問に対し、元年度は「のんびり、好きなことができる場所」、「友達と集まりおしゃべりなどできる場所」、「勉強ができる場所」が多く、令和6年度でも同様の意見がみられました。

4 施策の進捗評価

第2期中山町子ども・子育て支援事業計画における「第5章 こども・子育て支援施策の展開」は、5つの基本目標と16施策62事業により構成され、それらについて下記のS～Dの5段階により評価を行いました。

- ・ S : 100%を超える達成
- ・ A : 100%達成
- ・ B : 80%以上、100%未満の達成
- ・ C : 60%以上、80%未満の達成
- ・ D : 60%未満の達成又は未着手

S評価の事業は1事業（1.6%）、A評価の事業は41事業（66.1%）、B評価の事業は13事業（21.0%）、C評価の事業は3事業（4.8%）、D評価の事業は4事業（6.5%）という評価結果となりました。

◆施策の進捗評価◆

施策名	事業数	評価				
		S	A	B	C	D
計画全体	62	1	41	13	3	4
【基本目標1】優しさがあふれる豊かな心と健やかでたくましい心のこどもを育む取り組みの推進	16	0	10	2	2	2
推進施策1：こどもと地域との関わりや体験活動の充実	3	0	1	0	1	1
推進施策2：こどもの遊び・学び、居場所の充実	7	0	5	0	1	1
推進施策3：学校教育環境の整備	6	0	4	2	0	0
【基本目標2】教育・保育及びこども・子育て支援の充実	20	0	18	1	0	1
推進施策1：保育サービスの充実	2	0	2	0	0	0
推進施策2：地域における子育て支援の充実	4	0	3	0	0	1
推進施策3：こどもと母親の健康の確保	10	0	9	1	0	0
推進施策4：切れ目のない子育て支援	2	0	2	0	0	0
推進施策5：子育てに対する経済的支援	2	0	2	0	0	0
【基本目標3】地域や社会全体でこども・子育てを支援する環境づくり	5	0	2	1	1	1
推進施策1：地域住民の力を活かした子育て支援	3	0	2	1	0	0
推進施策2：子育てを応援する社会環境整備	2	0	0	0	1	1
【基本目標4】こどもにとって安全・安心な環境づくり	12	1	4	7	0	0
推進施策1：こどもを取り巻く有害環境等への対策	3	0	1	2	0	0
推進施策2：安心して子育てができる生活基盤の整備	3	1	1	1	0	0
推進施策3：こどもにとって安全・安心なまちづくり	6	0	2	4	0	0
【基本目標5】困難を有するこどもやその家庭への支援の充実	9	0	7	2	0	0
推進施策1：児童虐待防止対策の強化	2	0	2	0	0	0
推進施策2：障がいのあるこども等への支援	5	0	3	2	0	0
推進施策3：ひとり親家庭等の自立支援	2	0	2	0	0	0

5 こども・子育て家庭を取り巻く課題

第3期中山町子ども・子育て支援事業計画策定にあたり実施した各種アンケート調査の結果やこども・子育て家庭が置かれている現状から、中山町のこども・子育てに関して次のような課題が見えてきました。

■課題1 教育・保育サービスの充実	ニーズ調査によると、母親の就労状況は、就学前児童調査・小学生児童調査ともに90%を超えています。また、国勢調査によると女性の労働力率は平成27年より令和2年が高くなっています。 就労している母親が多いことから、教育・保育サービスのニーズは高いことが想定され、今後の母親の就労状況及びニーズを踏まえた、教育・保育サービスの充実が求められます。 一方で、幼稚園・保育施設の入所状況は、保育施設入所者の割合が6割前後、幼稚園入所者の割合が2割前後、在宅で子育てをしている家庭の割合が2割前後でおおむね推移しています。今後も少子化の傾向や住民ニーズ等を勘案し、教育・保育サービスの適正化に努めていくことが求められます。
■課題2 地域における子育て支援の充実	ニーズ調査によると、気軽に相談できる相手は、「親・兄弟姉妹などの身内」、「友人や知人」など身近な人への相談が多くなっています。一方で、「保育士」や「かかりつけの医師」は地域差がみられ、少数ながら相談相手・場所がない方もみられることから、様々な機会を活用し、個々の実情に応じた子育ての相談対応が必要です。 国勢調査によると、本町のこどものいる世帯のうち、ひとり親世帯の割合はおおむね増加傾向で推移しており、今後、少子化や核家族化がさらに進んでいく中で、相談する相手が身近にいない家庭に対して、孤立して悩みごとを抱え込んでしまうことのないよう、身近な地域で支援していく体制の構築が求められます。
■課題3 仕事と子育ての両立支援の充実	国勢調査によると、本町の女性の労働力率は増加傾向にあります。また、女性が結婚・出産期にあたる年代に労働力率が低下し、育児が落ち着いた時期に上昇するという「M字曲線」の差も小さくなっていることから、女性の社会進出が進んでいることがうかがえます。 しかしながら、ニーズ調査では、望ましい子育て支援施策として、「子育てと仕事の両立支援の促進」が就学前児童調査では68.5%、小学生児童調査では62.7%と多くなっており、子育てと仕事の両立に向けたさらなる支援の充実が求められます。

■ 課題 4 多様な子育て支援施策の充実	ニーズ調査によると、「不定期的な」事業について、「利用希望はない」が約半数と多いものの、利用している事業として、「保育所などでの一時預かり」(28.6%)、「幼稚園の預かり保育」(14.1%)などがあげられており、様々なニーズに対応した保育サービスの提供が望まれています。 ライフスタイルの多様化や国による働き方改革なども進んでいく中で、各家庭が希望する生活を実現することができるよう、今後のサービス提供は、地域の人口構造や暮らし方にも着目したり、既存サービスの利用状況を考慮する必要があります。また、希望時にサービスを利用できる体制の整備など多様な子育て支援施策を充実していくことが求められます。
■ 課題 5 子育てしやすい環境の充実	ニーズ調査によると、望ましい子育て支援施策として、就学前児童調査・小学生児童調査ともに「子育てに伴う経済的負担の軽減」が第1位、「子育てと仕事の両立支援の促進」が第2位となっています。また、自由意見においても、「遊び場の充実（屋内、広い場所、遊具の充実など）」、「経済的支援・助成」、「子育て環境の充実（各種サービス・ファミリーサポートセンター等）」、「交通環境の充実（安全・スクールバス）」などへの記述が多くみられます。 中学生アンケートでは部活動のない放課後や休日に現在過ごしている場所以外に過ごせる場所がほしい方が40.3%となっています。 このように、経済的負担の軽減をはじめ、子育てと仕事の両立支援、遊び場・こどもが過ごす場所や子育て環境の充実について取り組んでいくことが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

本計画の策定に当たり、「中山町子ども・子育て支援事業計画（第2期計画）」で定めた、基本理念、基本目標を引継ぎ、合わせて、中山町子ども・子育て会議における議論、子育て家庭等を対象とした調査結果から見えてきた意見や課題を踏まえて検討しました。

その上で、子育て家庭のニーズに応えることはもとより、「こどもを中心に考える」というこどもの視点に立ち、中学生対象調査や子育て支援者対象調査の結果も踏まえ、「こどもが自分らしく、たくましく育つため」の取り組みを進めていくという観点で、基本的な考え方を定めました。

1 目指すべき姿（基本理念）

こどもが健幸に育つ 子育てに優しいまち なかやま

※中山町の考える『健幸』とは：「心身ともに健康で、幸せであること。こどもの立場としては、こども一人ひとりが、豊かな心が育まれつつ健やかに成長すること」

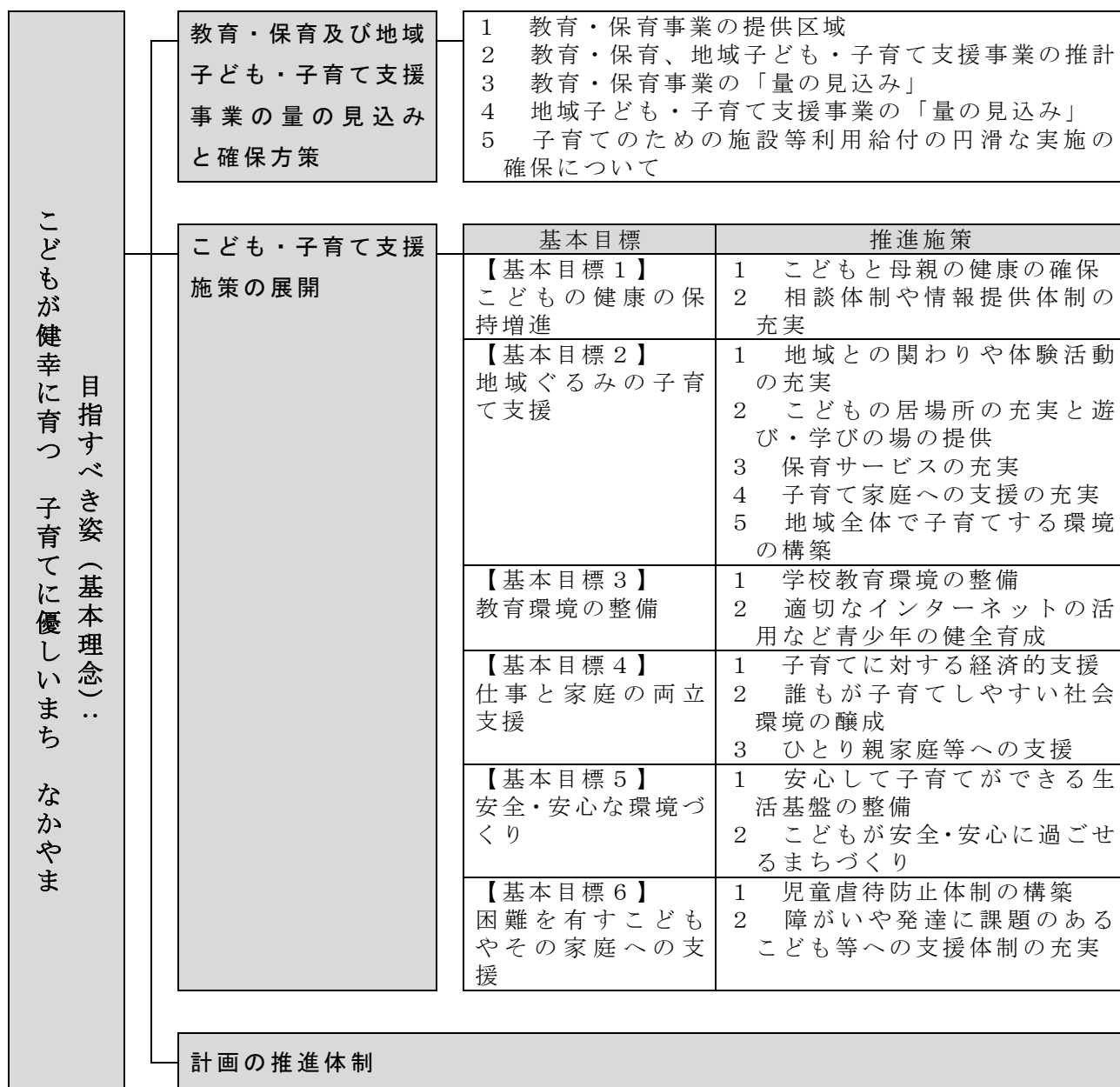
2 基本目標

基本理念を実現するため、基本的な視点を踏まえた6つの基本目標を定め、各種施策を実施していきます。

【基本目標1】 こどもの健康の保持増進	地域ぐるみで母子保健を推進し安心してこどもを産み、子育てができる環境づくりを推進します。
【基本目標2】 地域ぐるみの子育て支援	こどもの健全な成長を地域全体で見守る様々な子育て支援サービスの充実を推進するとともに、地域資源等の活用により地域全体で子育てしていく環境づくりを推進します。
【基本目標3】 教育環境の整備	こどもが豊かな心・健やかな身体・確かな学力を身につけることができるよう、家庭・学校・地域が連携し教育環境の整備を推進します。
【基本目標4】 仕事と家庭の両立支援	仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男女平等共同参画の推進、子育てにやさしい職場環境づくりを推進します。
【基本目標5】 安全・安心な環境づくり	遊び場や医療体制、道路などこどもにとって安全・安心な生活環境の整備を推進します。
【基本目標6】 困難を有するこどもやその家族への支援	児童虐待防止対策や障がいのあるこども等への支援など困難を有するこどもやその家族へのきめ細かな対応に取り組み、どんな状況にあるこどもでも、その心身の健全な成長を支える支援の充実を推進します。

3 施策体系

「第3期中山町子ども・子育て支援事業計画」の全体構成は現行計画をベースとした施策体系は以下のとおりです。



第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本章では、子ども・子育て支援法に基づく事業展開である教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業について記載します。

1 教育・保育事業の提供区域

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、平日日中の教育・保育（幼稚園、保育所、認定こども園等）及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

(2) 本町の区域設定の考え方

本町では、令和2年3月に策定した「第2期中山町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2～6年度）においても、町域面積が約31.15㎢と小さく、羽前長崎駅を中心とした都市計画区域内に町民が集住し、コンパクトなまちになっている状況及び教育・保育施設の整備状況を勘案し、区域区分を行わず、教育・保育提供区域を全町1区域と設定しました。

第3期計画においても、「コンパクトなまちづくり」の考え方を踏まえつつ、町域全域で柔軟な需給体制を確保するため、この区域設定を継続します。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1)「量の見込み（ニーズ量）」の算出の考え方

「量の見込み（ニーズ量）」とは、特定の保育サービスがどれだけ必要とされているかという見込みのことですが、その算定方法は、国の手引き（「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」）に示されており、ニーズ調査結果に基づく潜在的ニーズを含む利用意向率や実際の利用状況、児童の人口推計等から、その手引きに基づき算出します。

ただし、第2期計画までのニーズ量の算出結果を踏まえると、国の手引きに基づき算出したニーズ量が必ずしも本町のニーズ量として妥当ではないため、実際の利用状況、児童の人口推計等からニーズ量を算出しました。



(2)「確保方策（供給量）」の算出の考え方

「確保方策（供給量）」とは、特定の保育サービスが、施設・事業者等によって、いつ、どれだけ提供されるかという見込み量です。

ニーズ量に対して供給量が不足している場合には、どのように供給量を確保していくかを検討する必要がありますが、実際にそれぞれの保育サービスのニーズ量に対してどれだけ供給量を確保できるかについては、本町の財政的な問題のほか、事業者が実際にどれだけ保育サービスを実施しようとするかという意向の影響を受けることになります。

(3) 推計児童人口

児童人口の推計は、令和2年から令和6年の各年3月31日現在の住民基本台帳を用いたコーホート変化率法により行いました。コーホートとは、同年に出産した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、性別・年齢別変化率、母親の年齢階級別出生率、出生児の男女比などを用いて将来の人口予測を計算する方法です。

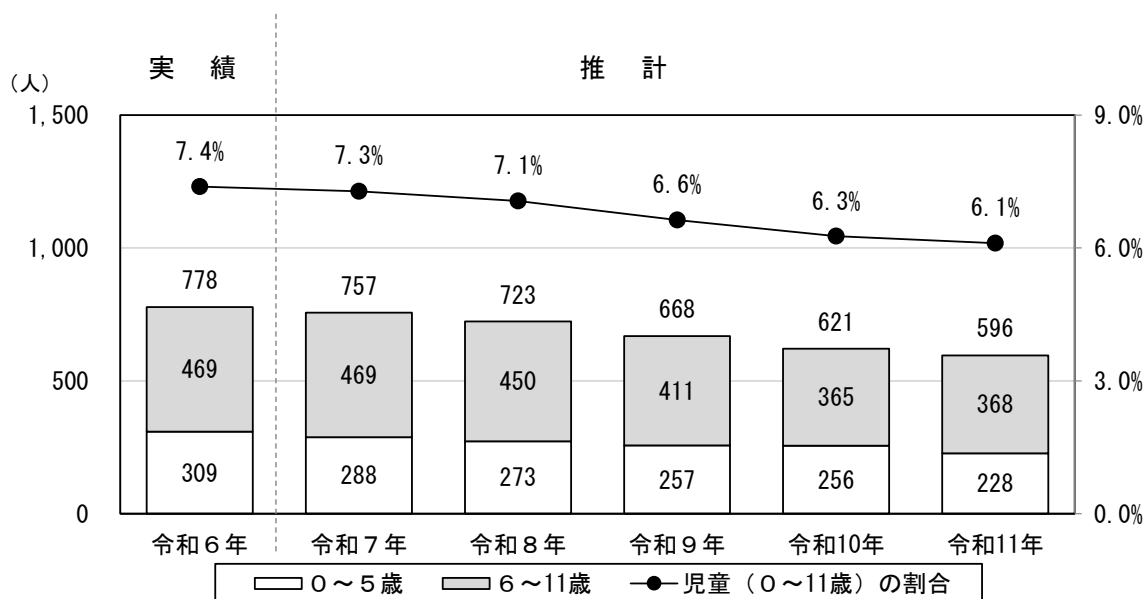
これによると、0～5歳では令和6年の309人から減少傾向で推移し、令和11年には228人になると推計されます。また、6～11歳では令和6年の469人から減少傾向で推移し、令和11年には368人になると推計されます。

令和6年から令和11年にかけての児童（0～11歳）の割合をみると、令和6年の7.4%から令和11年は6.1%に減少すると予測されます。

◆児童人口の推計◆

	実績値	推計値				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
総人口	10,540	10,397	10,238	10,078	9,915	9,755
0歳	36	38	36	36	34	32
1歳	59	37	39	36	36	34
2歳	37	62	39	41	38	38
3歳	55	38	63	40	42	39
4歳	56	56	39	64	41	43
5歳	66	57	57	40	65	42
0～5歳	309	288	273	257	256	228
6歳	67	67	58	58	40	67
7歳	64	68	69	60	59	40
8歳	87	64	67	69	60	59
9歳	100	88	64	68	70	60
10歳	80	102	90	66	70	72
11歳	71	80	102	90	66	70
6～11歳	469	469	450	411	365	368

〔住民基本台帳 各年度3月31日現在〕



3 教育・保育事業の「量の見込み」

(1) 1号認定（幼稚園及び認定こども園）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況に関わらず、3歳から入園できます。3歳になる学年（2歳児）の受け入れや預かり保育を行う園もあります。認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持った施設です。「1号認定」として計上されるニーズ量は、幼稚園に通うが預かり保育の利用は希望しないこども及び認定こども園の幼稚園機能部分を利用するこどもです。

◆現状と推計の考え方◆

第2期計画期間中における1号認定者数は増減を繰り返していましたが、利用を希望する児童をすべて受け入れることができました。

第3期計画期間における「量の見込み」は人口推計結果をもとに算出しています。

◆実績◆

			単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 見込み
特定教育・ 保育施設	町内施設	町内在住者	人	0	82	65	64	68
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	2	1	0	0	0
確認を受け ない幼稚園	町内施設	町内在住者	人	68	0	0	0	0
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
上 記 以 外	町内施設	町内在住者	人	0	0	0	0	0
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
企業主導型 保育事業の 地域枠	特定教育・保育施設		人	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域 枠		人	0	0	0	0	0
認可外保育施設等			人	0	0	0	0	0
幼稚園及び預かり保育一時預かり事業			人	0	0	0	0	0
幼稚園における長時間預かり運営費支援事業			人	0	0	0	0	0
計			人	70	83	65	64	68

◆量の見込み◆

		単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
町内在住者	町内施設利用予定者	人	64	60	58	55	52
	町外施設利用予定者	人	0	0	0	0	0
町外在住者		人	0	0	0	0	0
計		人	64	60	58	55	52
企業主導型保育事業の地域枠		人	0	0	0	0	0

◆確保方策及びその考え方◆

			単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
特定教育・ 保育施設	町内施設	町内在住者	人	64	60	58	55	52
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
確認を受け ない幼稚園	町内施設	町内在住者	人	0	0	0	0	0
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
上記以外	町内施設	町内在住者	人	0	0	0	0	0
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
企業主導型 保育事業の 地域枠	特定教育・保育施設		人	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域 枠		人	0	0	0	0	0
認可外保育施設等			人	0	0	0	0	0
幼稚園及び預かり保育一時預かり事業			人	0	0	0	0	0
幼稚園における長時間預かり運営費支援事業			人	0	0	0	0	0
計			人	64	60	58	55	52
確保方策の考え方				●私立幼稚園等と協力し、すべての利用 希望に対応できる量を確保すること に努めます。				

(2) 2号認定（幼稚園及び認定こども園）

幼稚園及び認定こども園の利用を希望するこどものうち、「2号認定」として計上されるニーズ量は、保護者が共働きであるなどの理由で、幼稚園並びに幼稚園で実施される預かり保育の両方の利用を希望するこども、及び、認定こども園の保育所機能部分を利用するこどもです。

◆現状と推計の考え方◆

第2期計画期間中における2号認定者（幼稚園を希望）数は増減を繰り返していましたが、利用を希望する児童をすべて受け入れることができました。

第3期計画期間における「量の見込み」は人口推計結果をもとに算出しています。

◆実績◆

			単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 見込み
特定教育・ 保育施設	町内施設	町内在住者	人	0	0	0	0	0
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0

			単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 見込み
確認を受けない幼稚園	町内施設	町内在住者	人	0	0	0	0	0
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
上記以外	町内施設	町内在住者	人	0	0	0	0	0
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
企業主導型 保育事業の 地域枠	特定教育・保育施設		人	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠		人	0	0	0	0	0
認可外保育施設等			人	0	0	0	0	0
幼稚園及び預かり保育一時預かり事業			人	39	25	29	28	36
幼稚園における長時間預かり運営費支援事業			人	0	0	0	0	0
計			人	39	25	29	28	36

◆量の見込み◆

		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
町内在住者	町内施設利用予定者	人	36	37	37	38	38
	町外施設利用予定者	人	0	0	0	0	0
町外在住者		人	0	0	0	0	0
計		人	36	37	37	38	38
企業主導型保育事業の地域枠		人	0	0	0	0	0

◆確保方策及びその考え方◆

			単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
特定教育・ 保育施設	町内施設	町内在住者	人	0	0	0	0	0
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
確認を受け ない幼稚園	町内施設	町内在住者	人	0	0	0	0	0
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
上記以外	町内施設	町内在住者	人	0	0	0	0	0
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
企業主導型 保育事業の 地域枠	特定教育・保育施設		人	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域 枠		人	0	0	0	0	0
認可外保育施設等			人	0	0	0	0	0
幼稚園及び預かり保育一時預かり事業			人	36	37	37	38	38
幼稚園における長時間預かり運営費支援事業			人	0	0	0	0	0
計			人	36	37	37	38	38
確保方策の考え方				●私立幼稚園等と協力し、すべての利用 希望に対応できる量を確保すること に努めます。				

(3) 2号認定（認可保育所）

保育所は、保護者の就労や病気等で、家庭でお子さんを保育することができない場合に、保護者に代わって保育を提供する施設です。保育所の利用を希望するこどものうち、「2号認定」として計上されるニーズ量は、3歳児から5歳児までのこどもです。

◆現状と推計の考え方◆

第2期計画期間中における2号認定者（保育所を希望）数は増減を繰り返していましたが、利用を希望する児童をすべて受け入れることができました。

第3期計画期間における「量の見込み」は人口推計結果をもとに算出しています。

◆実績◆

			単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 見込み
特定教育・ 保育施設	町内施設	町内在住者	人	124	88	132	124	110
		町外在住者	人	1	1	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
確認を受け ない幼稚園	町内施設	町内在住者	人	0	0	0	0	0
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
上 記 以 外	町内施設	町内在住者	人	0	0	0	0	0
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
企業主導型 保育事業の 地域枠	特定教育・保育施設		人	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠		人	1	1	0	0	1
認可外保育施設等			人	0	0	0	0	0
幼稚園及び預かり保育一時預かり事業			人	0	0	0	0	0
幼稚園における長時間預かり運営費支援事業			人	0	0	0	0	0
計			人	126	90	132	124	111

◆量の見込み◆

		単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
町内在住者	町内施設利用予定者	人	111	112	113	114	115
	町外施設利用予定者	人	0	0	0	0	0
町外在住者		人	0	0	0	0	0
計		人	111	112	113	114	115
企業主導型保育事業の地域枠		人	0	0	0	0	0

◆確保方策及びその考え方◆

			単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
特定教育・ 保育施設	町内施設	町内在住者	人	111	112	113	114	115
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
確認を受け ない幼稚園	町内施設	町内在住者	人	0	0	0	0	0
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
上記以外	町内施設	町内在住者	人	0	0	0	0	0
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
企業主導型 保育事業の 地域枠	特定教育・保育施設		人	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域 枠		人	0	0	0	0	0
認可外保育施設等			人	0	0	0	0	0
幼稚園及び預かり保育一時預かり事業			人	0	0	0	0	0
幼稚園における長時間預かり運営費支援事業			人	0	0	0	0	0
計			人	111	112	113	114	115
確保方策の考え方				●町内の保育施設において、すべての利用希望に対応できる量を確保することに努めます。				

(4) 3号認定（認可保育所、地域型保育事業の0歳児）

「3号認定」として計上されるニーズ量は、認可保育所、地域型保育給付事業を利用するこどものうち、0歳児から2歳児までのこどもです。

地域型保育事業には、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4類型があり、それぞれ、定員規模等によって類型が分かれますが、中山町には、小規模保育事業を実施する園が1園あります。

「3号認定」については、年齢毎に分けて量の見込み・確保方策を記載します。

◆現状と推計の考え方◆

第2期計画期間中における0歳児は増減を繰り返していましたが、令和5年度は待機児童が1名発生しました。

第3期計画期間における「量の見込み」は人口推計結果をもとに算出しています。

◆実績◆

			単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 見込み
特定教育・ 保育施設	町内施設	町内在住者	人	7	10	7	12	8
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
確認を受け ない幼稚園	町内施設	町内在住者	人	0	0	0	0	0
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
上 記 以 外	町内施設	町内在住者	人	0	0	0	0	0
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
企業主導型 保育事業の 地域枠	特定教育・保育施設		人	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域 枠		人	1	0	0	1	0
認可外保育施設等			人	2	2	2	1	0
幼稚園及び預かり保育一時預かり事業			人	0	0	0	0	0
幼稚園における長時間預かり運営費支援事業			人	0	0	0	0	0
計			人	10	12	9	14	8

◆量の見込み◆

		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
町内在住者	町内施設利用予定者	人	9	10	11	13	15
	町外施設利用予定者	人	0	0	0	0	0
町外在住者		人	0	0	0	0	0
計		人	9	10	11	13	15
企業主導型保育事業の地域枠		人	0	0	0	0	0

◆確保方策及びその考え方◆

			単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
特定教育・ 保育施設	町内施設	町内在住者	人	9	10	11	13	15
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
確認を受け ない幼稚園	町内施設	町内在住者	人	0	0	0	0	0
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
上記以外	町内施設	町内在住者	人	0	0	0	0	0
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
企業主導型 保育事業の 地域枠	特定教育・保育施設		人	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域 枠		人	0	0	0	0	0
認可外保育施設等			人	0	0	0	0	0
幼稚園及び預かり保育一時預かり事業			人	0	0	0	0	0

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
幼稚園における長時間預かり運営費支援事業	人	0	0	0	0	0
計	人	9	10	11	13	15
確保方策の考え方		●町内の保育施設において、すべての利用希望に対応できる量を確保することに努めます。				

(5) 3号認定（認可保育所、地域型保育事業の1歳児）

「3号認定」については、年齢を年齢毎に分けて量の見込み・確保方策を記載します。

◆現状と推計の考え方◆

第2期計画期間中における1歳児は増減を繰り返していましたが、利用を希望する児童をすべて受け入れることができました。

第3期計画期間における「量の見込み」は人口推計結果をもとに算出しています。

◆実績◆

			単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 見込み
特定教育・ 保育施設	町内施設	町内在住者	人	39	28	35	28	41
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
確認を受け ない幼稚園	町内施設	町内在住者	人	0	0	0	0	0
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
上 記 以 外	町内施設	町内在住者	人	0	0	0	0	0
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
企業主導型 保育事業の 地域枠	特定教育・保育施設		人	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域 枠		人	2	1	1	0	0
認可外保育施設等			人	1	1	2	3	0
幼稚園及び預かり保育一時預かり事業			人	0	0	0	0	0
幼稚園における長時間預かり運営費支援事業			人	0	0	0	0	0
計			人	42	30	38	31	41

◆量の見込み◆

		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
町内在住者	町内施設利用予定者	人	43	46	49	51	54
	町外施設利用予定者	人	0	0	0	0	0
町外在住者		人	0	0	0	0	0
計		人	43	46	49	51	54
企業主導型保育事業の地域枠		人	0	0	0	0	0

◆確保方策及びその考え方◆

			単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
特定教育・ 保育施設	町内施設	町内在住者	人	43	46	49	51	54
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
確認を受け ない幼稚園	町内施設	町内在住者	人	0	0	0	0	0
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
上記以外	町内施設	町内在住者	人	0	0	0	0	0
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
企業主導型 保育事業の 地域枠	特定教育・保育施設		人	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域 枠		人	0	0	0	0	0
認可外保育施設等			人	0	0	0	0	0
幼稚園及び預かり保育一時預かり事業			人	0	0	0	0	0
幼稚園における長時間預かり運営費支援事業			人	0	0	0	0	0
計			人	43	46	49	51	54
確保方策の考え方				●引き続き町内保育施設において、すべての利用希望に対応できる量を確保することに努めます。				

(6) 3号認定（認可保育所、地域型保育事業の2歳児）

「3号認定」については、年齢を年齢毎に分けて量の見込み・確保方策を記載します。

◆現状と推計の考え方◆

第2期計画期間中における1歳児は増減を繰り返していましたが、利用を希望する児童をすべて受け入れることができました。

第3期計画期間における「量の見込み」は人口推計結果をもとに算出しています。

◆実績◆

			単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 見込み
特定教育・ 保育施設	町内施設	町内在住者	人	42	24	32	37	26
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
確認を受け ない幼稚園	町内施設	町内在住者	人	0	0	0	0	0
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
上 記 以 外	町内施設	町内在住者	人	0	0	0	0	0
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
企業主導型 保育事業の 地域枠	特定教育・保育施設		人	1	4	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域 枠		人	0	0	0	0	0
認可外保育施設等			人	0	0	0	0	0
幼稚園及び預かり保育一時預かり事業			人	0	0	0	0	0
幼稚園における長時間預かり運営費支援事業			人	0	0	0	0	0
計			人	43	28	32	37	26

◆量の見込み◆

		単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
町内在住者	町内施設利用予定者	人	24	23	22	20	19
	町外施設利用予定者	人	0	0	0	0	0
町外在住者		人	0	0	0	0	0
計		人	24	23	22	20	19
企業主導型保育事業の地域枠		人	0	0	0	0	0

◆確保方策及びその考え方◆

			単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
特定教育・ 保育施設	町内施設	町内在住者	人	24	23	22	20	19
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
確認を受け ない幼稚園	町内施設	町内在住者	人	0	0	0	0	0
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
上記以外	町内施設	町内在住者	人	0	0	0	0	0
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設での受入れ		人	0	0	0	0	0
企業主導型 保育事業の 地域枠	特定教育・保育施設		人	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域 枠		人	0	0	0	0	0
認可外保育施設等			人	0	0	0	0	0
幼稚園及び預かり保育一時預かり事業			人	0	0	0	0	0

	単 位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
幼稚園における長時間預かり運営費支援事業	人	0	0	0	0	0
計	人	24	23	22	20	19
確保方策の考え方		●引き続き町内保育施設において、すべての利用希望に対応できる量を確保することに努めます。				

4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」

(1) 利用者支援事業

子育て全般や、教育・保育施設の利用、地域の子育て支援事業に関する情報提供、相談受付・助言、必要に応じた関係機関との連絡調整を実施する事業。

◆現状と推計の考え方◆

中山町では、中山町保健福祉センター内に令和7年度から「こども家庭センター」を設置し、母子保健コーディネーターを配置してこの事業に取り組みます。

◆量の見込み◆

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	箇所	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関	箇所	0	0	0	0	0
特定型	箇所	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1	1

◆確保方策及びその考え方◆

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	箇所	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関	箇所	0	0	0	0	0
特定型	箇所	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1	1
確保方策の考え方		●保健福祉センターに確保し、サービスを提供します。				

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。中山町では、町立なかやま保育園内に、「子育て支援センター」を開設しています。

◆現状と推計の考え方◆

子育て支援センターの利用者数はコロナ禍に減少しましたが、令和6年度は増加し、町内外から利用者が集まっています。「量の見込み」は町外からの利用者も加味し、利用実績や人口推計結果をもとに算出しています。

◆実績◆

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
施設数	箇所	1	1	1	1	1
延べ利用者数	人日	7,076	2,302	2,196	1,649	3,051

◆量の見込み◆

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設数	箇所	1	1	1	1	1
延べ利用者数	人日	3,356	3,692	4,061	4,467	4,914

◆確保方策及びその考え方◆

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設数	箇所	1	1	1	1	1
延べ利用者数	人日	3,356	3,692	4,061	4,467	4,914
確保方策の考え方		●継続してサービスを提供することができるよう、1施設を確保します。				

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康診査、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

◆現状と推計の考え方◆

本事業は、すべての妊婦の健康診査受診を促進することを目指しています。
令和6年度は、すべての妊婦が受診しています。

妊婦健診の対象となる期間は、2か年にまたがる方もいることを考慮したうえで、「量の見込み」は0歳児人口推計結果をもとに算出しています。

◆実績◆

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
延べ利用者数	人回	569	403	497	351	400

◆量の見込み◆

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数	人回	386	366	366	346	325

◆確保方策及びその考え方◆

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数	人回	386	366	366	346	325
確保方策の考え方		●受診率100%を目指し、対象者全員にサービスを提供していきます。				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

◆現状と推計の考え方◆

令和6年度は、全乳児を訪問しています。本事業は、全ての乳児が対象となるため、「量の見込み」は利用実績や人口推計結果をもとに算出しています。

◆実績◆

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
利用者数	人	53	36	49	35	25

◆量の見込み◆

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	人	37	35	35	33	31

◆確保方策及びその考え方◆

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	人	37	35	35	33	31
確保方策の考え方	●訪問率100%を目指し、対象者全員にサービスを提供していきます。					

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

◆現状と推計の考え方◆

コロナ禍もあり年によってばらつきがありますが、必要な家庭に対応することができるよう、「量の見込み」はサービスを提供するための体制を引き続き確保するかたちで見込んでいます。

◆実績◆

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
利用者数	人	0	25	19	6	0

◆量の見込み◆

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	人	7	6	6	6	6

◆確保方策及びその考え方◆

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	人	7	6	6	6	6
確保方策の考え方	●養育に関する支援が必要な家庭の数に合わせ、対応していきます。					

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

◆現状と推計の考え方◆

ショートステイ、トワイライトステイともに利用実績はありませんでした。
利用希望が生じた場合には対応することができるよう、サービスを提供するための体制は、引き続き確保していきます。

◆実績◆

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
ショートステイ	施設数	箇所	3	3	3	3	3
	延べ利用者数	人日	0	0	0	0	0
トワイライトステイ	施設数	箇所	2	2	2	2	2
	延べ利用者数	人日	0	0	0	0	0

◆量の見込み◆

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ショートステイ	施設数	箇所	3	3	3	3	3
	延べ利用者数	人日	16	16	16	16	16
トワイライトステイ	施設数	箇所	2	2	2	2	2
	延べ利用者数	人日	5	5	5	5	5

◆確保方策及びその考え方◆

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ショートステイ	施設数	箇所	3	3	3	3	3
	延べ利用者数	人日	16	16	16	16	16
トワイライトステイ	施設数	箇所	2	2	2	2	2
	延べ利用者数	人日	5	5	5	5	5
確保方策の考え方			●利用希望が生じた場合に対応することができるよう、3施設確保していきます。				

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生のこどもを有する子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助を希望する人と、当該援助を行うことを希望する人との相互扶助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

◆現状と推計の考え方◆

利用実績は令和2年度は6人日だったものの、以降は1人日前後と少ない状況です。

「量の見込み」は、保護者等の緊急時に対応することができるよう、サービスを提供するための体制は、引き続き確保していきます。

◆実績◆

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
延べ利用者数	人日	6	2	0	1	1

◆量の見込み◆

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数	人日	2	1	1	1	1

◆確保方策及びその考え方◆

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数	人日	2	1	1	1	1
確保方策の考え方		●保護者等の緊急時に対応し、サービスを提供することができる体制を確保していきます。				

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児に対し、主として昼間の時間に、幼稚園、保育所、ファミリー・サポート・センター等で一時的に預かり、必要な保育・保護を行う事業です。

一時預かり事業については、①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園の預かり保育）と、②①以外のその他の一時預かりに分けて、量の見込み・確保方策を記載します。

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

◆現状と推計の考え方◆

例年 4,000 人程度の利用があるものの、おおむね減少傾向で推移しています。「量の見込み」は利用実績や人口推計結果をもとに算出しています。

◆実績◆

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 見込み
延べ利用者数	人日	4,326	5,344	4,654	4,092	4,175

◆量の見込み◆

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数	人日	3,492	3,614	3,273	3,364	2,819

◆確保方策及びその考え方◆

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数	人日	3,492	3,614	3,273	3,364	2,819
確保方策の考え方	●幼稚園における在園児対象の一時預かり事業を継続して実施し、すべての利用希望に対応できる体制を確保します。					

② その他の一時預かり

◆現状と推計の考え方◆

利用実績は年によってばらつきがあります。「量の見込み」は利用実績や人口推計結果をもとに算出しています。

◆実績◆

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 見込み
延べ利用者数	人日	44	16	9	13	20

◆量の見込み◆

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数	人日	15	16	14	15	12

◆確保方策及びその考え方◆

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数	人日	15	16	14	15	12
確保方策の考え方	●保育所において、一時預かり事業を継続して実施します。					

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

認可保育所や地域型保育事業において、通常の利用時間外に保育を必要とするこどもに対し、保育を実施する事業です。

◆現状と推計の考え方◆

両親ともフルタイム勤務をする家庭は多いものの、利用実績は 39,000 人日前後で推移しています。「量の見込み」は利用実績や人口推計結果をもとに算出しています。

◆実績◆

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 見込み
延べ利用者数	人日	39,163	39,809	40,569	39,451	38,021

◆量の見込み◆

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数	人日	32,609	30,910	29,098	28,985	25,815

◆確保方策及びその考え方◆

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数	人日	32,609	30,910	29,098	28,985	25,815
確保方策の考え方		●すべての利用希望に対応できる体制を確保します。				

(10) 病児病後児保育事業

病気または病気回復期の児童に対し、医療機関・保育所等に付設した専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業

◆現状と推計の考え方◆

令和 6 年度の実績は病児・病後児対応が 12 人日となっています。「量の見込み」は利用実績や人口推計結果をもとに算出しています。

◆実績◆

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 見込み
病児・病 後児対応	延べ利用 者数 人日	0	0	0	1	12
体調不良 時対応	延べ利用 者数 人日	0	0	0	0	0
非施設型	延べ利用 者数 人日	0	0	0	0	0
ファミリー・サポー ト・センター事業	人日	0	0	0	0	0

◆量の見込み◆

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
病児・病 後児対応	延べ利用 者数 人日	11	11	10	10	9
体調不良 時対応	延べ利用 者数 人日	0	0	0	0	0
非施設型	延べ利用 者数 人日	0	0	0	0	0
ファミリー・サポー ト・センター事業	人日	0	0	0	0	0

◆確保方策及びその考え方◆

		単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
病児・病後児対応	延べ利用者数	人日	11	11	10	10	9
体調不良時対応	延べ利用者数	人日	0	0	0	0	0
非施設型	延べ利用者数	人日	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター事業		人日	0	0	0	0	0
確保方策の考え方		●町内に病児病後児保育施設はありませんが、山形中枢連携都市圏の連携事業として、必要な量を確保します。					

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後や長期休業期間中等の時間に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

◆現状と推計の考え方◆

利用実績は年によってばらつきがありますが、おおむね減少傾向で推移しています。「量の見込み」は利用実績や人口推計結果をもとに算出しています。

◆実績◆

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 見込み
小学 1 年生	人	46	55	38	44	42
小学 2 年生	人	35	44	53	39	43
小学 3 年生	人	31	27	34	44	33
小学 4 年生	人	6	16	15	20	30
小学 5 年生	人	1	3	7	5	6
小学 6 年生	人	3	0	1	2	1
合計	人	122	145	148	154	155

◆量の見込み◆

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
小学 1 年生	人	49	42	42	29	49
小学 2 年生	人	52	53	46	45	31
小学 3 年生	人	26	27	28	24	24
小学 4 年生	人	37	27	29	29	25
小学 5 年生	人	11	10	7	8	8
小学 6 年生	人	5	6	5	4	4
合計	人	180	165	157	139	141

◆確保方策及びその考え方◆

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
小学 1 年生	人	49	42	42	29	49
小学 2 年生	人	52	53	46	45	31
小学 3 年生	人	26	27	28	24	24
小学 4 年生	人	37	27	29	29	25
小学 5 年生	人	11	10	7	8	8
小学 6 年生	人	5	6	5	4	4
合計	人	180	165	157	139	141
確保方策の考え方		●令和 5 年度に施設を整備し、定員の増を実施しました。 継続したサービスの提供に努めます。				

(12) 実費徴収に伴う補足給付事業

確認を受けない幼稚園に対して保護者が支払うべき給食費を助成する事業です。現在、町内に対象の幼稚園はありませんが、町外の確認を受けない幼稚園を利用する児童がいた場合、適正な給付を実施します。

(13) 多様な主体の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究や、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置及び運営を促進する事業。現在、本町では、実施していませんが、今後、町内の需要動向により検討していきます。

(14) 子育て世帯訪問事業

家事や育児等に対し不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に支援員が訪問し、家事・育児等の支援を行う事業。現在、本町では、実施していませんが、今後、町内の需要動向により検討していきます。

(15) 児童育成支援拠点事業

対象児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を実施する事業。現在、本町では、実施していませんが、今後、町内の需要動向により検討していきます。

(16) 親子関係形成支援事業

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、グループワークを通じて、同じ悩みや不安を持つ保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し情報交換ができる場を設け、健全な親子関係の形成に向けた支援を実施する事業。現在、本町では、実施していませんが、今後、町内の需要動向により検討していきます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援をする事業です。

◆現状と推計の考え方◆

令和5年度は、母子手帳交付時面談が30件、妊娠8か月の伴走型アンケート9件、出産後面談が36件となっています。「量の見込み」は交付実績をもとに算出しています。

◆実績◆

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
母子手帳交付時面談	人	—	—	—	30	40
伴走型アンケート	人	—	—	—	9	3
出産後面談	人	—	—	—	36	25

◆量の見込み◆

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
母子手帳交付時面談	人	40	40	40	40	40
伴走型アンケート	人	5	5	5	5	5
出産後面談	人	40	40	40	40	40

◆確保方策及びその考え方◆

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
母子手帳交付時面談	人	40	40	40	40	40
伴走型アンケート	人	5	5	5	5	5
出産後面談	人	40	40	40	40	40
確保方策の考え方		●安心して妊娠・出産の臨めるように相談支援を充実させます。				

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、3歳未満の保育所等を利用していないこどもを、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、保育所等で定期的に預かる事業。令和8年度から実施を目指します。

なお、令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられます。

◆量の見込み◆

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	人	2	2	2	2	2
1歳児	人	1	1	1	1	1
2歳児	人	2	2	2	2	1
合計	人	5	5	5	5	4

◆確保方策及びその考え方◆

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保量	人	5	5	5	5	4
確保方策の考え方	●令和8年度からの実施に向け、需要動向を確認しながら進めていきます。					

(19) 産後ケア事業

妊婦が安心して子育てができるよう、退院直後の産婦及びその乳児に対し、心身のケア、育児支援等を行う産後ケア事業を実施します。

◆現状と推計の考え方◆

令和6年度は、(12月末まで)利用実績は宿泊型が1名、日帰り型が延20名、訪問型延べ5名となっています。「量の見込み」は利用実績をもとに算出しています。

◆実績◆

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
宿泊型	延べ人	—	—	—	0	1
日帰り型	延べ人	—	—	—	0	23
訪問型	延べ人	—	—	—	—	7
合計	延べ人	—	—	—	0	31

◆量の見込み◆

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
宿泊型	延べ人	3	3	3	3	3
日帰り型	延べ人	30	30	30	30	30
訪問型	延べ人	10	10	10	10	10
合計	延べ人	43	43	43	43	43

◆確保方策及びその考え方◆

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
宿泊型	延べ人	3	3	3	3	3
日帰り型	延べ人	30	30	30	30	30
訪問型	延べ人	10	10	10	10	10
合計	延べ人	43	43	43	43	43
確保方策の考え方		●産後ケア実施機関や助産師会との連携を継続しながら、さらに利用者の利便性を図るため、広域的な取組みができるよう県に働きかけていきます。				

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。これは、従来から「子どものための教育・保育給付」の給付対象とされていた新制度幼稚園、認可保育所等に通うこどもに加え、確認を受けない幼稚園や認可外保育施設等に通うこどもの施設利用料に対する給付制度として設けられたものです。

この給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、施設の要望も考慮しつつ給付方法を検討し、継続して公正かつ適正な給付を行います。

6 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及及び推進

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況によらずこどもを受け入れる施設であり、国においても、普及に向けた取り組みが進められています。

このため、町においても認定こども園の普及及び推進に向けて、今後、認定こども園への移行などの申請が行われた場合は、申請状況を勘案しながら、適切に対応します。

(2) 質の高い教育・保育についての基本的考え方

こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに質の高い教育・保育を提供するために各種施策を検討し実施を図ります。

現在、本町では、発達に問題をかかえるこどもたちが増加しており、障がいのあるこどもをはじめとした全てのこどもたちに発達に応じた質の高い教育・保育の提供ができるよう努めます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業についての基本的考え方とその推進方策

全てのこどもの家庭や状況に応じ、妊娠期から切れ目のない支援が受けられるよう健やかな育ちを支援し、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

令和7年度からこども家庭センターを設置するなど、妊娠期から家庭の状況に応じた相談対応を行い不安のない安心した子育てができるよう努めます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業並びに幼稚園、保育園と小学校の連携の推進

本町における教育・保育施設と地域型保育事業は連携して就学前のこどもの保育ニーズの受け皿となり、待機児童を解消してきました。今後も情報提供や支援を行い関係機関との連携を強化していきます。

また、幼稚園、保育園及び小学校では、こどもの発達についてなどの情報提供や発達支援連携協議会等の協議の場を設けるなど諸問題に対応しています。今後も引き続き連携を図ります。

第5章 こども・子育て支援施策の展開

本計画の基本理念である「こどもが健幸に育つ 子育てに優しいまち なかやま」の実現に向け、基本目標の下に推進施策及び各種事業を定めます。次世代育成支援対策推進法の趣旨も踏まえつつ、市町村子ども・子育て支援事業計画の制度的枠組みにとらわれない幅広いこども・子育て支援施策を実施します。

基本目標	推進施策
【基本目標１】 こどもの健康の保持増進	推進施策１ こどもと母親の健康の確保
	推進施策２ 相談体制や情報提供体制の充実
【基本目標２】 地域ぐるみの子育て支援	推進施策１ 地域との関わりや体験活動の充実
	推進施策２ こどもの居場所の充実と遊び・学びの場の提供
	推進施策３ 保育サービスの充実
	推進施策４ 子育て家庭への支援の充実
	推進施策５ 地域全体で子育てする環境の構築
【基本目標３】 教育環境の整備	推進施策１ 学校教育環境の整備
	推進施策２ 適切なインターネットの活用など青少年の健全育成
【基本目標４】 仕事と家庭の両立支援	推進施策１ 子育てに対する経済的支援
	推進施策２ 誰もが子育てしやすい社会環境の醸成
	推進施策３ ひとり親家庭等への支援
【基本目標５】 安全・安心な環境づくり	推進施策１ 安心して子育てができる生活基盤の整備
	推進施策２ こどもが安全・安心に過ごせるまちづくり
【基本目標６】 困難を有するこどもやその家庭への支援	推進施策１ 児童虐待防止体制の構築
	推進施策２ 障がいや発達に課題のあるこども等への支援体制の充実

基本目標 1 こどもの健康の保持増進

推進施策 1 こどもと母親の健康の確保

こどもを安心して産み、ゆとりを持って健やかに育てるためには、こどもや母親の健康と、育児に対する不安を取り除いた安心な環境づくりが必要です。

妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期と、ライフステージに合わせて母子の健康が確保されるよう、健康診査や相談、保健指導を行う中で、こどもが健やかに育つ環境を整えることの大切さを親と共有し、関係機関が連携してこどもの健全な発育と発達を支援していきます。

また、出生数が減少する中、こどもを生み育てたいと願う方たちに対する支援を実施します。

◆推進事業◆

事業名	内容	担当課	評価
電子母子手帳アプリの導入	紙の母子手帳だけでなく、電子母子手帳を導入することで、健診記録や予防接種状況などをスマホ等で確認できるようにするほか、町からのお知らせや子育て支援情報を配信します。	健康福祉課	新規事業
不妊治療費助成	妊娠を希望する夫婦を支援するため、少子化対策の一環として、不妊治療費の一部を助成します。	健康福祉課	新規事業
妊婦歯科健康診査	妊婦歯科健康診査の費用について助成を行い、妊婦の経済的負担を軽減することで歯科健康診査の受診を促し、妊婦の口腔内の健康維持、歯周病によるリスクの軽減を図ります。	健康福祉課	新規事業
妊婦健康診査費用の助成	妊婦健康診査に係る費用を助成し、妊婦の健康の保持増進と経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉課	A
妊婦のための支援給付金	伴走型相談支援を組み合わせる妊娠期及び産後の経済的支援を実施します。	健康福祉課	新規事業
パパママ教室	妊娠中の母親の健康や受動喫煙の防止、こどもの事故防止、父親の役割等に関する講話や、参加者同士の交流により、妊婦の持つ不安の軽減、父親の育児参加の促進を図ります。	健康福祉課	A
乳児家庭全戸訪問事業	保健師や助産師が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の体調や養育環境を把握するとともに、育児に関する相談に応じます。また、子育てに関する情報提供を行い、乳幼児期の町の子育て支援体制について周知を図ります。	健康福祉課	A
養育支援訪問事業	産後うつ傾向のある親、こどもに育てにくさを感じている親、虐待が疑われる世帯等で支援が必要な家庭に対して育児支援を行い、安定した養育ができるよう支援します。	健康福祉課	A

事業名	内容	担当課	評価
産後ケア事業	支援を希望する産婦・乳児を対象に、心身のケア・授乳指導・育児支援等を日帰り型・宿泊型・訪問型の3種類実施します。	健康福祉課	新規事業
未熟児養育医療給付・訪問指導	入院療育を必要とする未熟児の医療費に対して給付を行い、経済的負担の軽減を図ります。また、未熟児は疾患にかかるリスクが高いため、保健師や助産師が養育上必要のある未熟児に対し訪問指導を行います。	健康福祉課	A
予防接種事業	こどもの感染症を予防するため、すべてのこどもが予防接種法で定められている各種定期予防接種を受けられるよう、体制を整えるとともに、接種の案内や勧奨を行うなど保護者への啓発により接種率を向上させます。 また、任意接種であるおたふくかぜ、インフルエンザの予防接種費用を助成することにより、経済的負担を軽減し、予防接種を受けやすい環境の整備を図ります。	健康福祉課	A
乳幼児健康診査	こどもの成長過程における身体の発育、精神、運動機能の発達状況を確認し、育児や疾病予防、食事等について相談や指導を行うため、健診を実施します。 国の補助対象事業である1か月児健診及び5歳児健診についても、令和7年度以降実施を予定しています。	健康福祉課	A
新生児聴覚検査費用助成	新生児聴覚検査（初回検査）の費用について一部助成を行います。	健康福祉課	新規事業
ことばの相談	言語面で気がかりのある未就学児等に対し、言語聴覚士及び保健師による個別相談、支援を行います。	健康福祉課	新規事業
育児相談	身体発育や栄養など、育児全般に関する相談に対して、保健師・助産師・管理栄養士が個別相談に応じます。	健康福祉課	新規事業
むし歯予防対策事業	11か月児を対象に、歯科衛生士によるブラッシングの集団指導を行います。また、1歳3か月児から3歳児まで1人につき計5回、歯科検診及びフッ素塗布、歯の健康相談を無料で実施し、こどものむし歯予防の徹底を図ります。	健康福祉課	B
もぐもぐごっくん教室	6～8か月の乳児とその保護者を対象に、離乳食の進め方、作り方に関する講話や実習、乳児の食事・栄養についての相談を行います。	健康福祉課	A
食育事業	食生活改善推進員、管理栄養士が、幼稚園、保育園において、幼児を対象に、食への関心を高め、正しい食生活習慣の推進を図ります。	健康福祉課	A

事業名	内容	担当課	評価
こどもの料理教室	核家族やひとり親世帯が増える中、こどもが料理に関心を持ち、食べることの大切さを学ぶ機会を設けます。	健康福祉課	新規事業
自殺対策事業 (若年層対策)	困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けを求めることができるよう、町内の小中学校と連携し、児童生徒を対象とした「SOSの出し方に関する教育」などを実施します。	健康福祉課、教育課	新規事業

※評価ランク：S＝100％を超える達成、A＝100％達成、B＝80％以上、100％未満の達成、C＝60％以上、80％未満の達成、D＝60％未満の達成又は未着手

推進施策2 相談体制や情報提供体制の充実

核家族世帯の増加や地域・近所とのつながりの希薄化等、こどもの育ちや子育て環境が変化する中、悩みを抱えていても身近に相談できる相手がおらず、孤独感を感じながら子育てをしているという声も聞かれます。子育ての不安や悩みは、専門家への相談が必要になるケースもあり、子育てに関する各種相談事業の重要性は高まっています。

こうした状況に対応するため、母子保健と児童福祉の両方の相談拠点機能を合わせたこども家庭センターを設置し誰もが気軽に相談したり、子育てに関する情報を手に入れたりすることができる環境を整えます。

◆推進事業◆

事業名	内容	担当課	評価
利用者支援事業・こども家庭センター事業	令和7年度から母子保健機能と児童福祉機能による一体的な組織として、こども家庭センターを設置し、虐待予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、組織強化を図り、切れ目なく支援します。	健康福祉課	新規事業
子育てに関する情報発信の充実	母子手帳交付の際や保健福祉センター窓口で子育て支援サービス等の内容の周知が図られるようにします。 また、子育て支援サービスは町公式ホームページのほか、町公式LINEや電子母子手帳アプリを活用し、子育てに関する情報の発信を充実させていきます。	健康福祉課	A

※評価ランク：S＝100％を超える達成、A＝100％達成、B＝80％以上、100％未満の達成、C＝60％以上、80％未満の達成、D＝60％未満の達成又は未着手

基本目標 2 地域ぐるみの子育て支援

推進施策 1 地域との関わりや体験活動の充実

こどもは、豊かな自然環境、文化的な環境等の地域資源や、地域社会における人との交流、ボランティア活動や各種の体験活動等を通して、郷土愛や地域住民の一員としての帰属意識、他者への思いやりのある豊かな心を育んでいきます。近所同士等のつながりが希薄化していると言われる現代社会においても、こどもが地域社会とつながりを持ち、世代を超えて人と関わる機会を持てるようにしていく必要があります。

◆推進事業◆

事業名	内容	担当課	評価
小・中・高校生ボランティアの育成	放課後こども教室や地域未来塾において、町在住の高校生や大学生を講師として取り込み、若い世代の視点や知識を反映するとともに、地元の児童や生徒との交流を通じ奉仕の喜びを得る場を提供します。	教育委員会 教育課	C
地域の人材や地域資源を取り入れた活動・教育の推進	放課後こども教室においては地域人材を活用した体験教室型を実施、学校教育の現場へは地域人材を派遣し、多様な学びの場及び地域の大人とこどものつながりの場を提供しました。	教育委員会 教育課	A

※評価ランク：S＝100％を超える達成、A＝100％達成、B＝80％以上、100％未満の達成、C＝60％以上、80％未満の達成、D＝60％未満の達成又は未着手

推進施策 2 こどもの居場所の充実と遊び・学びの場の提供

共働き世帯・核家族世帯の増加に伴い、放課後に保護者が家にいない家庭が増えている中、こどもが安心して過ごすことができる環境の確保が重要な課題となっています。こどもたちが心身ともに豊かに育っていくために、こどもの居場所の充実と遊び・学びの場の提供を一体的なものとして捉え、効果的に事業を展開していく必要があります。また、健康な体と豊かな心を育むため、アウトメディア※に取り組み、スポーツ活動や読書活動等を推進します。

※アウトメディア：テレビ、DVD、ゲーム、インターネットなどのメディアに接する時間を自分自身でコントロールできるようになること。

◆推進事業◆

事業名	内容	担当課	評価
放課後児童クラブの運営	共働き世帯等のこどもに対して適切な遊びと生活の場を確保するため、快適な環境を提供する施設修繕や管理を行うとともに、支援員の資質向上を図ります。	健康福祉課	A

事業名	内容	担当課	評価
放課後こども教室の実施	保護者の就労状況等を問わず、すべての小学生が利用できる場として、成長の糧となる豊かな体験活動を提供するとともに、安全な居場所づくりを推進します。	教育委員会 教育課	A
中学生の家庭学習定着支援	中学生を対象に、大学生をはじめ町民が生徒に勉強を教え、自学自習を支援する「なかやま未来塾」を開催し、家庭学習を行う習慣の定着を図ります。 令和3年度から中山中学校の全学年を対象に運営しており、年度によって参加者数に波がありますが、中学生の放課後の居場所となっています。	教育委員会 教育課	A
こどもの居場所づくり	中学生アンケートでは、友達と集まっておしゃべりをしたり遊んだりできる場所がほしいという希望が多くありました。 令和6年度の夏季、中央公民館の一部の部屋を、こどもたちの交流の場として「夏休みこども広場」を試験的に開放しました。現在では、小・中学生の放課後の居場所の一つとなっています。 引き続き、こどもたちのニーズを適切に拾い上げ、安心安全を確保するための工夫を図ります。	教育委員会 教育課、健康福祉課	C
スポーツ活動の推進	幼・保育園児や小学校児童を対象とした出前授業やスポーツ教室を開催し、こどもの成長に合わせたスポーツ機会を創出しています。 また、地域におけるスポーツ活動を推進するため、スポーツ少年団に対し適切な指導や連携を行い、補助金を支出するなど、活動の活性化を図ります。	教育委員会 教育課	A

事業名	内容	担当課	評価
読書活動の推進	幼児から小学校までの成長期における読書による様々な効果が重視されていることから、読書活動を推進します。町立図書館「ほんわ館」においては、月1回、おはなし会を開催し、子どもへの読み聞かせや図書の紹介、参加者同士が交流できる体験活動を行っていきます。 また、11か月健診の際に絵本をプレゼントし、ボランティアによる読み聞かせを行う「ブックスタート」や、小学校1年生への本のプレゼントを行い、子どもが読書に親しむきっかけづくりを進めます。 小中学校においても、アウトメディアの取り組みを進めながら、授業の中で町立図書館を積極的に活用した学習を行うなど、学校と図書館の連携を強化し、読書習慣の定着や、自ら調べ学ぶ力の向上を図ります。	教育委員会 教育課	A

※評価ランク：S＝100%を超える達成、A＝100%達成、B＝80%以上、100%未満の達成、C＝60%以上、80%未満の達成、D＝60%未満の達成又は未着手

推進施策3 保育サービスの充実

少子化にもかかわらず、女性の社会進出が進み、両親共働きの家庭が増加し低年齢児保育や時間外保育等の各種保育サービスの利用ニーズは高まっています。また、教育機関である幼稚園でも預かり保育が実施され、ニーズに応じたサービスが提供されています。

こうしたニーズの高まりに対応するため、受け入れ枠の拡大方策を検討しつつ、引き続き質の高い保育サービスを提供できる体制を整えていきます。

◆推進事業◆

事業名	内容	担当課	評価
時間外保育事業（延長保育事業）	両親ともフルタイムで就労している家庭等のこどもが、入所中の保育施設における通常の保育時間外に保育を必要とする際に、当該保育施設において時間外保育（延長保育）を実施します。	健康福祉課	A
低年齢児の受け入れ枠の拡大	母親の育児休業終了時の年度途中からの保育施設への入所を希望する低年齢児の保育ニーズが増えています。こうしたニーズに対応するため、低年齢児の受け入れ枠の確保に努めます。	健康福祉課	A

事業名	内容	担当課	評価
幼児教育・保育の無償化	幼児教育・保育の無償化を引き続き実施するとともに、山形県が実施する段階的負担軽減事業に、町独自の軽減事業の上乗せを行い、3歳未満児の特定の所得階層世帯に対し、保育料の負担軽減を実施します。 また、ふるさと納税を財源とした完全給食の無償化を実施します。	健康福祉課	新規事業
病児・病後児保育事業	山形中枢連携都市圏の連携事業として、連携市町の病児・病後児保育施設が利用可能なため、事業の継続及び周知を図っていきます。	健康福祉課	新規事業
保育所等の施設整備	老朽化した施設の安全と安心を確保した整備を行います。	健康福祉課	新規事業

※評価ランク：S＝100％を超える達成、A＝100％達成、B＝80％以上、100％未満の達成、C＝60％以上、80％未満の達成、D＝60％未満の達成又は未着手

推進施策４ 子育て家庭への支援の充実

通常、就労等により保育施設等を利用している保護者だけではなく、在宅で子育てをしている保護者も含めたすべての子育て家庭を支援し、子育てに対する不安や孤立感を解消するため、様々な支援策を実施していきます。

◆推進事業◆

事業名	内容	担当課	評価
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を、短期間児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。	健康福祉課	A
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センターの設置)	町立なかやま保育園内の「子育て支援センター」において、自由来館のほかイベントの開催等による乳幼児とその保護者の交流の場を設け、子育てについての相談、情報の提供等も行います。 新規利用者が利用しやすく、継続的な利用に繋がるよう、より良い環境づくりに努めます。	健康福祉課	A
一時預かり事業	保護者が冠婚葬祭等の用事、疾病等のため一時的に家庭でこどもを保育することができなくなった場合などに町立なかやま保育園においてこどもを預かり、保育を行います。	健康福祉課	A

事業名	内容	担当課	評価
こども誰でも通園制度	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。令和8年度からの施行に向け、国の制度、他自治体の実施内容を検討しながら進めています。	健康福祉課	新規事業
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	保育施設への送迎や、保護者の用事の際のこどもの預かりなど、子育てのお手伝いをしてほしい人(利用会員)と子育てのお手伝いをしたい人(援助会員)が会員として登録し、助け合いながら子育てをするファミリー・サポート・センター事業を実施します。	健康福祉課	D
在宅育児支援	低年齢での保育施設への預け入れが増加する中、こどもを在宅で育児する家庭の支援について検討し実施します。	健康福祉課	新規事業

※評価ランク：S＝100%を超える達成、A＝100%達成、B＝80%以上、100%未満の達成、C＝60%以上、80%未満の達成、D＝60%未満の達成又は未着手

推進施策5 地域全体で子育てする環境の構築

親が子育てと仕事を両立し、こどもたちが地域で健やかに育つためには、子育て経験者や高齢者、事業主などの多くの地域の人材が連携して、子育てがしやすい地域環境づくりを進める必要があります。地域における人的資源を活かした子育て支援を展開することにより、子育てへの不安や負担を軽減し、誰もが安心して子育てができ、こどもが健全に育成される環境を確保していくことに努めます。

◆推進事業◆

事業名	内容	担当課	評価
子育て支援員養成講座の開催	保育や子育て支援に関する知識を身に付ける「子育て支援員養成講座」を開催し、修了後はファミリー・サポート・センター事業の援助会員としての登録につなげ、地域で子育て支援を担う人材を育成します。 増加する援助会員を活かせるよう、利用会員の増加を図ります。	健康福祉課	A

事業名	内容	担当課	評価
地域で子育て支援活動を行う団体等と町との協力・連携体制の構築	地域において子育て支援やこどもの育成につながる活動を行う団体について情報を収集し、町や各団体同士が協力して事業を行うなどの連携体制の構築を図ります。	健康福祉課	A
住民主体のこども食堂運営支援	民間団体が運営するこども食堂の立ち上げや運営の支援に努めます。	健康福祉課	新規事業
民生児童委員・主任児童委員活動の推進	「地域住民の身近な相談相手」としての日ごろの活動や、学校等との懇談会を通して、子育て家庭が抱える課題の把握に努め、支援が必要な家庭の情報を町へ提供し、スムーズな支援につなげる体制を継続して維持します。	健康福祉課	B

※評価ランク：S＝100％を超える達成、A＝100％達成、B＝80％以上、100％未満の達成、C＝60％以上、80％未満の達成、D＝60％未満の達成又は未着手

基本目標 3 教育環境の整備

推進施策 1 学校教育環境の整備

こどもの成長過程に大きく関わる学校教育においても、変化の激しい社会の中で、健やかにたくましく生きていけるこどもを育てるため、各種施策を実施していきます。

また、校舎の老朽化や少子化による児童、生徒数の減少、自然災害等への対応が必要となるなか、より質の高い教育環境を整備するために、将来の学校の在り方について検討を進めています。

◆推進事業◆

事業名	内容	担当課	評価
外国語指導講師の配置	小学校5・6年生における外国語の教科化、小学校3・4年生における外国語活動の導入が令和2年度より全面実施され、国際化への対応教育が強化される中、引き続き小中学校に外国語指導講師を配置し、英語教育指導を充実させます。	教育委員会 教育課	A
地域資源を活用した学習の推進	校外学習において企業見学や地域の文化的資源を活用した学習を行う等、地域資源を活用した学習の推進を図ります。また、町内の企業と連携したキャリア教育を実施します。	教育委員会 教育課	B
相談支援体制の充実	保護者や児童生徒、教員が持つ様々な困り感に対応するため、不登校や児童生徒の発達に関することのほか、学校生活全般に関する幅広い相談に応じる教育相談員を配置します。また、スクールカウンセラーを配置し、専門的な知見から児童生徒等からの悩みの相談に応じます。中学校において、不登校及び不登校傾向の生徒の学習支援等を行う学習相談員を配置します。	教育委員会 教育課	A
幼保小連携事業	小学校への就学時に、幼稚園、保育所等から児童の様子聞き取りを行い、円滑に就学できるよう連携を図ります。	教育委員会 教育課	A
就学援助費補助事業	小中学校のこどもがいる生活困窮家庭に対し、入学準備金をはじめ、学用品費、通学用品費、修学旅行費等を援助します。 生活が困窮しているにも関わらず、制度利用がない家庭の制度認知と利用につながるよう周知を図ります。	教育委員会 教育課	B

事業名	内容	担当課	評価
私立高等学校 生徒学費補助 事業	私立高等学校に在学している生徒のいる家庭 に対し、保護者の経済的負担を軽くするため、 補助を行います。 今後、私立高等学校の学費に対し、国も県も補 助制度があるため真に必要な補助かどうか検 討していきます。	教育委員会 教育課	A
将来の学校の 在り方につい て検討	令和4年度に「中山町学校の将来構想検討委 員会設置要綱」を定めました。令和5年度か ら将来構想検討委員会を開催し、将来のこど も像、学校像また学校の類型等について協議 を行っております。今後も、将来構想検討委 員会等をとおして、学校の在り方等について 検討していきます。	教育委員会 教育課	新規 事業

※評価ランク：S＝100％を超える達成、A＝100％達成、B＝80％以上、100％未満の達成、
C＝60％以上、80％未満の達成、D＝60％未満の達成又は未着手

推進施策2 適切なインターネットの活用など青少年の健全育成

こどもたちを取り巻く社会環境には、健全育成に悪影響を及ぼす恐れのある
ものがたくさんあります。

特に、インターネットやスマートフォン等の普及は、それらを引き金とした
犯罪やいじめの温床にもなっています。こどもたちがこうした環境から悪影響
を受けることがないように、対策を講じていかなければなりません。

また、大人の目でこどもたちの置かれている環境を注視し、非行や犯罪の芽
を摘むことも重要です。

◆推進事業◆

事業名	内容	担当課	評価
情報を取捨選択する能力を身に付ける教育の推進	情報化社会の中を生きる現代のこどもたちは、インターネット上のサイトやSNSを通じて、欲しい情報を手軽に得ることができますが、その中には、こどもにとって有害な情報もあります。その影響を受け、こどもが非行や犯罪に走ったり、犯罪やいじめに巻き込まれたりすることがないように、情報を適切に取捨選択する能力を身に付ける必要があります。学校において、教員を対象にした情報端末の適切な活用（情報モラル）の指導に関する研修等の実施、専門の講師を招いてこどもたちを対象にした研修会の実施、インターネットを活用した授業の中で機会をとらえ、必要な情報を適切に得る方法を学ぶなどの取り組みを行い、情報を取捨選択する能力を身に付ける教育を推進します。	教育委員会 教育課	B
安全なインターネット利用環境整備についての知識の普及	保護者が集まる機会をとらえて、ICT支援員を講師として情報モラルの研修会を開催したほか、新入生保護者説明会時や年度初めに、学習用端末の使用に関するチラシを配付し、安全な利用について普及啓発に努めます。	教育委員会 教育課	B
青少年健全育成活動の推進	青少年育成町民会議の活動のひとつとして、コンビニエンスストアや公園等の夜間巡回指導を実施します。また、青少年育成推進員を委嘱し、その活動を支援します。 次世代を担う青少年の健全育成のため、関係団体や機関と連携しながら町民全体で育成・支援する環境づくりが大切です。	教育委員会 教育課	A

※評価ランク：S＝100％を超える達成、A＝100％達成、B＝80％以上、100％未満の達成、C＝60％以上、80％未満の達成、D＝60％未満の達成又は未着手

基本目標 4 仕事と家庭の両立支援

推進施策 1 子育てに対する経済的支援

子育て世代からの最も多い要望に経済的支援があります。特に、多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減するため、保育料等の減免を実施します。

課題としては、第3子以降の保育料無償化については、保育料無償化の拡大に伴い、他事業の減免制度の財源や優先度など確認、整理する必要があります。

◆推進事業◆

事業名	内容	担当課	評価
第3子以降の保育料無償化	保護者の所得に関わらず、中山町内の保育所・幼稚園・認可外保育所及び町外の認定こども園等に入所する第3子以降の児童に係る保育料を無償化します。	健康福祉課	A
放課後児童クラブ利用者負担金の減免	低所得世帯及び多子世帯の放課後児童クラブに入所しているこどもに係る利用者負担金の軽減を実施します。	健康福祉課	A

※評価ランク：S＝100%を超える達成、A＝100%達成、B＝80%以上、100%未満の達成、C＝60%以上、80%未満の達成、D＝60%未満の達成又は未着手

推進施策 2 誰もが子育てしやすい社会環境の醸成

女性の社会進出が進み、夫婦共働きの家庭が増えていますが、依然として家事や子育てにおいては母親の負担が大きくなっている傾向がみられます。また、働きながら子育てをする人が増えている中、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現や、働き方改革による就労時間の削減等が推進されていますが、雇用環境の改善はまだまだ進んでおらず、社会全体でさらなる取り組みが求められています。

◆推進事業◆

事業名	内容	担当課	評価
男女共同参画意識の醸成	第2次中山町男女共同参画計画を推進するため、啓発活動や講座の開催を実施しました。また、毎年本部会議並びに推進会議を開催し、年度ごとに目標を立てて取り組みました。令和4年度に町民意識調査を実施し、次期計画となる第3次中山町男女共同参画計画を策定しました。 引き続き、第3次中山町男女共同参画計画を推進し、計画に定める目標の達成を目指します。なお、依然として固定的な性別役割分担やそれに基づく社会的な制度や慣習が根強く残っており、引き続き、人権尊重の理念に対する理解や性別による固定的な役割分担意識の解消等を目指して、幅広い年代を対象とした学習機会創出や、家庭・職場・地域等、様々な場面における啓発等に取り組んでいきます。	総合政策課	C
子育てしやすい職場環境づくりについての啓発	県などと連携を図りながら、企業に対して、働き方の見直しや休暇を取得しやすい環境づくり等、子育てしやすい職場環境づくりに向けた啓発を行います。	総合政策課、産業振興課	D

※評価ランク：S＝100%を超える達成、A＝100%達成、B＝80%以上、100%未満の達成、C＝60%以上、80%未満の達成、D＝60%未満の達成又は未着手

推進施策3 ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭は増加傾向にあります。個々の家庭の現状を把握しつつ、生活の安定と自立を促進するため、必要な支援を行っていきます。

◆推進事業◆

事業名	内容	担当課	評価
相談支援体制の充実	ひとり親家庭の生活、就労、経済的不安等に関する相談に応じるとともに、必要に応じて児童扶養手当、ひとり親家庭生活応援給付金、ひとり親家庭住まい応援給付金、母子寡婦（父子）福祉資金貸付事業等の支援事業を紹介し、適切な支援が受けられるようサポートします。	健康福祉課	A
親子すこやか医療給付事業	18歳未満の子を扶養する所得税非課税のひとり親世帯の母、父、子の自己負担分の医療費を全額助成します。	住民税務課	A

※評価ランク：S＝100%を超える達成、A＝100%達成、B＝80%以上、100%未満の達成、C＝60%以上、80%未満の達成、D＝60%未満の達成又は未着手

基本目標 5 安全・安心な環境づくり

推進施策 1 安心して子育てができる生活基盤の整備

気軽に遊べる場所があることや、適切に医療が受けられることは、子育てをするうえで大きな安心につながります。子育て家庭が安心して暮らせるよう、生活基盤を整えます。

◆推進事業◆

事業名	内容	担当課	評価
都市公園、児童遊園、自治遊園地の保全	毎年度、こどもの身近な遊び場である都市公園や児童遊園の遊具の点検等を実施して安全性を確保し、安心して遊べる環境を保全します。また、自治遊園地の遊具の整備や修繕費用等に対し、補助金を交付します。補助金については、区長懇談会時に資料配布しています。自治児童遊園地遊具等整備補助金については、現状遊具等の撤去のみで利用されています。	建設課	B
救急医療体制の整備	夜間・休日の小児医療体制を広域的に整備し、いざというときのスムーズな利用につながるよう、乳児家庭全戸訪問等の場で救急医療体制について記載したパンフレットを配布するなど、周知に努めます。また、小児救急電話相談窓口（＃８０００）及び24時間健康・医療相談サービスについても周知を図ります。	総務広報課、健康福祉課	A
子育て支援医療給付事業	高校３年生相当までのこどもの入院・通院に係る医療費の自己負担分の無料化を引き続き実施し、子育て家庭の経済的負担を軽減します。	住民税務課	S

※評価ランク：S＝100％を超える達成、A＝100％達成、B＝80％以上、100％未満の達成、C＝60％以上、80％未満の達成、D＝60％未満の達成又は未着手

推進施策 2 こどもが安全・安心に過ごせるまちづくり

昨今はこどもが巻き込まれる痛ましい交通事故や犯罪が報道等でも大きく取り上げられています。

こどもの安全を守るため、歩いて健康なまちづくりの健幸くらぶ事業で町内を歩く地域住民の力も借りながら見守り活動等を推進していくとともに、交通安全教育等にも引き続き力を入れ、こどもが安全に、安心して過ごせるまちを目指します。

また、安心して通行できる道路環境の確保にも努めます。

◆推進事業◆

事業名	内容	担当課	評価
通学時の安全の確保	地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）やボランティア、PTAによる通学路点検や登下校時の巡回を行い、危険箇所における安全確保対策を講じるとともに、危険箇所の早期解消に努めます。 また、登校の時間帯に交通指導員を設置し、見守りや交通安全指導を行います。要望に応じて配置箇所の適正化を図ります。	教育委員会 教育課、総務広報課	A
こどもの交通安全教育の推進	幼児と保護者が一緒に交通安全について学ぶ「かもしかクラブ」の活動を通して、幼児期から交通ルールを身に付け、立派な交通社会人を育てることができるよう、その活動を支援します。 学校、幼稚園、保育園においても交通安全教室を開催し、年齢に応じた交通安全教育を実施していきます。	総務広報課	B
交通安全・防犯意識の啓発	交通安全・防犯関係団体と協力し、交通安全県民運動の時期に合わせた立哨指導、無灯火自転車指導、飲食店における飲酒運転撲滅に関する啓発活動、町内会の協力も得て防犯意識の啓発を行う「安全・安心こんばんは作戦」、安全・安心まちづくり町民大会の開催等を実施し、交通安全・防犯意識の高揚を図ります。	総務広報課	B
こども110番連絡所の取り組みの推進	こどもが不審者に遭遇した場合等に逃れるための一時避難所として小学校の通学路沿いの住宅や事業所などに設置されている「こども110番連絡所」について、こどもたちに周知を図る等、警察、学校、PTA等が連携して取り組みを推進します。 長崎小学校では、連絡所の家が記載されている安全マップを全校児童へ配布しています。豊田小学校では、登校班会で連絡所の家を教師と児童で確認しています。	教育委員会 教育課	A
安心して通行できる道路環境の確保	危険箇所を放置せず、こどもを含むすべての人が安全に通行できるよう、道路の適正な維持・管理を行います。 パトロールや地区からの破損等情報、要望により状況に応じた対応を実施しています。 また、町内会等で設置し、維持管理している防犯灯の電気料や設置・更新費用を補助します。	建設課、総務広報課	B

事業名	内容	担当課	評価
「歩いて健康のまちづくり」の推進による防犯対策	町では、「歩く」ことを中心とした健康づくり事業である「なかやま健幸くらぶ」を実施しています。ウォーキングを習慣にすることは、その人の健康のために良いばかりではなく、まちなかで歩く人が増えることにより、地域住民の目が行き届き、防犯対策にもなる効果が期待されています。この事業を引き続き推進し、安全なまちづくりにつなげていきます。	健康福祉課	B

※評価ランク：S＝100％を超える達成、A＝100％達成、B＝80％以上、100％未満の達成、C＝60％以上、80％未満の達成、D＝60％未満の達成又は未着手

基本目標 6 困難を有する子どもやその家庭への支援

推進施策 1 児童虐待防止体制の構築

児童虐待防止は、全国的にも対策が急がれている課題であり、当町における児童虐待認定件数も微増傾向にあります。令和7年度からこども家庭センターを設置し個々のケースに応じて適切に対応できる体制を構築します。

◆推進事業◆

事業名	内容	担当課	評価
要保護児童対策地域協議会の設置	要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関で情報交換を行い、児童虐待等の早期発見、適切な保護及び健やかな成長の推進を図るためのサポートを行います。また、実務者会議や必要に応じた個別ケース検討会議を開催して個々の事案における対応策を話し合い、適切な支援に努めます。	健康福祉課	A
訪問事業・相談事業等における児童虐待等の早期発見	こども家庭センターにおける相談業務において、児童虐待が疑われる家庭を早期に発見したり、虐待を未然に防いだりすることができるよう、注意深く対応します。 具体的には、生後4ヶ月までに全ての乳児に対して訪問指導を実施します。また、電話や面談での相談対応、産後の早期訪問（希望ありの場合）など、切れ目のない支援を行います。	健康福祉課	A

※評価ランク：S＝100%を超える達成、A＝100%達成、B＝80%以上、100%未満の達成、C＝60%以上、80%未満の達成、D＝60%未満の達成又は未着手

推進施策 2 障がいや発達に課題のある子ども等への支援体制の充実

本町においては、近年、発達に課題のある子どもが増加しており、対応するサービスや施策が必要となっています。障がいのある子どもや、特別な支援を必要とする子どもが、地域で自立し、安心して日常生活を送ることができるよう、関係機関の連携を強化し、支援体制を充実させます。

◆推進事業◆

事業名	内容	担当課	評価
相談支援体制の充実	障がいのある子どもや、発達に課題のある子どもの保護者からの相談に応じ、必要な福祉サービスや経済的支援が受けられるよう、関係機関が連携して取り組みます。 また、発達障がい等がある小学生以上の児童の保護者に対し、「こどもの困りごと相談会」を開催し、支援を図ります。	健康福祉課	A

事業名	内容	担当課	評価
幼児発達相談の実施	保健福祉センターで未就学児とその親を対象に、臨床心理士及び保健師による個別相談を実施しています。 また、必要に応じて適切な療育支援が受けられるようサポートします。	健康福祉課	A
障がい児保育の受け入れ体制の確保	障がいのあるこどもが安心して保育施設等に通えるよう、保護者や入所施設からの相談に応じ、職員体制の充実等、受け入れ体制の確保を図ります。 相談内容に応じた連携が図られるよう、情報の共有化や連携を実施しています。 対象児童が増加していることにより、受け入れ先など困難な事例が多いことから、障がい福祉サービスと連携した事業の充実を図ります。	健康福祉課	A
特別支援教育支援員の配置	小中学校の普通学級に在籍し、日常的に特に支援が必要な児童・生徒等に対し、担任教員と連携して支援を行う特別支援教育支援員を各小中学校に配置します。	教育委員会 教育課	B
特別支援教育就学奨励費の支給	小中学校の特別支援学級に在籍するこどもの学用品費、学校給食費、修学旅行費等の援助を行い、経済的負担の軽減を図ります。	教育委員会 教育課	B
関係機関との連携	障がい児支援の体制を整備するにあたり関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進するとともに、地域の関係機関と連携し障がいのあるこども等への支援体制の整備を行うよう努めます。 また、町がこども・子育て支援を行うにあたり開催する連携会議の構成員に子育て支援に関わる関係機関として児童発達支援センターを加えます。	健康福祉課、教育委員会教育課	新規事業

※評価ランク：S＝100％を超える達成、A＝100％達成、B＝80％以上、100％未満の達成、C＝60％以上、80％未満の達成、D＝60％未満の達成又は未着手

第6章 計画の推進体制

本計画の基本理念「こどもが健幸に育つ 子育てに優しいまち なかやま」の実現に向け、行政だけでなく、町民、教育・保育事業関係者、地域との連携により子育て支援を進めていきます。それぞれが担うべき役割を認識し、各主体の特徴を活かした取り組みを行うことで、地域全体でこどもと子育て家庭を支えていくまちづくりを目指します。

また、計画の実効性確保のため、毎年度ごとに、PDCAサイクルの考え方を踏まえて計画の進捗状況を把握し、評価を行い、中山町子ども・子育て会議において施策の見直しについて協議を行います。

◆PDCAサイクルのプロセス◆



第 3 期 中山町子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和 7 年 3 月
発行者 中山町健康福祉課福祉子育て支援グループ
所在地 〒990-0406
山形県東村山郡中山町大字柳沢 2336 番地 1
電 話 023-662-2705